

## 第45回 SGRA フォーラム

---

# 紛争の海から平和の海へ —東アジア海洋秩序の現状と展望—

### ■ フォーラムの趣旨

東アジアの海が荒れている。特に2012年は日中・日韓の間で島々の領有をめぐり、激しい応酬が見られた。日本はロシアとの間でも4つの島をめぐり領土問題を抱えている。このような現状で、東アジア共同体の構築に向けた議論はどこにいってしまうのか。果たして領土問題は東アジアの海に紛争の渦を湧き起こし、共同体議論は破綻してしまうのか。それとも領土問題は東アジアの人々に協力と平和の大切さを気づかせ、共同体議論を一步前進させるきっかけとなりうるか。この地域は今、その岐路に立っている。一方、共同体議論と領土紛争はあまりにもかけ離れているため、そのどちらにしろ性急な結論に走ってしまうように思われる。したがって、その中間領域で、かつ長いタイム・スパンで、じっくり現実を見つめることが必要である。「(武力によって)強制できず、(対話によって)譲歩できず、したがって解決できず」の現実が物語るのは何であるのか。その現実を見つめると、そこに戦後の歴史のなかで紆余曲折を経ながら形成されてきた「秩序と規範」、すなわち「東アジア型国際社会」の存在を確認することができるのではないだろうか。SGRA「東アジアの安全保障と世界平和」研究チームが担当する第6回目のフォーラムは、こうした問題意識から「東アジア海洋秩序の現状と展望」を語ることで「紛争の海から平和の海へ」の可能性を模索したい。

## SGRAとは

SGRAは、世界各国から渡日し長い留学生活を経て日本の大学院から博士号を取得した知日派外国人研究者が中心となって、個人や組織がグローバル化にたちむかうための方針や戦略をたてる時に役立つような研究、問題解決の提言を行い、その成果をフォーラム、レポート、ホームページ等の方法で、広く社会に発信しています。研究テーマごとに、多分野多国籍の研究者が研究チームを編成し、広汎な知恵とネットワークを結集して、多面的なデータから分析・考察して研究を行います。SGRAは、ある一定の専門家ではなく、広く社会全般を対象に、幅広い研究領域を包括した国際的かつ学際的な活動を狙いとしています。良き地球市民の実現に貢献することがSGRAの基本的な目標です。詳細はホームページ（[www.aisf.or.jp/sgra/](http://www.aisf.or.jp/sgra/)）をご覧ください。

## SGRAかわらばん

SGRAフォーラム等のお知らせと、世界各地からのSGRA会員のエッセイを、毎週水曜日に電子メールで配信しています。SGRAかわらばんは、どなたにも無料で購読いただけます。購読ご希望の方は、ホームページから自動登録していただけます。

<http://www.aisf.or.jp/sgra/>

# 紛争の海から平和の海へ —東アジア海洋秩序の現状と展望—

主催 (公財) 渥美国際交流財団関口グローバル研究会 (SGRA)  
日時 2013年9月29日 (日) 13:30～17:30  
会場 東京国際フォーラム G409号室  
司会 李 恩民 (桜美林大学リベラルアーツ学群教授)

13:30-13:35 挨拶：今西淳子 (渥美国際交流財団常務理事)

13:35-14:05 【基調講演】

## 東アジアの海と領土—国際法の視点から—

7

村瀬信也 (むらせ・しんや) 上智大学法学部教授

領土紛争は、それぞれの国民のナショナリズムを刺激し、政治問題化しがちである。「歴史観」や「歴史認識」を持ち込めば、その解決は一層困難になる。重要なことは事実上の「抗争」(conflict)を法的な「紛争」(dispute)として再構成し、これを司法的な解決に委ねることである。国際裁判は抗争を「非政治化」し、冷静に国際法に基づく解決を実現する手段である。中国、韓国、日本はともに国際社会における「法の支配」の確立を誓約しており、国際紛争は平和的に解決されなければならない。

日本が抱える領土問題のうち、北方領土紛争については、日本・ロシア両国外務省の間で1992年に「共同資料集」が編纂されたが、これはこの紛争の司法的解決を目指す上で、望ましい成果である。竹島紛争については、日本は、1954年、1962年、2012年に国際司法裁判所(ICJ)での解決を提案しており、この提案が受け容れられるよう一層の努力を期待したい。尖閣列島については、日本による1895年1月の領有宣言以来1971年まで中国は日本の領有を容認してきたので、両国間に法的な「紛争」は存在しないが、中国がこの「抗争」を「紛争」に転化したいと考えるのであれば、その方法は簡単である。ICJの管轄権を受諾し、日本を提訴すればよい。その場合、日本はよもやICJから逃避するようなことはしないはずである。こうした司法的な解決こそが、東アジアの海に平和をもたらす重要な一歩である。

## &lt; 韓国の立場 &gt;

## 東アジア型国際社会の出現

## — 日韓漁業協定(1965)への過程を振り返る —

南 基正 (ナム・キジョン) ソウル大学日本研究所副教授

本研究は、東アジア国際社会出現までの長い時間を契機として、日韓国交正常化交渉を捉えようとする。この際に英国学派とも呼ばれる国際社会学派の提起する方法論を用いたいと思う。国際社会学派の貢献の一つは、グロティウスをヨーロッパ合理主義の正統な鼻祖として復元したところにある。グロティウスは国際政治を単純に権力を追求する集団間の闘争ではなく、価値と規範を共有する主体たちの社会的関係として捉らえている。戦争にもかかわらず、否戦争の渦中から正戦論や国際法、そして規範共同体としてのヨーロッパが出現した歴史のなかでその証拠を見出すことができる。国際社会学派はこのことを重視して理論的枠組みを立てているが、本研究ではこの考え方を東アジアに適用し、日韓間において領土問題をめぐり鋭く対立した漁業協定をまとめる過程で、規範共同体としての「東アジア型国際社会」の萌芽が芽生えていたことを明らかにしたい。

日韓国交正常化と関連し、ここ数年間公開された外交文書は、交渉の細部で明るみに出た両国代表たちの認識と行動、戦略などを今日に伝えている。そのような環境のなかで、政治家と外交官たちの認識と行動に注目する国際社会学派の方法論を採択することが可能となった。本論においては、漁業及び「平和線」問題を取り巻く日韓交渉を素材に、日韓両国の交渉者の国際認識の展開と認識の共有過程を分析することで、日韓関係の新しい局面に光を当てようとする。特に注目するのは、これらの問題をめぐる「国際法」論争である。相手国に対して国際法の適用を認めさせ、これによる解決と遵守を促す態度こそ国際社会の存在を認めている証拠であるからである。

## &lt; 中国の立場 &gt;

## 東アジア国際秩序の現状と展望

## — 中国内における「新型大国関係」の議論を中心に — 29

李 成日 (リ・チェンル) 中国社会科学院亚太与战略研究院助理研究员

冷戦終焉以来、特に21世紀に入ってから、ASEAN+3、APEC、中日韓三カ国協力体制(FTA)、EAS、RCEPなど東アジア地域における経済協力が盛んに行われており、その人口規模や経済力などによって世界経済の一極を担っている。にもかかわらず、北米やEUに比べて、その経済や安保などにおける協力メカニズムは非常に遅れている。特に領土主権、歴史認識、海洋権益などをめぐって、東中国海、黄海、南中国海などで領土紛争が続いており、それは地域内の協力を大きく阻害している。

2011年11月アメリカ政府が「アジアへの復帰」を宣告以来、TPP(環太平洋経済連携協定)の推進や東アジア同盟体制の強化などにより東アジア地域の情勢はより複雑になっている。また2012年から2013年にかけて、中国、日本、韓国、北朝鮮、アメリカ、ロシアなど、国の最高指導者が相次いで交替しており、国内政策や対外政策において大きな調整が行われている。中国は習近平指導部が登場してから、中米間

の「新型大国関係」の構築を提案している一方、東アジア地域における多国間協力体制をより積極的に推進している。本報告は東アジア国際秩序をめぐる中国内の議論を中心に、大国関係、多国間協力体制、海洋権益などに関する中国の立場を明らかにする。さらにこれに基づいて、「求同存異」の姿勢で域内の関連諸国との具体的な協力を議論する。

14:45-15:05

**【報告3】****<台湾の立場>****「琉球地位未定論」の再燃で尖閣紛争の解決に役立つのか  
—中国と台湾の議論を中心に—**

36

林 泉忠 (リム・チュアンティオン) 台湾中央研究院副研究員

近年、尖閣諸島（中国語で「釣魚島」）をめぐる日中台の間における領土紛争が高まるにつれ、特に中国における「琉球地位未定論」の議論が活発になってきた。とりわけ2013年5月8日付中国共産党の機関紙『人民日報』が「下関条約と釣魚島問題を論じる」と題する論文を発表し「歴史的に未解決な琉球問題を再び議論できる 때가来た」と提起したことで、中国メディアやインターネットに熱い議論を引き起こし日本においても波紋が広がり、台湾でも話題になった。そればかりか、日中両国政府は1880年以降初めて琉球問題を外交の場面で応酬することに至った。

確かに尖閣諸島と沖縄は多くの接点や共通点があり、主に両地域は共に歴史的に中国と深い関係があること、両地域はいずれも近代において日本が武力ないし戦争を背景に手に入れたこと、そして戦後同じ運命に辿り着いてきたこと、が挙げられる。

しかし、現在の中国社会が大きな関心を寄せ、また台湾政府が戦後一貫して堅持してきた「琉球地位未定論」は果たして成立するのか。そもそも中国における「琉球地位未定論」の再燃の背景には、本来、尖閣問題の解決に一つの糸口として考えられているが、果たして尖閣紛争の鎮静化に役立つのか。

本報告は、これらのホットな問題を近年中国・台湾の動きを検証し、沖縄の立場も兼ねて議論したい。

15:05-15:30

## 休憩

15:30-15:50

**【報告4】****<日本の立場>****竹島／独島をめぐる海の一断面**

44

福原裕二 (ふくはら・ゆうじ) 鳥根県立大学准教授

竹島／独島領有権問題に興味・関心を有し、様々に考えをめぐらせる人々が多いものの、竹島／独島を生活圏に含む人々・地域の事柄に興味・関心を有し、考えをめぐらせる人々は存外少ない。たとえば、竹島／独島及びその周辺海域は、それを活用する人々・地域にどのような恩恵を与えてきたのか、具体的にはどのような漁場で、誰が出漁をし、どんな漁獲を得てきたのか。また、過去・現在においてどのような問題が潜んでいるのか等々、こうした事柄に対して正確に答えられる人はほぼ皆無であろう。

竹島／独島及びその周辺海域は、日本・朝鮮半島にとって相対的に重要度の低い漁場であるものの、それを活用する人々や地域にとっては死活的に重要な漁場であり続けている。加えて、「領土問題」をめぐるナショナリスティックな言説によって、竹島／独島を生活圏に含む人々・地域の事柄は不可視化され続けている。

本発表は、大旨こうした問題意識に立脚しながら、竹島／独島を生活圏に含む人々・地域の事柄を正確に把握すべく、日本海／東海西部海域における漁業実態を考察することで、紛争の海から平和の海へと構想していく方途の一環としたい。

15:50-16:10

**【報告5】****北極海の開放と韓国・日本・中国の海洋協力の可能性** 56

朴 栄濬 (パク・ヨンジュン) 韓国国防大学校安全保障大学院教授

地球温暖化によって、これまで利用が制限されてきた北極海が、新しい海洋運送路として注目を集めている。のみならず、北極圏に埋蔵されていた地下資源も開発されるようになった。この変化にともなって、ロシア、アメリカ、カナダなど、北極海に面していた国々はもちろん、韓国、日本、中国など、非沿岸国家も北極海の航路利用と資源開発への参加に強い関心を寄せている。特に2013年5月をもって、韓国、日本、中国がともに北極評議会のオブザーバーになった。本報告では、これらの情勢を踏まえて、韓国のことを訴えていきたい。

16:15-17:25

**パネルディスカッション Panel Discussion** 66

司会：李 恩民

総括：明石 康 (国際文化会館理事長)

パネリスト：上記発表者

17:25-17:30

**閉会挨拶** 嶋津忠廣 (SGRA 運営委員長)

**講師略歴** 84

## 基調講演



## 東アジアの海と領土

—国際法の視点から—

## 村瀬信也

上智大学法学部教授

## 1. はじめに

私はこの40年間、大学の法学部で国際法を講義してきました。それによって、私は、東京でのささやかな生活を維持してきました。昔は、国際法は法ではないと非難された時代もありましたが、仮に国際法が法でないとすると、法学部の国際法講座は廃止され、われわれ国際法学者は職を失うこととなりますので、そうした考えには賛成できません。幸い、今日では、国際法も国内法と同じように、れっきとした実定法として受け入れられ、誰も国際法の法的性質を疑う人はいません。

さて、法の役割は、紛争を解決することです。国際法の場合は、国際紛争（国家間の紛争）を解決することです。紛争という概念は、したがって、法に内在的な概念です。そうした観点から言うと、紛争が多発していることは、それ自体、決して悲観すべきことではないはずですが、国家間の友好関係は「紛争」の存在と矛盾するものではありません。国々の関係が密接になればなるほど、紛争が増えるのは、自然のなりゆきであって、紛争の存在はむしろ健全な二国間関係の指標です。対立すべき事柄はしっかりと対立させ、これを「紛争」として捉えて対処していくことが必要なのです。

私は国際紛争をネタに講義し論評することで、この40年間、ささやかな生活の糧を得てきました。紛争の増大は、決して悪いことではない、私の法学部の学生たちにも、韓国や中国の法学部の学生たちにも、就職先を増やしてくれることとなります。ですから、皆さんにも、紛争を歓迎するようにして頂きたいと思えます。

ただここで重要なことは、事実上の「抗争」(conflict) と法的な「紛争」(dispute) とを区別する視点です。「抗争」というのは、「いざこざ」というか、「喧嘩」というか、コントロールされない形の国家間の争いで、これは場合に

よっては「戦争」に発展しかねない危険性を持っています。したがって、重要なことは、「抗争」を「紛争」として再構成し、その紛争をコントロールすること、つまり、しかるべき紛争処理の手続きに乗せてその解決を追求することです。国際法にはそうした紛争を処理するための実体法・手続法が十分に用意されています。国際法はそういう形で、国家間の「抗争」を「紛争」（法的紛争）としてコントロールし、解決を図ることで、国際社会に「法の支配」を確立し、平和と安定を保障してきました。もちろん、国際法には未だ多くの欠陥がありますが、「紛争の平和的処理」、とりわけ「紛争の司法的解決」は国際法の中心的な役割であり、各国はこれを推進していくように努力を重ねるべきであろうと考えています。具体的には、紛争は国際司法裁判所や国際海洋法裁判所などの国際裁判によって解決することが望ましいということになります。

「抗争」と「紛争」の区別と並んで、もう一点、本日の私の話を聞いて頂く前提として、ご理解頂く必要があるのが「決定的期日」(critical date)という言葉です。仮に、領土紛争を国際裁判での解決を目指すということになりますと、裁判所が最初に決めるのは、その「紛争」は、いつ発生したのかという点です。この決定的期日が決められますと、裁判所は、その期日以前の証拠しか採用しません。その日以後に行われたいかなる行為・事実も、証拠としては許容されないのです。したがって、決定的期日以降に、たとえば灯台を建てたとか、公務員を常駐させたとか、紛争当事国がどのようなことをしても、それは法的には無意味なこととなります。無意味なことですから、そういうことをやっても無駄だということになり、紛争当事国がいたずらに紛争を激化させるようなことを控えさせるという鎮静化の効果も生まれるということになります。

以上を前提として、本日は、日本が抱える3つの領土問題について、国際法の観点からお話し申し上げたいと思います。もとより、私の見解は、私の個人的見解以上のものではなく、また、あくまでも国際法の観点からの問題提起であり、それを超えて、とくに、政策的な問題に踏み込むものではありません。

## 2. 北方領土をめぐる紛争

日本が抱える領土問題として、まずロシアとの間の北方領土をめぐる紛争があります。ソ連時代のブレジネフ共産党書記長まで、同国は長く「北方領土問題」は存在しないと主張してきました。「紛争」と認めること自体を拒否してきたのです。この立場を翻して「紛争」の存在を認めたのがゴルバチョフ大統領でした。その後、1992年9月には、両国の外務省間で『日露領土問題の歴史に関する共同作成資料』が日露両語で作成されました（2001年に新版）。しかし、最近のロシア政府は、ブレジネフ時代に戻って、あくまでも「紛争」の存在を否認し、既成事実を積み重ねていくという方針に再び転換しているかのようでもあります。

そこで、私は一昨年、北方領土問題について「国際司法裁判所に付託を」と題する論考を毎日新聞に寄稿しました（2011年3月2日夕刊）。私がICJ（国際司法裁判所）付託という提案をしたのは、次のような理由からです。すなわち、日露両国が一步も譲らず外交交渉も全く進展していない中で、時間の経過は日本の立

場を不利にするばかりです。ロシアが大統領や政府高官の北方領土訪問などを通じて次々と既成事実を積み重ねようとしているとき、日本としては、単に外交的抗議を繰り返すだけでは不十分であります。日本がロシアに対しICJへの付託提案をしても、ロシアがそれを拒否する可能性は大きいと言わざるを得ません。しかしその場合には、ロシアが拒否したという事実が白日の下に晒され、少なくとも北方領土問題が両国間の「紛争」として存在していることを国際的に明確化することになろう、と思われまます。

仮に両国の同意によって北方領土紛争がICJに付託された場合に、裁判所がまず行うことは、紛争発生の「決定的期日」を指定することです。これまでの国際判例を参考とすれば、それは1951年のサンフランシスコ平和条約締結の時期となる公算が大きいと思われまます。同条約2条(c)項で日本は「千島列島」(Kuril Islands)の放棄に同意しましたが、そこで放棄した「千島」に北方四島が入っているかどうか争われることとなります。裁判所は、この期日以前の証拠しか採用することを認めません。日本側としては、1855年の日露通好条約、1875年の樺太千島交換条約などから、北方四島がわが国固有の領土であることを主張するとともに、第二次大戦における連合国の領土原則からみても、戦後におけるソ連の占拠には理由がないことを主張していくこととなります。決定的期日が1956年の「日ソ共同宣言」発効日となることも考えられますが、いずれにせよ、これらの期日以降にソ連・ロシアが行ってきた行為（さまざまな開発活動や最近の大統領訪問なども含めて）が、領有権主張の根拠としての「国家実行」としては何らの意味も持たないことは言うまでもありません。

こうした国際裁判にロシアが同意して領土紛争が速やかに決着できるとは、現在のところ、もとより容易には期待しえない状況です。しかし日本としては、紛争の存在を常に顕在化しておく必要があります。その点をはっきりさせた上でなら、日露で共同管理するといった前向きの協力関係を構築していくことも可能となろうと思われまます（拙稿「日露共同管理で打開目指せ」毎日新聞2010年1月7日参照）。

### 3. 竹島紛争

日本国民にとって、竹島は「領土問題」（したがって法的問題）であり、それ以下でもそれ以上でもありません。韓国の国民の間では、「独島」は「歴史問題」として捉えられており、出発点からして、両者の隔たりを架橋するのは至難の業です。

領土紛争はそれぞれの国民のナショナリズムを刺激し、政治問題化しがちです。特定の「歴史観」を持ち込めば、その解決は一層困難になります。国際裁判はこれを「非政治化」して、冷静に、法に基づく解決を実現する手段です。国際裁判制度は、そのようなものとして、国際社会に受け入れられてきました。私は、国際裁判という手続きを通して、竹島・独島の問題を解決できないか、ということを考えてきました。それは可能なはずである、というのが私の立場です。

国際紛争の解決に最も重要な要素は、何よりも、客観的な歴史的事実です。歴

史「観」や歴史「認識」ではなく、歴史的「事実」こそが、重要です。何年何月何日に誰が何をしたか、その事実を認定すること、fact-finding がまず何よりも不可欠です。竹島・独島については、この「事実」に関してさえ、一致点がありません。事実は一つしかありませんから、双方が歴史的な文書や地図を突き合わせて、それを公平な第三者による判断に委ねれば、事実認定はそれほど難しい問題ではありません。国際紛争の解決において、次に必要な作業は、認定された事実について、法的な評価をすることです。領土紛争については、国際法で多くの先例があり、それによって蓄積されてきた判例法がありますので、それに照らして、衡平な第三者の専門的な判断に委ねるのが適当であろうと考えられます。

日本は韓国が1952年に竹島（独島）を自国の施政権の中に取り込んで以来、それに対する抗議を重ね、1954年にはこの問題をICJに付託することを韓国に提案していますので、その時すでに両国間に「紛争」が存在していたことは明らかです。

もとより、紛争当事国の双方が裁判所の管轄権に同意しなければ、国際裁判は成立しません。日本は1958年以来、ICJの強制管轄権を受諾し、同様に管轄権を受諾している他国から訴えられれば応訴する体制をとっています。韓国はグローバル・コリアとして国際社会で責任ある地位を占め、国連事務総長の出身国でもあります。国際社会における「法の支配」の重要性を常々強調している韓国が、こうした紛争を、国連の主要な司法機関であるICJで解決しようという提案に同意できないはずがないと思います。逆に、韓国が応訴しない場合には、同国には、国際世論から、応訴しない理由を説明することが求められることになろうと思われま

す。因みに、ICJは各国から選ばれた15名の裁判官で構成されていて、その中には日本人の裁判官も含まれます。韓国の裁判官はいませんから、竹島・独島がICJで審理されるということになりますと、この案件に限って、韓国が指名する裁判官が他の裁判官と同等の資格で訴訟に参加することが出来るようになっていて、衡平性が担保されています。

1965年の日韓紛争解決交換公文で、両国は、外交交渉で解決できなかった紛争は、調停による解決を図るものとするとしていますので、調停による解決ということに合意できれば、もとよりそうすべきです。調停による解決においても、アルゼンチン・チリ間の「ビーグル海峡事件」（1977年）やアイスランド・ノルウェー間の「ヤンマイエン境界画定事件」（1993年）では、国際法の専門家が仲裁官となって判決を下し、その内容は、紛争当事国にも受け入れられて、高く評価されています。

韓国の国民にとって、「独島」が特別な意味をもっていることは、承知しています。そうであれば、一層、韓国はその主張を、国際裁判の場で、法的に展開すべきものと思います。

先にも触れましたように、領土紛争の司法的解決において最も重要なポイントは、裁判所が、紛争発生「決定的期日」を、いつに定めるかという点です。紛争当事国が提出する証拠は、この決定的期日以前のもののみが許容されます。つまり、決定的期日がいつになるかによって、領土紛争においては、それが裁判の

行方を左右することも多いのです。裏返して言うと、この期日以降の「実行」は裁判では何ら主張の根拠として援用することはできないのです。

仮に竹島紛争がICJで争われることになったとして、決定的期日はいつになるでしょうか。これまでの類似の国際判例から考えられるのは、日本が竹島を島根県に編入した1905年が決定的期日として最も有力と言えます。日本の主張は、幕府の「渡海免許」が示すように同島は18世紀にはすでに日本の主権の下に置かれていたというものであり、島根県への編入はそれを「再確認」したにすぎないというものですから、韓国側としては、1905年以前の時期において、竹島が韓国領であったということを、歴史的事実に即して証明する必要があります。いずれにせよ、どちらの国が同島に主権的権能を及ぼしていたかが、証拠に照らして判断されることになるのです。

もっとも、裁判所による決定的期日として、日本が最初にこの紛争をICJに付託することを韓国に提案した1954年が採用される可能性もある。その場合には、1952年の韓国による「海洋主権宣言」（竹島を取り込んだいわゆる「李承晩ライン」の設定）や日本の海上保安庁巡視船による韓国漁民竹島上陸の阻止の試みと韓国警備艇の発砲といった事例も裁判所の考慮の対象となろうと思われまゝ。しかし、その後に韓国によって行われた様々な行為（国標の設置、警備隊の常駐、灯台・駐留施設の建設、最近の大統領の訪問など）は、領有権主張の根拠としては援用できないということになります。したがって法的な観点から見ると、日本側も、こうした韓国の行為に過度の反応を示す必要はないのです。

いずれにせよ、裁判所を信頼しその判決を待つことが、両国の親密で建設的な関係を再構築する上でも、最も望ましい方法と思われまゝ。

#### 4. 尖閣問題

尖閣問題におけるわが国と相手国との関係は、竹島の場合とは、逆転したものとなっています。日本の立場は、尖閣に関する領土問題は存在せず、まして「紛争」は存在しない、というものです。日本は1895年1月に、尖閣諸島が何れの国にも帰属していないことを確認した上で、これを沖縄県八重山郡の一部として編入しました。こうした措置は、国際法上「無主地」の「先占」として認められています。日本が尖閣諸島の領域編入措置をとったのは、日清戦争終結に関する下関条約締結以前のことで、もとよりこの諸島は、日本が日清戦争の結果、清国から「奪取」したものではありません。以来、日本はその領有を平穩に継続してきました。台湾・中国が領有権を主張し始めるのは、その75年後、1971年12月のことであります。尖閣周辺海域に石油・ガス埋蔵の可能性が報じられたことが、その理由であって、中国側にその原始的権原（original title）の主張を支える証拠はどこにもない、というのが日本の主張であります。

これに対して、中国の戦略は、実力で意図的に緊張を作り出し、「抗争化」（「紛争化」ではない）を拡大していこうとしているかのように見えます。このような中国の動きに対し、わが国としては、これまで通り、国内法に則り、粛々と尖閣諸島の維持管理を継続し、外圧に屈しない態勢の整備に万全を期するほかな

いのですが、不測の事態の発生が、両国にとって、思わぬ危険に発展しないとも限らず、極めて憂慮される状況です。

こうした状況の中で重要なことは、何よりもこの「抗争」を、法的な「紛争」として捉えかえすことでもあります。中国側がこれを「紛争」にすることは、同国がICJに委ねるといふ決断に踏み切りさえすれば、簡単なことであります。日本が韓国に対して行ってきたように、ICJに日本を提訴すればよいのです。中国が日本を説得してICJに合意付託を提案し、日本がこれを拒否した場合には（そういうことはありえないと思いますが）、中国が日本と同じようなICJの強制管轄権の受諾宣言をして1年後にICJにこの紛争を一方的に付託すればよいのです。日本はよもや訴訟を回避するようなことはしないはずで、中国は1981年から引き続きICJに裁判官を送り込んでおり、ICJの訴訟手続きに関する優れた研究者も多く、国際裁判で紛争を解決するということには自信をもっているものと想像されます。いずれにせよ、尖閣の場合には、中国側がICJ付託のイニシアティブをとる必要があります。こうした手続きの下で、日本が、中国の要請を受け入れ、ICJの管轄権に同意することは、日本が外圧に屈して妥協するということとは全く異なることです。

仮にこの「紛争」がICJで審理されることになった場合は、その「決定的期日」はいつになるのでしょうか？ 先にも申しましたように、これは裁判所が決める事柄ですが、まず考えられるのは、日本政府が領域編入した1895年1月です。その時点で、尖閣列島が「無主地」であったかどうかが問われることとなります。国際法の原則によれば、無主地であったかなかったかは、そこに具体的な政府機能が実効的に確立されていたかどうかによります。中国側は、明朝・清朝時代の歴代『冊封使録』などに尖閣列島が航路の目標として記述されていたことなどを根拠に、歴史的権原を主張していますが、具体的な実効的支配に関する証拠を提出できるかどうか問われます。最初に発見したということだけでは、領土取得の権原を獲得することにはなりません。ともかく、何れの側が優越的な証拠を提出しえたかを、裁判所は客観的な第三者の立場から、冷静に判断するものと思われれます。

また仮に、裁判所がこの決定的期日を、1895年ではなく、中国が問題提起し始めた1970年12月に決めた場合には、それまでの双方の国家実行が審理の対象になります。この場合には、日本の主張が一層強くなるでしょう。1920年5月に、当時の中華民国駐長崎領事から福建省の漁民が尖閣諸島に遭難した件について発出された感謝状において、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」との記載が見られます。また、1953年1月8日人民日報記事「琉球諸島における人々の米国占領反対の戦い」においては、琉球諸島は尖閣諸島を含む7組の島嶼からなる旨の記載があるほか、中国で発行された地図を見ても、例えば1933年発行の「中華民国新地図」や1960年の「世界地図集」では、尖閣諸島が日本に属するものとして扱われています。さらに1951年のサンフランシスコ平和条約において、尖閣諸島は、同条約第2条に基づき我が国が放棄した領土のうちには含まれず、第3条に基づき南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政権下に置かれ、沖縄返還協定においてもわが国に施政権が返還される地域に含まれております。同協

定発効とともにわが国に施政権が返還されましたが、こうした事実に関し、1971年以前に、中国が日本による尖閣諸島の領有に異議を唱えたことはありませんでした。

もとより、これらは日本側の主張なので、中国側からより有効な反論が提起される可能性を排除するものではありません。中国はすでに国際社会に責任ある超大国としてその地位を確立しているのですから、こうした問題については、良識をもって冷静に対処するよう期待したいと思います。

この期日以降の「実行」は裁判では主張の根拠とはならないということも、再度、強調しておきたいと思います。日本の世論の中には、最近の中国や韓国の行動に対抗して、日本も実効的にこれを阻止する行動に訴える必要があるなどという誤った主張が目立ちますが、そのようなことをしても法的には何の意味もないばかりか、悪い結果を生むだけであります。

なお、蛇足ですが、昨年、日本政府が尖閣の一部をこれまでの民間人所有者から買い上げたことは、国際法上は何ら特別の意味を持つことではありません。これを「国有化」と呼ぶのは適当ではありません。1932年までは、尖閣は国が所有していたわけですし、民間人の所有に移っていたものを、再び国が買い上げることになったにすぎない。誰が所有者になろうと、それによってこの島の「国際法上の」地位が変わるわけではありません。

現在、中国は南シナ海の大半を9つの破線で囲んで、これを中国の歴史的海域だと主張しており、これに対して、フィリピン、ブルネイ、タイ、マレーシア、ベトナムなどが猛反発しています。フィリピンは今年1月、中国を国際海洋法裁判所に訴えました。国際海洋法裁判所には強制仲裁という制度があり、フィリピンはこれを使って中国が応訴せざるを得ないように迫ったわけです。しかし、中国は応訴しませんでしたので、規則に従って、裁判所長が仲裁法廷の裁判官を指名し、審理は粛々と進行しています。強制仲裁なので、中国が応訴する、しないに関わらず、1、2年後には、判決が出ることとなります。そうであるならば、中国は応訴して裁判の場で自己の主張を展開したほうが、無視を続けるよりはるかに賢明だと思うのですが、残念ながら、そういう気配は見受けられません。

中国は、世界貿易機関（WTO）の加盟国となって以来十数年、この間、その紛争処理手続きに大変協力的です。中国はWTO紛争処理では、勝訴したり敗訴したりしていますが、敗訴した場合にも、WTOの勧告に従って国内法を改訂するなど、履行確保の面においても優等生です。米国などは履行を拒否するケースが多く、評判が悪いのです。中国がいずれ国際司法裁判所や国際海洋法裁判所についても、WTOの場合と同様に、「裁判嫌い」のアレルギーを克服していくことを望みたいと思います。そのことこそ、中国が、成熟した責任ある超大国として国際社会で認められるためには必要なことではないかと思うのです。

## 5. 結び

領土問題の解決には、何よりも、当事者双方に冷静な対応が求められます。いたずらに相手方を刺激するのでは、決して望ましい解決は得られないでしょう。

先にも紹介しましたように、北方領土問題については、日露両国の外務省が『共同作成資料』を作りました。この資料は、民間の学者の手によるものではなく、両国の外務省が共同して作成したものであるという点に大きな意味があります。国際裁判ということになれば、これが審理のベースになることは容易に期待できます。私は、竹島と尖閣についても、韓国および中国の外務省との間に、竹島、尖閣に関する『共同作成資料』ができることを望みたいと思います。それができれば、冷静な対応に資することになり、国際裁判にも一歩近づくことになろうと思われるからです。

もっとも、領土問題の解決を国際裁判に委ねるということは、日本側にも相当の覚悟が求められることとなります。裁判ですから、何れの側が勝訴するかは未知です。裁判に委ねるからには、どちらの側にも敗訴の可能性があります、敗訴も受け入れる用意（覚悟）が必要です。

領土は国家主権の根幹ですから、政府が外国からの脅威や圧力の下で固有の領土を外国に譲ったとなれば、その政府は国民から見放され、諸外国からの信用も失うでしょう。しかし、公正な国際裁判の結果としてであれば、それがいかに自国に不利な判決であっても、それを受諾することは一文明国の国民にとって名誉とすべき事柄であります。わが国の憲法前文は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して恒久の平和を維持することを確認し、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と宣言したことを思い起こしたいと思います。国際裁判による紛争の解決こそが、国際の平和という理念にかなう選択である、そのことを、近隣三国にも訴えていきたいと思



## ＜韓国 の 立場＞

# 東アジア型国際社会の出現

—日韓漁業協定(1965)への過程を振り返る<sup>1</sup>—

南 基正

ソウル大学日本研究所副教授

## 1. 序論

本研究は、東アジア国際社会出現までの長い時間を契機として、日韓国交正常化交渉を捉えようとするものである。これに際して、英国学派とも呼ばれる国際社会学派の提起する方法論を用いたいと思う。国際社会学派の貢献の一つは、グロティウスをヨーロッパ合理主義の正統な鼻祖として復元したところにある。グロティウスは国際政治を単純に権力を追求する集団間の闘争ではなく、価値と規範を共有する主体たちの社会的関係として捉えている。戦争にもかかわらず、否戦争の渦中から正戦論や国際法、そして規範共同体としてのヨーロッパが出現した歴史のなかでその証拠を見出すことができる<sup>2</sup>。国際社会学派はこのことを重視して理論的枠組みを立てているが、本研究ではこの考え方を東アジアに適用し、日韓間において領土問題をめぐり鋭く対立した漁業協定をまとめる過程で、規範共同体としての「東アジア型国際社会」の萌芽が芽生えていたことを明らかにしたい。

日韓国交正常化と関連し、ここ数年間公開された外交文書は、交渉の細部で明らかにされた両国代表たちの認識と行動、戦略などを今日に伝えている<sup>3</sup>。そのような環境のなかで、政治家と外交官たちの認識と行動に注目する国際社会学派の方法論を採択することが可能となった。本論においては、漁業および「平和線」問題を取り巻く日韓交渉を素材に、日韓両国の交渉者の国際認識の展開と認識の共有過程を分析することで、日韓関係の新しい部面に光を当てようとしている。

1 本稿は「日韓漁業交渉に見る東アジア国際社会の出現—漁業及び「平和線」をめぐる国際法論争を中心として」(『法学』76巻6号、2012年)を基にし、大幅に加筆、修正したものである。未完成原稿であり、引用を禁ずる。

2 Buzan, Barry, *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalization*(Cambridge Press, 2004), pp.6-10.

3 公開された日韓会談関係史料を用いた新しい研究として李鍾元、木宮正史、浅野豊美『歴史としての日韓国交正常化(1)、東アジア冷戦編』および『歴史としての日韓国交正常化(2)、脱植民地化編』(法政大学出版局、2011)がある。本稿と関連しては趙胤修の「日韓漁業交渉の国際政治—海洋秩序の脱植民地化と『国益』の調整」(東北大学大学院法学研究科博士論文、2008)がもっとも参考にできる先行研究である。

特に注目するのは、これらの問題をめぐる「国際法」論争である。相手国に対して国際法の適用を認めさせ、これによる解決と遵守を促す態度こそ国際社会の存在を認めている証拠だからである。1965年の漁業協定への過程、そしてその廃棄と1998年の新漁業協定への改定の過程は、国際的に成立し変容する海洋法の適用をめぐっての攻防であったことから、この地域において国際社会の誕生と存在を確認する最良の材料ではないかと思われる。

## 2. 第一次漁業会談

### — 「公海自由の原則」 vs 「正義と公平の原則」

日韓漁業交渉は、1952年1月18日の李承晩大統領による「隣接海洋に対する主権宣言」に基づく水域確定線、いわゆる「平和線」をめぐり国際法の攻防の場であった<sup>4</sup>。「平和線」の宣布から1ヵ月後に開始された第一次漁業分科委員会の第一回会議（1952年2月20日）において、千葉皓日本側代表はその挨拶の中で、日韓間漁業の歴史と意味、そして現実と懸案について次のように整理した。漁業問題に関して日韓間ではすでに近代以前に遡る長い歴史を共有しているという点、そして両国では水産業が占める比重が大きい点から、漁業問題が大きな関心事となっていることを指摘し、特に漁業問題においては「幸いにも諸外国のこれに関する先例が数多くあり、また協定の基準となる国際法ないし国際慣習も存在するので、これらを斟酌し両国が満足する協定に到達することができるよう」望むとし、国際法と国際慣習の解釈をめぐって機先を制しようとする態度を見せている<sup>5</sup>。これに対し韓国側の任哲鎬（イム・ Cholho）代表は「正義と公平の原則に則り公海資源に対する沿岸国の利益をどう調停するかという問題が、新たな国際秩序樹立において論争となっている」と前提し、海洋秩序に対する関係国間——すなわち日韓間の隔たりにより難しい交渉が予想されるが、「韓日両国の立場が、これから提起される現実に対し、徹底した研究により問題解決を行う熱意を十分に持ち合わせているものであると信じ、率直かつ秩序ある討議を通じ問題が成功裡に解決されることと思う」と答えた<sup>6</sup>。直接的な言及で相手を刺激しないようにしながらも、冒頭発言から両国はすでに鋭い対立をのぞかせている。直接的な言及はないが、千葉代表が暗示した意図は「平和線」問題を国際法と国際慣習に則り処理しようとするものであった。すなわち「公海自由」の原則の適用を主張しているのに反し、任哲鎬代表は「公海資源に対する沿岸国の利益」が正義と公平の原則によって保護される「新たな国際秩序」の構築を会談の目標として設定している。

4 「平和線」宣布に至る過程とその意味等については次を参照。趙胤修、前掲論文、21-34頁。

5 「제1차 어업분과위원회 의사록(第一次漁業分科委員会)」, 『어업위원회 회의록(漁業委員会會議録)』, 723.1.JA분/어1952/1-15차, 84, 정무과, 1952, C1-0001, \*, 1670-1986. (以下、韓国外交文書の引用においては、文書綴名以下情報を次の順序で表記する。分類番号、登録番号、生産課、生産年度、フィルム番号、フレーム番号。[\*]は抜け落ち。)

6 「한국 대표 임의 인사말(任韓国代表の挨拶)」, 『어업위원회 회의록(漁業委員会會議録)』, 同上。公開された外交文書には英文挨拶のみが残っている。

2月22日に開催された第二回会議からは、国際法上または国際慣習上の公海自由の原則に関する日韓間の攻防が繰り広げられた。韓国側は漁業管轄権を主張するにあたり「国際漁業協定において複数国家間で沿岸漁業管轄権が尊重、実行されてきたという事実」を挙げ、その正当性を確保しようと試みた。その具体的な事例として日米加漁業協定と北大西洋漁業条約を挙げ、そこでは漁業管轄権が規定され十数の関係国間で実践されているとの解釈を示した<sup>7</sup>。

これに対し日本は、北大西洋漁業条約と日米加漁業協定が漁業管轄権に対しては肯定も否定もしていないとし、韓国側の主張に対して反駁を加えた。これに再び韓国側は、「北大西洋国際漁業条約ではすでに実践中であり、日米加漁業協定でもそれと同様の趣旨により他国漁船の沿岸漁業従事を禁止制限している」とし反論し返した<sup>8</sup>。

さらに韓国側の金東祚（キム・ドンジョ）委員は、変化する国際法環境についても言及した。すなわち、日米加漁業協定の第1条第2項は「沿岸国の漁業管轄権を認めた根本的原則を表現したもの」であり、これは従来国際法上で様々な議論の対象となった専管水域における沿岸国の漁業管轄権問題に関する国際法上の論拠をなすものであるというのであった。これはまた新たな国際法上の原則を樹立するにあたり、この上なく有力な「事実上の法執行」ないし「法的確立」を付与するものであるという認識を示した<sup>9</sup>。

また韓国側は漁業管轄権主張の先例として、1945年9月のトルーマン大統領宣言を追加提示した。韓国側にしてみると、トルーマン大統領宣言は「公海自由の原則に代わる新たな提案」であり、諸南米国家も漁業管轄権の一方的宣言に乗り出している状況で、これらは「従来国際法学が固守してきた領水を越えた公海自由の原則を打破し、公海上に沿岸国家の権力作用が及ぶという主張」を含むものとして、日韓間で論争中である漁業管轄権理論の基底を成していると主張した。続けて、1947年6月のチリ宣言、8月1日のペルー宣言、1948年7月のコスタリカ宣言等が200海里漁業管轄権宣言の例として取り上げられた<sup>10</sup>。それらと合わせて米國務省広報誌『Bulletin』の1949年2月号に開催されたチャンプマン（Champman）氏の解説を取り上げ、トルーマン宣言が魚類保存のための漁業管轄権設定を正当化するものである論拠とした。

さらに韓国側はトルーマン宣言が、魚類保護という目的のため該当沿岸国家が一方的宣言を通じ公海上に国家権力を及ぼすことが可能である、という国際法理論を現代において適用した一つの先例にすぎず、管轄権理論はすでにグロティウスの時代の18世紀国際法においてその端緒を開いていたと主張した。韓国側代表の言及を直接引用すると、次の通りである<sup>11</sup>。

7 「제3차 어업위원회 회의 경과보고(第三次漁業問題委員会経過報告)」, 『어업위원회 회의록(漁業委員会會議録)』, 同上。

8 同上。

9 同上。

10 「한일회담 제12차 어업위원회 회의경과 보고(韓日会談第十二次漁業委員会會議経過報告)」, 『어업위원회 회의록(漁業委員会會議録)』, 同上。

11 同上。

以上について、日本は韓国側の主張を七つに整理した。(一) 北大西洋漁業協定、(二) 日米加漁業条約、(三) トルーマン大統領宣言、(四) 中南米国家の主張、(五) 1930年の海洋国際法編纂委員会、(六) 近接国家の領水拡張主張、(七) ダレス—吉田首相問の書簡等、以上七つに漁業管轄権の主張として解釈される内容が含まれている可能性もあるが、これらは未だ国際的に認められていないという点から、国際法の適用として漁業管轄権を主張することは不可能であるという日本側の立場を明らかにした。むしろトルーマン大統領宣言の場合には漁業管轄権を行使しなければならない状況があるとしても、他国との協定に従うとされている点から韓国側の主張と相反すると指摘した<sup>12</sup>。

「平和線」と漁業管轄権問題をめぐる国際法の攻防は、決して韓国に有利なものではなかった。そして韓国側も十分にこれを認知していた。韓国側は、日本側が「平和線」内の韓国側単独漁業管轄線の外側において国際協力による漁業の共同規制を正当化する場合、結局は国際法理論によりこのような方法が許容されるという論理に到達するであろうと予想していた。さらに日本側が財産権、船舶問題等において譲歩するという口実の下に、「平和線」の撤廃と縮小、または実質的変更を要求する可能性があるが、その場合、具体的には「平和線」内までを含む水域での日韓共同操業等を提議すると見受けられた<sup>13</sup>。これらへの対応の模索が韓国政府の当面の課題として浮かび上がった。

### 3. 第二～五次漁業会談

#### — 「資源の共同管理」 vs 「実質的不平等の解消」

第二次日韓会談漁業委員会で、韓国側が「平和線」設定の必要性和正当性の論拠として考案、提示した原則は、「国際間漁業能力の格段の相違」の考慮という新たな原則であった。韓国側は第二次日韓会談の第六回漁業委員会において、漁業管轄水域設定の必要性について説明するなかで、過去に公海自由の原則が一般化された時期には想定されなかったことであるが、「時勢の変化」による「歴史的必要性」に伴い「公海漁業での実質的不平等を除去するため」、「公海漁業自由の原則を修正し沿岸水域に対する漁業管轄権を設定」するようになったと説明した<sup>14</sup>。それだけでなく、戦後国際法は「(一) 各国が領海の範囲を拡張し主張する傾向にあり、(二) 領海外の接続水域では沿岸国の関税、検疫等のため特殊権力の行使が許容され、(三) 大陸棚に対し沿岸国の資源に関する管轄権を多数の国家が提言し、国連国際法委員会で起草した国際法典でもこれを容認する規定を行っていることは、これを実証する国際法的先例としてみなすことが可能」とし、日本との国際法をめぐる攻防での自国の論拠を強化した<sup>15</sup>。

12 同上。

13 「어업위원회의 현재까지의 경과요령(漁業委員会の現在までの経過要領)」, 『어업위원회 회의록(漁業委員会會議録)』, 723.1JA/어 1953.5/1-13차, 91, 정무과, 1953, C1-0002, \*, 0908-1114.

14 「한일회담 제6차 어업위원회 경과보고서(韓日会談第六次漁業委員会経過報告書)」, 『어업위원회 회의록(漁業委員会會議録)』, 同上。

15 同上。

以上のような韓国側の論理に対し、日本側は次のような立場を整理した。第三次日韓会談漁業関係部会の第二回会議で日本側の清井正（水産庁長官）代表は、「第一に、公海で一定の海域を画し、その海域において一方的に外国の国民もしくは船舶に対し管轄権を行使することは、国際法及び確立された国際慣習に反することであり、したがって右水域（「平和線」内の水域：筆者注）において日本漁船ないし日本国民に対し韓国国内法規を適用し臨検、退去要求連行、処罰等を行うことは重大な国際法違反である。第二に、魚類保存のためには関係国間で科学的根拠による保存措置を取ることが最も効果的であり、それに関しては多数の国際的先例がある。一定水域を画しその上で一国の管轄権を及ぼすことは、漁業の実体から遊離しており資源の合理的利用を妨げることとなる。第三に、漁業能力の格差による実質的不平等の是正もしくは紛争の防止は、公海で一方的管轄権を及ぼすことが可能であるとするための根拠にはならない。第四に、戦争により韓国が多くの困難を抱えている現実の下で、両国漁業の共存共栄を図る具体的措置に関しては日本側委員においても考慮の用意がある」等の日本側の立場を表明した<sup>16</sup>。特に漁業技術の発達に伴う資源の保存が必要となる場合には、関係国の合意に基づいた科学的調査による保存措置が行われるのが近年の国際社会の傾向であると指摘し、実例として国際捕鯨条約、北西大西洋漁業条約、北太平洋大鯡保存条約、太平洋公海漁業条約等を挙げた。また韓国側は海洋主権宣言を「国際先例」にならうものとして正当化しているが、その際に、韓国が提示している先例としてのトルーマン宣言や中南米宣言は全て「平和線」措置とはその性格が異なり、もしくは類似した内容であると言っても国際先例として十分に確立されたものではないと再度強調した<sup>17</sup>。以上が第一次から第三次までの日韓会談漁業（分科）委員会において、日韓間で繰り広げられた国際法をめぐる攻防である。

第四次日韓会談漁業及び「平和線」委員会は、1958年10月2日から12月19日まで8回にわたり開催された。10月12日に日本は協定案を提示したが、韓国側は日本側案が依然として漁業管轄権を否認しているとしてこれに反発した。韓国側は「最近の国際傾向が一定の公海上の漁業資源に対する沿岸国の管轄権を認めている（下線は筆者）」という事実を強調した<sup>18</sup>。この頃を前後して、韓国側は国際法や国際慣習とは異なる「国際傾向」という用語を使用し始めた。11月28日の第五回委員会で日本側は、妥協案として「日韓暫定漁業協定案」を提示した。注目すべき点は、「底引き網漁船及びトロール漁船に関し資源保存の見地から操業禁止区域を設定するものとして、具体的には沿岸国海岸6海里を漁労禁止及び

16 「어업관계부회 제2회 회의에 있어서 清井대표의 설술개요(漁業関係部会第二回会議における清井代表の説述概要)」, 『어업위원회 회의록(漁業委員会會議録)』, 723.1.JA/어1953/1-2차, 96, 정무과, 1953, C1-0002, \*, 1323-1368.

17 同上。

18 趙胤修、前掲論文、90-91頁。

制限水域として設定する」という内容である<sup>19</sup>。これは海岸6海里の漁業管轄区域を認定しようという内容として解釈された。しかし林炳稷（イム・ビョンジク）首席代表は「一考の価値がない」とし、この妥協案を拒否した。漁業委員会は休会に入った。このような韓国側の強硬対応は、「平和線」廃止を会談進展の条件として要求する日本側への李承晩大統領の不信感とその背景にあった<sup>20</sup>。

それだけに、李承晩政権が崩壊した後に登場した民主党政権の下で第五次日韓漁業委員会が開かれると、日本側は新しい戦略を駆使し韓国側の態度変化を誘導しようとした。日本側は「平和線」に対する言及を避けながら、漁業方式と魚類及び漁業禁止の基準等を論議した後、具体的に禁止区域、制限区域を設定する方式を採択した。このような方式に韓国側も同意した<sup>21</sup>。韓国側も譲歩したのである。従来、韓国は管轄権に対し合意した後、規制措置を論議する方式を固守していた。漁業管轄権問題でも進展があった。日本側が禁止区域または制限区域の確定を提案したということは、管轄権という用語の使用はなかったものの、事実上の漁業管轄権を容認したものであると解釈された。韓国側も「平和線」に対する明示的確認なしに、禁止区域と制限区域の設定により管轄権問題を解決する方式を受け入れた。また「実質的不平等の解消」の問題と関連しては、1960年11月14日に日本側の澤田廉三代表が日本側の漁業技術を韓国側に導入する方案を示唆した。これに対し韓国側の兪鎮午（ユ・ジンオ）代表は、技術格差問題ではなく漁業資源枯渇の問題が重要だと強調し、未だ管轄権問題を重視する韓国の立場を伝えたが、機は熟していた。

しかし1961年1月から再び雰囲気は悪化した。韓国の国内事情がその背景にあった。国会で「平和線」死守に関する決議が採択されたのである。日本側はこのような韓国側の非妥協的態度を問題視し、韓国側は国内世論の圧迫により「平和線」の維持という基本方針を保つしかなかった<sup>22</sup>。結局、第五次会談でも対立の解消には至らず、1961年5月の軍事クーデターの発生により会談は中断された。にもかかわらず日本側が「平和線」水域に規制区域と共同操業区域を設定することに合意したこと、そして韓国側が交渉の場において「平和線」の維持とい

19 趙胤修は『제4차 한일회담, 어업 및 평화선위원회 회의록 및 일반문제(第四次韓日会談、漁業および平和線委員会会議録および一般問題)(1958-60)』(723.1JA/선/1958, 709, 아주과, 1958-60, Re-0003, 05)のフレーム番号1604の内容を挙げ、海岸6海里提案があったと分析している。これは新たな発見である。高崎宗司は『検証, 日韓会談』(岩波書店、1992)の92頁で、朝日新聞の報道を引用し日本の提案に関して言及しているが、6海里提案に関する言及はない。

20 「이승만 대통령의 유시문(李承晩大統領の諭示文)」, 『북송저지를 위한 제네바 대표부의 활동(北送阻止のためのジュネーヴ代表部の活動), 1956-1960』, 723.1JA 帙/1955-60/V.4, 768, 아주과, 1960, C1-0010, 04, 0001-0403。

21 『제5차 한일회담 예비회담 본회의 및 사전교섭 비공식회담 보고(第五次韓日会談予備会談本会議および事前交渉非公式会談報告), 1960.10.-1961.5.』, 723.1JA 本/1960-61, 713, 아주국, Re-0005, 04, 1896-1899. 趙胤修、前掲論文、99頁から再引用。

22 1月15日付の朝日新聞によると、張勉國務総理が1961年1月14日の民議院本会議において「平和線」問題に関し、「『平和線』を守るという既定方針に変化はない。しかし『平和線』内で日本漁船が漁労を行うことを一切認めないという単純な主張を行うことは、国際法上の公海の問題もあり多少困難だ」と発言したとするソウル特派員の記事が報道された。それにもかかわらず韓国代表側の見解はこれより強硬であるとし、日本側委員たちがその意図を確認した模様である。韓国側代表は國務総理発言の正確な内容を確認しようと民議院速記録の送付を要請した。「장면 국무총리의 발언내용 송부(張勉國務総理の発言内容の送付)」, 『본회의 회의록 및 사전교섭, 비공식회담 보고(本会議会議録および事前交渉、非公式会談報告)』, 723.1JA/ 本 1960-61, 713, 아주과, C1-0004, 08, 0001-0330。

う原則論に執着しない態度を見せたことは、交渉の進行の面からみると一歩前進であり、李承晩政権時期の会談とは異なる雰囲気が感じられた。

#### 4. 第六～七次漁業会談——12海里の提案と受容

5・16クーデターで朴正熙が政権を取った後、1961年10月26日から1962年3月5日まで16回にわたり第六次会談漁業会談実務会談が開催され、続いて1962年8月から第六次日韓会談漁業予備会談が開催された。1964年3月まで実に41回にわたり、ト部敏男代表と池鐵根（チ・チョルグン）代表間で予備会談が進行するなか、和田正明水産庁漁業部長と金命年（キム・ミョンニョン）農林部水産局長との間では非公式会談が数回開かれた。これとは別に漁業協定に関し、大平正芳外相と金溶植（キム・ヨンシク）外務長官との間で2度の政治会談が開かれ、1964年2月と3月には韓国と日本の代表各3名が出席する専門家会談が11回開催された。また1964年3月と4月には赤城宗則農水相と元容奭（ウォン・ヨンソク）農林部長官との間で12回にわたる会談が開かれた。全体として第六次日韓漁業会談は実務レベルの専門家会議から高位レベルの政治会談に至るまで、各種公式会談が64回、非公式会談が数十回開催され、日韓会談全体を通して最大の激戦場となった<sup>23</sup>。

1962年12月5日の第二回政治会談予備折衷会議で、漁業交渉上最も重要な提案が日本側から提示された。日本側提案の重要内容は、（一）韓国の管轄水域を沿岸低潮線から12海里の範囲内に設定し、（二）12海里漁業水域内で日本が継続的に漁業実績を上げてきた事実を考慮し、漁業協定の発効から10年間は日本の船舶が12海里水域の外側6海里以内の水域（6－12海里）において、漁業協定の付属書に規定する範囲内で漁業に従事することを認める、といった内容であった<sup>24</sup>。従来、領海3海里を主張していた日本の12海里提案はそれなりに画期的なものであった。日本の提案は1958年と1960年の国連海洋法会議に基づくものであると説明された。

この時期、韓国側代表は日本との会談において「国際傾向」という用語を頻繁に使用し始めた。例として、1962年12月27日の予備折衷会議第十回会議において、池鐵根代表は韓国側の基本的立場を説明する際、「こちら側の基本的立場は国際傾向に従い沿岸国の優位性を尊重し、日本が他国と締結した条約の先例と同等な解決を目指し、韓国漁業の零細さを考慮し、資源開発時において実質的な公平を期する（下線は筆者）」ものであると説明した<sup>25</sup>。これに対しト部参事官も「国際傾向」という用語を使い、日本側の立場を次のように説明した。しかしそ

23 趙胤修、前掲論文、123-124頁。

24 『제6차 한일회담 제2차 정치회담 예비절충 어업관계회의(第六次韓日会談第二次政治会談予備折衷—漁業関係会議), 1962.6.-12.』, 723.1JA/어1962-64, 741-745, Re-0007, 06, 0001-0264. 趙胤修、前掲論文、125-126頁から再引用。

25 『제6차 한일회담 제2차 정치회담 예비절충 어업관계회의 제3회 회의록(第六次韓日会談第二次政治会談予備折衷—漁業関係會議第三回會議録)』, 『어업관계회의[漁業関係會議] (V.1 1962.6.-12.)』, 723.1JA/어1962.6-64.3/V.1, 741, 아주과, 1964, C1-0007, 06, 0001-0264.

の内容は6海里線の提案であり、韓国側からすれば、先だって後宮アジア局長が12海里線を提案したものよりむしろ後退した内容であった<sup>26</sup>。

日本側が12海里に接近してきたようで、再び後退した様子を見せると、韓国はより強硬な態度へと転じた。1963年7月5日の第二十八回会談において韓国側は、電撃的に専管水域40海里を提案したのであった。韓国側は40海里提案の説明として、両国による過剰操業から漁業資源を保護する必要性と、将来韓国漁船が日本沿岸に進出する場合に生じ得る両国間の紛争予防の必要性を挙げた。もちろん日本側は40海里提案を全面拒否した<sup>27</sup>。しかし一方、非公式会議において日本側は資金・技術協力についてより積極的な姿勢を示し、韓国側も40海里提案に執着しない様子を見せ始めた。日本はさらに「12海里+α」を検討する可能性も暗示した<sup>28</sup>。以後、韓国は40海里線を譲歩しながら漁業協力資金を最大限に引き上げる戦略を、日本側は韓国が「平和線」の撤廃と12海里線の設定を受け入れるように促すことを基本戦略としながら会談が展開した。1964年3月11日に日本側は、韓国側の提示した40海里専管水域設定は全く受け入れられないとしながらも、「国際条約、国際慣行及び国際通念に照らし合わせ12海里を基本的な立場（下線は筆者）」として認定するに至った<sup>29</sup>。

1964年3月10日から4月6日まで開催された赤城－元容奭農相会談において、具体的な問題については未だ対立が残り未解決のままであったが、日韓両国は専管水域12海里に対して暗黙的な合意に至った。韓国側は国内的に微妙な混乱を引き起こす専管水域問題に対し具体的な言及は避けながらも、日本の立場に接近する様子を見せた。具体的には「漁業に関する全ての問題が円滑に解決されれば、専管水域問題は国際慣行を尊重、韓日両国間の特殊な関係を考慮し解決される。また協定が成立すれば『平和線』はその内容に従い処理される」と表明したのであった<sup>30</sup>。

12海里の提案と受容の過程には領海に対する国際的認識の変化も影響を与えていた。従来3海里を主張していたイギリスが同年（1964年）12海里を承認し、カナダも3海里領海を12海里に拡張した事実が、「国際法」が発展途上にあるこ

26 [제6차 한일회담 제2차 정치회담 예비절충 어업관계회의 제10회 회의록(第六次韓日会談第二次政治会谈予備折衷—漁業關係會議第十回會議錄)], 『어업관계회의[漁業關係會議](V.1 1962.6.-12.)』, 同上。しかし、ト部参事官の発言は6海里を管轄水域としてではなく、領海として提案したものと解釈することもでき、前後の脈絡に対する補完的な研究が必要である。

27 [제6차 한일회담 제2차 정치회담 예비절충 어업관계회의(第六次韓日会談第二次政治会谈予備折衷—漁業關係會議), 1963.6.-9., V.3(1962.6.-64.3.)], 723.1JA/어1962-64, 741-745, 아주과, Re-0007, 08, 0424; [제6차 한일회담 제2차 정치회담 예비절충 어업관계회의(第六次韓日会談第二次政治会谈予備折衷—漁業關係會議), 1963.4.-64.1.], 723.1JA/어1963-64, 1805, 아주과, Re-0008, 01, 0092-0095. 趙胤修、前掲論文、130-131頁から再引用。

28 [제6차 한일회담 제2차 정치회담 예비절충 어업관계회의(第六次韓日会談第二次政治会谈予備折衷—漁業關係會議), 1963.6.-9., V.3(1962.6.-64.3.)], 同上, 0479. 趙胤修、前掲論文、131頁から再引用。

29 [제2차 어업각료회담 회의록[第二次漁業閣僚會談會議錄](1964.3.11.)], 『농상회담(어업관계) 동경 사전교섭 및 회의보고(農相會談[漁業關係]東京事前交渉および會議報告), 1964.3.10.-4.6.』, 723.1JA/어1964.3.-4, 759, 동북아주과, 1964, C1-0009, 06, 0001-0446(006-0243)。

30 [속개 제6차 한일회담: 농상회담(어업관계), 동경(統開第六次韓日会談—農相會談[漁業關係]), 東京, 1964.3.10-4.6, V.1 사전교섭 및 회의보고(事前交渉および會議報告)], 723.1JA/어1964, 759, 아주과, 1964, Re-0009, 13, 0001-0243. 趙胤修、前掲論文、148-149頁から再引用。

とを立証しようとする韓国側を鼓舞した。その一方、韓国側は日本が12海里を認定した背景に対して疑いの念を抱いていたようである。すなわち、領海をめぐる国際社会の認識変化にこれ以上抵抗することが難しい状況のなかで、日本は12海里案を否応なく受け入れつつ、今度は逆に韓国の「平和線」主張を反駁し管轄水域を12海里以内に制限しようとして企てているのではないかという疑いがあった<sup>31</sup>。

1964年12月7日から1965年2月13日まで9回にわたり第七次日韓会談漁業委員会が開催され、続いて1965年3月3日から4月10日まで10回にわたり赤城農水相と韓国側農林部長官との間で日韓農相会談が開催された。第一次農相会談において両国は12海里案に合意した。以後、済州島直線基線問題をめぐる交渉が進行するなか、第九次農相会談において、日本の最大関心事であった「平和線」撤廃に対し、日韓両国は事実上の合意に至った<sup>32</sup>。

## 5. 新漁業協定への過程

こうして1965年に妥結した日韓漁業協定は第一次および第二次国連海洋法会議とその結果として成立した海洋法に関する四つのジュネーヴ協約の法的枠組みによって支えられていた。しかしこれらのジュネーヴ協約は1994年国連海洋法協約が成立することによってその効力が停止し、さらには1996年に日本と韓国がともにこの国連海洋法協約の当事者になることによって1965年協定はその前提が失われることになった。日本は1977年に200海里の排他的経済水域制度を採択したが日韓漁業協定にこれを適用することを控えていたが、1996年6月に国連海洋法協約によって保障された排他的経済水域を宣布し、これを受けて韓国も同年8月排他的経済水域を宣布した。そこで1965年協定は最終的にその役目を終えることになり、その改定が必要になった<sup>33</sup>。

その過程もまた、国際法一般のルールを両国がいかに理解し、両国が位置する東北アジアの海洋の特殊事情にいかに適用するか、という問題を露呈し、それをめぐる考え方の差を埋めていきながら共通の利益を生み出す過程であった。その過程を両国の国益の衝突という観点から離れて、両国が国際海洋法一般の原則との調整を図るために妥協していったのか、という観点から追跡すると、1965年の漁業協定に至る交渉の意味がさらに浮き彫りになって見えてくる。したがって、以下においては1998年の新漁業協定への過程を国際法の適用という角度から辿ってみよう。

日韓漁業協定の政治過程を支配していた「狭い領海、広い公海」を基本理念としていた海洋自由の原則は、1977年以後、沿岸国の管轄水域を大幅に拡大した

31 「번디 차관보 방한과 한일회담(バンディ次官補訪韓と韓日会談)(1964.10.3.)」, 『한일회담에 대한 미국의 입장(韓日会談に対する米国の立場), 1961-64』, 723.1JA/미1961-65, 764, 동북아주과, 1964, C1-0009, 09, 0001-0092.

32 趙胤修, 前掲論文, 189-194頁。

33 최중화, 「한일어업협정 개정문제에 관한 기초연구」, 『수산해양교육연구』 9권 2호, 1997, pp.99-100.; 이서향, 한일어업협정 20년의 평가: 신해양법 확립과 관련하여, 국제법학회논문집, 30권 2호, 1985.12., p.26.

経済水域の時代へと入っていった。これまで説明してきたとおり、日韓漁業協定はそのような国際海洋法発展の傾向を先取りした形で、沿岸国の漁業管轄権を大幅に認めて成立したものであった。

一方、1977年に経済水域制度が国際海洋法の原則として認められると、世界の150沿岸国中の120カ国以上が経済水域制度を受け入れていったが、当の日韓両国は、このような傾向に反し、経済水域制度の受容を留保し、65年協定を維持していた。それには次のような事情が働いていたと思われる。まずは、韓国が世界有数の遠洋漁業国として成長し、従来の日本がそうであったのと同じく、韓国が自らの経済水域を主張することによって世界の漁場へのアプローチを阻まれることを憂慮したからである。それより重要なことは、日韓間には敏感な問題が山積しており、海洋境界画定のような国家間の利害が衝突するような問題を避けようとする意思が働いたことである<sup>34</sup>。とはいえ、そのような実利的思考が妥当とされる背景にはやはり、特に韓国側において、65年の漁業協定がもたらす「実利」が中身のあるものであったという判断があった。

実際に、1965年の日韓漁業協定発効後においては、両国間の漁業紛争は減少し、漁業秩序は徐々に安定していった。それとともに韓国の漁業は伸張し、1965年は総漁獲高が63万5000トンであったのが、1993年にはその5倍強の333万6000トンに及ぶようになり、世界第9位の漁業国になった。また同期間に韓国の遠洋漁業生産量は82.2倍に急増し、それに伴って沿岸や近海での漁業生産高は全体の87%から46%に減少した<sup>35</sup>。これが日韓間の漁業紛争を鎮めるのに役立ったのは言うまでもない。日韓漁業協定そのものが韓国の漁業発展に直接影響を及ぼしたとは言えないが、日韓請求権協定による請求権資金や漁業協力資金が漁業生産基盤を拡充したことは無関係ではない。65年の諸協定に確約された請求権資金と漁業協力資金が韓国に導入され、韓国の水産業の近代化が促進した。韓国では、両資金の獲得が「平和線」の譲歩の代償であったとみなしている。韓国はこれらの資金のなかで、水産業近代化のために、漁業開発用と明示された9000万ドルに加え、請求権協定による無償資金の約9%強の2700万ドルなど総額1億1700万ドルを投入し、1975年までに漁船導入と建造、漁業試験調査船の導入、漁船装備および動力改良事業、水産増殖事業などの推進が図られた<sup>36</sup>。その結果、1960年代後半以降、韓国の漁業は上記の開発資金が集中投入された遠洋漁業が先導するかたちで発達していくことになった。特に北太平洋での操業は、1966年7月に釜山水産大学の實習船である白鯨号(380トン級)の試験調査事業を契機に、1967年には三洋水産による初の遠洋船団派遣が実行され、それ以来、韓国遠洋漁業の中心を担うようになった。その成果が上記のような漁業の飛躍的な発展に現れている。

また、紛争の解決においても一定の形が出来上がった。両国間に紛争が起これば、主に共同規制水域の運営に関する政府間レベルの交渉は漁業共同委員会で、

34 최중화(1997), p.101.; 이서항(1985), pp.40-42.

35 최중화, 「한일어업협정 30년의 평가와 체제전환의 필요성」, 『수산해양교육연구』 7권 2호, 1995.

36 이서항(1985), pp.32-33.

その他の民間レベルの問題は日韓民間漁業協議会での交渉や協議で解決が模索された。紛争が起きたときに協議を優先させ、漁業共同委員会や民間漁業協議会での妥結を模索するという、日韓漁業協定によって成立した紛争解決のやり方は、日韓漁業協定の枠外での水域での紛争解決にも適用され機能した。たとえば、1980年代は韓国の対日自主規制の時代と呼ばれたが、1977年にソ連が排他的経済水域を宣布したことからソ連の沿岸水域から締め出された韓国の漁船が北海道近海で操業するようになり、日本側がこれを規制しようとしたのに対して、韓国はこの水域が日韓漁業協定の適用外にあると主張しつつも、両国の良好な関係を維持するために自主規制する用意があると提案し、これを実行したことで日韓間の衝突を回避した例がある<sup>37</sup>。

さらに、65年協定の成果の一つに挙げられるのが、韓国に独立した水産行政機関が誕生したことであった。当時、韓国では軍事クーデター以後の政府機関簡素化措置によって海務庁が廃止された後、水産漁業関連の業務は農林部に帰属していたが、日韓漁業協定締結後の1966年3月に独立行政機関として水産庁が誕生した。その背景には、協定の相手国である日本が水産庁という独立行政機関を置いていることに照らし、日本と対等な立場で漁業交渉や協議を行わなければならないとなったという事情があった<sup>38</sup>。

しかし、このような成果がある反面、新しく発展しつつある海洋法体制と日韓漁業協定体制との間では次のような問題をめぐってズレが起きていた。第一は、65年漁業協定は公海を協定水域としていたが、新しい国際海洋法を適用すれば日韓両国の間には公海が存在せず、共同規制水域と共同資源調査水域のほとんどが韓国の経済水域に含まれることになるのが問題であった。したがって、65年協定において確定した12海里漁業水域はすでに本来の意味を喪失していた。第二は、経済水域体制への転換は単純な海域管理の概念から海域と資源管理の概念への変更を意味し、協定違反に対する取締りと裁判管轄権の行使は旗国主義(65年協定第4条)から沿岸国主義へと転換することになるが、これについての取り決めが必要であった。第三に、新しい海洋法上においては、境界を往来する資源の保存と管理のためには半閉鎖海沿岸国の緊密な国際的協力が必要であるが、65年協定によって設立された漁業共同委員会や仲裁委員会は実効的に運営されておらず、新しい協力の枠組みを作ることが必要とされたのであった<sup>39</sup>。

ところが、両国が排他的経済水域を宣布し65年の漁業協定を改定することになる場合、最大の問題はやはり境界線の確定であった。隣接国および対向国間の漁業水域境界の画定においては、事案ごとに異なる解決が模索され、確立した国際法原則はないが、大体は地理的要素に重点を置いた等距離線方式がとられ、日韓間においてもその方式が適切であるというのが大方の見方であった。するとその際に、両国がともに納得する衡平な結果とその管理をいかに導くかが、当然の

37 최중화(1997), p.108.; 이서항, 한일어업협정 20년의 평가: 신해양법 확립과 관련하여, 국제법학회논총, 30권 2호, 1985.12., 34頁。

38 이서항(1985), p.32.

39 최중화(1997), pp.102-103.; 이서항(1985), pp.36-38.

焦点として浮上することが予想された<sup>40</sup>。しかし、新しい協定のための交渉を行う上で両国は、こうした事態を巧みに回避しようとした。

1996年に日韓両国は65年協定の改定に合意し、準備作業として操業の実態調査をはじめ、それまでの自主規制措置の実施状況を把握し、その評価に基づき新漁業協定締結のための協議を始めた。その際に、領土問題とは無関係に交渉を進めることに両国が合意し、協議の対象としなかったのである。結果としては、独島は両方の中間水域、暫定水域の中に入り、その水域の名称を明示しない方式によって、最終的に新漁業協定の妥結にたどり着くことになった。しかし、これに対し、韓国では、これが独島の領有権の放棄であるとして反発するなど、微妙な問題を残すことになった。

交渉に臨む韓国政府の基本的立場は、排他的経済水域の範囲を狭く設定しようとしたことに反し、日本政府は、排他的経済水域を80海里以上に拡大しようとした。また、排他的経済水域の境界画定については、韓国側が鬱稜島と隠岐島の間の中間線を暫定的境界線にすることを提案したが日本側がこれを受け入れず、初期の協議は難航した。日本側が主張したのは、独島を含む東海(日本海)の一部に中間水域または暫定水域を設置することであったが、こうした内容を骨子とした案を日本側が提示し、韓国側がこれを受け入れたことで、協議が進展した。1997年末までに、10次にわたり協議が開かれ、中間水域を設置することで両国は大幅に歩み寄り、残された争点は、排他的経済水域の範囲を34海里にするか35海里にするかの問題、東側限界線を東経135度にするか136度にするかの問題などに絞られていた。韓国側は34海里—136度線を主張し、日本側は35海里—135度を主張し対立した。こうしたなか、交渉の進展がないことを理由に、日本政府は1998年1月に、65年協定の終了を韓国側に一方的に通告した。65年漁業協定は第10条2項において、一方の当事者の協定終了通告から1年を経過するまで新しい協定を締結することができなければ、両国の漁業関係は無協定状態になり、この水域で紛争が多発し、これをコントロールすることが不可能な状態に陥る可能性が出てきた。そうなれば独島はその紛争のど真ん中に位置することになる。

これを見込んだ日本側の措置に韓国側は強く反発したが、金大中大統領の新政府が発足してからその年の4月から協議を再開し、そこから7次にわたる実務交渉の結果、同年9月には最終妥結に至り、新漁業協定が締結された。その結果、当初協議が開始した時より縮小した範囲に中間水域(韓国側呼称)・暫定水域(日本側呼称)が設置され、独島がその中間水域・暫定水域の内部に位置することになった<sup>41</sup>。

40 이서항(1985) p.51.

41 이창위, 동북아시아의 새 어업협정체제와 중간수역에 대한 고찰, 국제법학회논총, 44권 1호, 1999.6. pp.254-255.

## 6. 結論

「平和線」をめぐる国際法解釈の綱引きで始まった日韓漁業協定は1952年2月20日の第一回会議を開始して以来、13年4ヵ月ぶりの1965年6月22日に調印・締結された。その主な内容は、漁業に関する水域として12海里までは自国の排他的管轄権を行使する、韓国の管轄水域の外に共同規制水域を設定し、この水域では主要漁業の漁船の規模と数、漁労時期、漁獲量などを規制する。共同規制水域の外延に共同資源調査水域を設定する、などである。

その内容において、韓国側は「平和線」に関する規定を含めることができなかった点、日本側は公海自由の原則を確認することができなかった点で、両国とも最初の主張をあきらめ妥協した内容であった。その接点は12海里の漁業管轄権であった。これは両国の国内からの要求に比べると双方とも相手側の圧力に屈したように見えるものであるが、当時の国際法の発展水準から見ると国際的平均を上回るものであった。特に、日本が領海12海里の原則を公式に認めたのが1977年5月であり、1965年当時には3海里原則を頑なに主張していたことを考えると、これは画期的なことであった<sup>42</sup>。これは、両国の外交担当者たちが、相手側を圧倒して屈服させなければならない敵とみなすよりは、国際社会の常識に基づいて説得し妥協すべき対話の相手であることを認めたから可能なことであった。これは、それまで日韓の政治家たちが公の場で、相手側を潜在的な敵にみならず発言を繰り返していた事実から考えると、特記すべき展開である。日韓両国の外交当事者たちは中断を繰り返しながらも交渉を続け、熾烈な外交攻防のなかで両国が合意する制度を創出し、制度が要求する規範を遵守しながら、お互いを対話の相手として認め、価値観を共有する努力を重ねていたのである。そして、会談の進展は必ずしも冷戦との相関性が強く認められるものではなく、むしろ両国外交官たちの「知的格闘」の成果として生まれていたのである。

韓国は北朝鮮との軍事的対立のなかで、日本を実質的な軍事脅威として扱える能力がなかったし、日本は平和憲法の下で戦力の保有を放棄した状態で軍事力を外交目標の達成のための手段として動員することができない状況であった。両国とも自国の意思を実現する手段として軍事力を使用するには限界があったのである。たとえ意図しなかったことではあっても、このような限界は両国が相手側を圧迫する手段として国際法、国際慣習、国際常識、国際傾向、国際通念といったものに依存せざるをえない環境になっていたのである。

漁業協定交渉は「公海自由の原則」という戦前型帝国秩序に執着する日本と「沿岸国主権の承認」という戦後型主権秩序の確立を要求する韓国との間の「文明衝突」として始まり、会談の中断と再開を繰り返しながら外交の重要性を把握し、国際法と国際慣習を尊重する長期的契機であった。

一方、1998年の新漁業協定に至る交渉は、明示的にはないが暗黙的に期限付きの交渉であった。65年協定においては、一方が終了を通告してから新協定の成立まで1年の猶予が設けられていたが、それまでに新協定が成立しなければ

42 趙胤修、前掲論文、212頁。

無協定状況になるからであった。日韓両方とも無協定状況は避けなければならなかった。無協定状況になれば漁業紛争もさることながら、独島問題は予測のつかない状況になることが必至であった。1998年の1月に日本側が一方的に協定の終了を通告したのは、これを見込んだ措置であり、韓国側は引き出される形で改定のための交渉テーブルに座らざるを得なかった。しかし9月の最終段階で争点となっていた大和堆漁場問題で日本が折れたのも、韓国側がこれ以上の譲歩はないことを日本側に通告した際に、これを受け入れない場合、それは「漁業戦争」の始まりであることを日本側が理解していたからであった<sup>43</sup>。

新漁業協定は、両国の主張する排他的経済水域が重なり、境界を画定することが難しい水域に暫定的に一定の共同管理水域を設け、漁業資源を共同で管理することを規定したものであるが、特に、この協定が漁業問題を扱う協定であることを明記した前文と、漁業以外の問題、すなわち領有権問題とは無関係であることを明記した第15条の排除条項に注目すべきである。そこから考えると、新協定の本質は、領有権問題に抵触しないように工夫したところにある。

こうしてみると、1965年の漁業協定の成立においても、1998年の新漁業協定の成立においても、その過程で両国は、領土問題を避けることによって生まれる利益を最大限に確保し、領土問題に触れることによって甘受しなければならない損失を最小化することに共通の利益を見出すようになっていったのである。そして、いずれにおいてもその結論は、東アジア型国際社会の存在それ自体を利益とみなし、その瓦解はそれ自体が損失であるとみなすアクターとしての自己発見から誘導されたものであった。

43 홍보람, 1999년 신한일어업협정체결의 정책결정대응과정 연구: Putman의 양변게임이론을 중심으로, 2010.6. 서울대학교 행정대학원 석사학위논문, 45-51.



## <中国の立場> 東アジア国際秩序の 現状と展望

—中国内における「新型大国関係」の議論を中心に—

李成日

中国社会科学院亚太与全球战略研究院助理研究员

冷戦終焉以来、特に21世紀に入ってから、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEAN+3、ASEAN+6、ARF（ASEAN地域フォーラム）、中日韓三カ国協力体制、EAS（東アジア首脳会議）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、六カ国協議など東アジア地域における様々な協力が盛んに行われており、東アジア地域はその人口規模や経済力などによって世界経済の一極を担っている。にもかかわらず、北米やEUに比べて、その安全保障分野における協力体制は未だに整っていないし、域内の関係諸国の間においても関係正常化が実現されていない。特に領土主権、歴史認識、海洋権益などをめぐって、東中国海、黄海、南中国海などで紛争や対立が続いており、その不安定な情勢は地域内の協力の進展を大きく阻害している。いわゆる「アジア・パラドックス（Asia Paradox）」とも言われるように、東アジア地域にはその経済的な相互依存関係にもかかわらず、歴史認識や領土摩擦がさらに激化している。言い換えれば、東アジア地域は国家利益、パワー・バランス、覇権など、現実主義的国際関係の観念と近代国家的価値体制が非常に強調されている地域でもあると言えるだろう。

近年、中国経済の急速な成長およびそれによる台頭は、東アジア地域に重大な影響を与えており、周辺諸国にとっても重要な外交課題にもなっている。2011年11月、オバマ米大統領が「アジアへの復帰」を宣言してから、TPP（環太平洋経済連携協定）の推進や東アジア同盟体制の強化などにより、東アジア地域の情勢はより複雑化している。また2012年から2013年にかけて、中国、日本、韓国、北朝鮮、アメリカ、ロシアなど諸国の最高指導者が相次いで交替しており、国内政策や対外政策において大きな調整が行われている。中国は習近平新指導部が登場してから、中米間の「新型大国関係」の構築を目指している一方、東アジア地域における地域協力体制の構築もより積極的に推進している。本報告は主に中米間の新型大国関係、中国の台頭の影響、東アジア国際秩序などをめぐる中国内の議論を考察し、それに基づき東アジア地域の秩序について展望する。

## 1. 新型大国関係の提起および概念

2012年2月15日、習近平国家主席は訪米した際に、「広々とした太平洋には中米二つの大国がすっぽり収まる」と述べ、はじめて中米両国が新型大国関係を構築することを提案した。その後5月に北京で開かれた第4回中米戦略・経済対話の開会式における胡錦濤国家主席の祝辞<sup>1</sup>や、6月にメキシコで開かれたG20ロスカボス・サミットの際に胡錦濤国家主席はオバマ米大統領との首脳会談で新型大国関係についてより詳しく説明を行った<sup>2</sup>。さらに11月に開かれた中国共産党第十八回大会の報告の中で、「長期、安定、健康的な新型大国関係の構築の推進」を提起し、新型大国関係は中国の外交戦略における新しい重要内容と課題になった。これについてアメリカ側もかなり積極的な反応を見せていた。ヒラリー・クリントン米 국무長官は3月のアメリカ平和研究所と4月の米海軍学院で行った演説で、新型大国関係について一定の理解を示した<sup>3</sup>。また2013年3月の習近平国家主席とオバマ米大統領との電話会談と、4月のケリー米 국무長官の訪中の際に、アメリカ側も中国とともに新型大国関係を構築するという意思を表明した。さらに、6月に習近平国家主席は中米のトリニダード・トバゴ、コスタリカ、メキシコを経由してアメリカを訪問し、カリフォルニア州のサニーランドでオバマ米大統領と首脳会談を行い、両国首脳は「国際・地域問題への対処や世界規模の課題への対応まで、両国にはいずれも重要な利益の接点があり、交流・協力を強化する必要があると認識し、新型大国関係を築き、相互に尊重し、協力とウィンウィンを図り、両国および世界の国民に幸福をもたらすよう共に努力する」ということで合意した<sup>4</sup>。それで中国側ははじめて新型大国関係の内含について、「衝突も対抗もしない、相互尊重、協力とウィンウィン」であると説明した。9月20日、中国の王毅外交部長は米ワシントンのブルッキングス研究所で、中米の新型大国関係について講演を行い、どのように構築し、実現するかということについて具体的に述べた<sup>5</sup>。

(1) 戦略的相互信頼を絶えず増進し、より強固な信頼という基盤の上に新型大国関係を築く。

(2) 実務的な協力を大々的に促進し、より深い利益という絆の上に新型大国関係を築く。

(3) 人的・文化的交流を積極的に強化し、より堅実な民意という基盤の上に新型大国関係を築く。

(4) 国際的・地域的に関心を集める問題、およびグローバルな問題をめぐる協力を絶えず強化し、より緊密な共同責任の上に新型大国関係を築く。

1 『人民日報』、2012年5月4日。

2 『人民日報』、2012年6月20日。

3 <http://www.state.gov/secretary/rm/2012/03/185402.htm>; <http://www.state.gov/secretary/rm/2012/04/187693.htm>

4 『人民日報』、2013年6月8日。

5 『人民日報』、2013年9月23日。

(5) アジア太平洋地域をめぐる協力を重点的に強め、まずアジア太平洋地域から新型大国関係の構築をスタートさせる。

以上のように、新型大国関係は主に中米関係を中心としたことであり、中国のもっとも重要な外交政策でもあると言えよう。

## 2. 新型大国関係の性格および特徴

新型大国関係は一つの新しい概念であり、国際関係あるいは地域秩序においても、また理論研究においても重要な課題である。ここには中米両国を含め国際社会が国際関係における力学構図の激変についてどのように対応するか、戦争や武力紛争ではなく、新興大国と既存の伝統大国が平和的に共存するかという問題が存在している。その意味から新型大国関係は一体どのような関係であり、その特徴はなんだろうか。これについて否定的視角と肯定的視角に分けて考察する。

### (1) 否定的視角

「新型」の意味はまず「伝統的」ではなく、過去の伝統的な大国関係ではない。この「新しい」という意味は、決して伝統的大国関係についての全面的で、徹底的な否定ではなく、歴史上の大国関係についての選択的な否定であり、中米関係について新しい意味を賦与することである。新型大国関係の提起は、一定の希望と期待を表明したものであり、将来の中米関係は決して歴史上の大国関係ではないし、極端な激しい方式によって世界覇権あるいは国際システム中の根本的利益を争うことでもない。したがって、中国は決して第2次世界大戦のドイツや日本でもなく、中米間の新型大国関係も冷戦期の米ソ関係でもない。新型大国関係とは、中米関係が仮にいつの段階で勢力移転が発生したとしても、かなり積極的な方式により他の大国や国際社会において権力と利益を配分することである。また、中国は今後も外交政策の独自性を守ってゆき、アメリカとも同盟関係を構築することはないので、既存の同盟関係も新型大国関係でもない。

新型大国関係の提起は中米両国の行動範囲の縮小と限定を意味する。仮に新型大国関係の構築により、中米関係および国際社会において相互の協力範囲や競争方式について普遍的予測が可能であれば、中米両国において現実的な拘束力になり、両国の利益にも重大な改善を与えるだろう。

### (2) 肯定的視角

肯定的な視角から見ると、新型大国関係は次のような特徴を持っている。

まず、これは中米関係の安定的な発展の実現を意味する。この中で安定ということとは、戦略的、全面的、長期持続的な安定を意味するものである。このような関係の前提は、両国が相手の核心利益と重大な関心事について互いに尊重し、相手のレッド・ラインを明確にし、このレッド・ラインに対して簡単にはテストあるいは挑戦しないことである。すなわち「相互尊重」の前提の下で「対抗も衝突もしない」という関係である。

次に、中米両国は観念と心理においても相手の行動方式や論理について安定的

で共通な認識が必要である。共通な認識が形成されれば、いかなる国でも現状を打破したり、離脱しようとする動機が少なくなり、相手の行為に対する信頼と予測が可能になるだろう。

さらには、中米両国は地域安保、地域経済メカニズム、アジア・太平洋地域の秩序、両国関係における巨視的な構造など具体的な政策において協力関係を模索すべきである。仮に広い範囲における政策協調が実現できなければ、その関係は一つのアンバランスの状態になり、新型大国関係でもないと言える。

最後に、中米間の勢力移転過程において、大規模な軍事衝突が起こらず、高度対立の冷戦状態にも戻らないということである。この過程は大きな不確実性と、数十年以上の時間がかかるだろうが、またその期間中に実力の大きな変化が発生したとしても、中米関係が総体的に平和的態勢を維持し、協力が依然として重要な関係の特徴とするが、これは新型大国関係の重要な要求である。

新型大国関係には一定の戦略競争が存在しているが、両者関係は平穩に発展し、協力し合う関係であると言える。総合的に言えば、中米間の新型大国関係は両国間の特殊実力関係の下で、安定的で互いに受け入れ可能な関係であり、協力と競争の共存の中でコントロールできるという関係でもある。

### 3. 中国の台頭の影響

中国が新型大国関係という新しい概念を提起したことは、単に主観的な意思ではなく、グローバリゼーションという時代と現実利益を反映したものである。その主要な理由は改革・開放以後30年以上にわたる中国経済の急速な成長とそれによる国力の増強である。具体的に言えば、中国は東アジア地域の大部分の国家の最大の貿易パートナーになっており、中米経済関係もかなり深い相互依存関係を形成している。2011年度中国のGDPはアメリカの40%以上で、中米両国は相互の第二大貿易パートナーになっている。アメリカは中国の第二大輸出市場と第六の輸入国で、中国はアメリカの第三大輸出市場と最大の輸入国になっている。

中国経済の急速な台頭により、東アジア地域においては地域経済関係と安保関係が相互分離するという二元構造を形成している<sup>6</sup>。アメリカが主導している東アジア地域の同盟体制は、その「アジアへの回帰」戦略により強化されている。一方、中国と東アジア諸国との経済関係はより密接になっており、それにより中国は東アジア地域の経済中心になりつつある<sup>7</sup>。東アジア地域の二元構造は一つの特殊な方式であり、中国やアメリカとその他の東アジア諸国との経済、安保などの利益関係を非常に複雑な方式でリンクさせている。利益の視角から見れば、地域安保中心と経済中心の間には、回避できない競争関係が存在しているが、同時に相互利益により最低レベルの協力関係も維持しなければならない。これは中米関係の需要であり、地域の安定と協力においてもとても必要なことである。した

6 劉豊、「安全予期、経済収益と東アジア安保秩序」、『当代亚太』、2011年第3期、5-25頁。

7 周方銀、「中国の台頭、東アジア構造の変遷と東アジア秩序の発展方式」、『当代亚太』、2012年第5期、閻学通、「世界権力中心の移転と国際体制の転換」、『当代亚太』、2012年第6期。

がって、経済領域においては、中米両国は相互の協力を必要としており、特に東アジア地域の経済協力においては両国とも一方的あるいは単独には主導できなくなっているのである。

現段階においては、中米関係は経済領域における勢力移転が行われている。これに対応して、アメリカは東アジア地域における同盟体制を強化させると同時に、TPPを主導的に推進している。総合的に見ると、中国が地域秩序を主導することはまだ難しいことである。その理由の一つは、全般的な国力や総合力においても、中国は依然としてアメリカと巨大な格差が存在している。たとえばGNPや国防費だけを見ても、その差がよく見える。また国際的な影響力を比べても、その差はより大きい。中国はまだ開発途上国であり、経済構造、金融体制などにおいても改革すべきことがまだ多い。さらに中国は、信頼できる戦略盟友やパートナーはアメリカよりはるかに少ない。2010年4月、イギリスのBBCが行った国家イメージ調査結果を見ても、中国は国際社会だけでなく、東アジア地域においても吸引力がかなり弱いし、アメリカに比べればその差は大きい<sup>8</sup>。上記の状況から見ても、中国としては持続的な経済成長と改革を推進するためには、アメリカとの安定的な経済関係およびその協力が必要である。したがって、東アジア地域においてアメリカあるいは中国が単独に主導することは非常に難しく、中米間の「大国協調 (concert of powers)」により地域秩序を構築することがより望ましいだろう<sup>9</sup>。さらには中米両国のみならず、新型大国関係あるいは東アジア秩序を再編するには、東アジア諸国との協力も不可欠なことである。

東アジア一部国家の中米影響力についての態度比較

	中国		アメリカ	
	積極	消極	積極	消極
パキスタン	56%	7%	9%	52%
フィリピン	55%	31%	82%	8%
タイ	45%	44%	49%	35%
インドネシア	43%	29%	36%	39%
韓国	34%	61%	57%	38%
日本	18%	38%	34%	18%

#### 4. 東アジア地域秩序の展望

秩序 (Order) は政治学研究における重要な概念であり、政治秩序は政府の法律システムと権威を通して強制的に社会統制を行うことだと理解できるだろう<sup>10</sup>。国際関係において国際秩序 (International Order) は、国際的な主体 (特に国家) の間に、一定の規範、ルールのセットが存在し、それに沿った主体の行

8 2010 BBC World Service Poll, pp. 6-7. <http://news.bbs.co.uk/2/shared/bsp/hi/pdfs/160410bbcworldpoll.pdf>

9 鄭先武、「東アジア『大国協調』：構築基礎と径路選択」、『世界経済と政治』、2013年第5期、88-113頁。

10 Andrew Heywood、『政治学核心概念』、天津人民出版社、2008年、36頁。

動が、全体としての主要で基本的な目標を達成し維持する活動様式である<sup>11</sup>。ここでは、主体の間に、単に相互作用だけではなく、共通の規範や価値が存在することが想定される。それでいかなる地域秩序にも三つの基本要因——共同の目標、特定のルール、特定の権力配分が含まれているが、一定の地理的範囲内における国際主体の間に形成されている地域構造であると定義できる。それを具体的にみると、まずは地域内における関連国家の間で、相互の存在を認めるという共通認識が必要である。次は、域内国家は共同のルールを守ることであり、第三は、地域内において相応なる制度および組織機構が設置され、地域の安定を維持することが必要である。これに基づいて、清華大学の孫学峰教授は地域秩序について、「覇権秩序」、「朝貢秩序」、「均衡秩序」、「共同体秩序」など四つの種類に分けて説明している<sup>12</sup>。また、伝統的な東アジア地域秩序についても様々な議論が提起されている<sup>13</sup>。

東アジア地域には東西冷戦の終焉により既存の秩序が解体されたが、新しい秩序はまだ形成されていないし、その様相について様々な分析が行われている<sup>14</sup>。にもかかわらず、東アジア地域の未来走向を決定する二つの核心要素は徐々に明確になっており、それはアメリカの東アジア同盟体制の変化と中国の経済実力の台頭であり、その秩序の鍵は中国の台頭についてアメリカの東アジア同盟体制がどのように対応するかということである<sup>15</sup>。そして、理想的な東アジア地域の秩序はアメリカの東アジア同盟体制と台頭している中国が協力して、地域のルールを共同でつくり、地域の安定を守るということである。ただ、中米間における構造的矛盾は根本的な解決は難しく、場合により第三者の要因あるいは地域内のイシューを解決するのにも摩擦が起こりうることで、どのように対応するかが重要な課題である。にもかかわらず、中米間における衝突あるいは摩擦は地域の安定、ひいては世界情勢に重大な影響を与えることになり、中国の平和的な発展にとってもきわめて重要な挑戦と不利な国際環境になるだろう。したがって、中国の平和的な発展とともに、アメリカおよびその東アジア同盟体制の対応はとても重要な核心課題であると思われる。

11 『政治学事典』、弘文堂、2000年、349頁。

12 「覇権秩序」の典型は20世紀初めから30年代中期に至るまでのラテンアメリカ地域の秩序、「朝貢秩序」の典型は中国の明、清時代の東アジアの「華夷秩序」、「均衡秩序」の典型は1856年「パリ講和条約」以後のヨーロッパの秩序、「共同体秩序」は現在の西欧においてはすでに形成していると分析している。孫学峰、黄宇興、「中国の台頭と東アジア地域秩序の変遷」、『当代亚太』、2011年第1期、11-21頁。

13 John K. Fairbank(費正清)の「中華世界秩序」、何芳川の「華夷秩序」、黄枝連の「天朝礼治システム」、そして影響力が最も大きい「朝貢システム」など様々な議論がある。任曉、「東アジアの『共生システム』の原理—対外関係思想と制度研究の一つとして」、『世界経済与政治』、2013年第7期、6-14頁。

14 陳寒溪、孫学峰、「東アジア安保協力の現実と展望—観点の分岐及びその分析」、『世界経済与政治』、2008年第3期、49-57頁。

15 孫学峰、黄宇興、「中国の台頭と東アジア地域秩序の変遷」、『当代亚太』、2011年第1期、22頁。

## 5. おわりに

新型大国関係の概念の始原は中米関係であるが、それだけに制限されておらず、アメリカ、ロシア、EU、日本など伝統大国やBRICSを代表する新興大国も含めており、さらには韓国などミドル・パワー（中等国家）も特殊な新型大国関係の構築に挙げている<sup>16</sup>。現段階においてはその重点は中米関係、典型的なモデルは中ロ関係、着重点は中欧関係、生産的な関係は中国とBRICSの関係であり、難問は中日関係であると指摘している<sup>17</sup>。また新型大国関係についても、アメリカやロシア、ヨーロッパなどの反応と姿勢は異なっている。アメリカは新型大国関係を新興大国（中国）と守成大国（アメリカ）との関係に限定しており、主に両国間の経済関係、軍事関係、サイバー安全などの 이슈の解決に注目している。ロシアは新型大国関係を新型国際関係および原則の範疇に入れ、中ロ間の戦略的協力関係の深化と拡大を望んでいる<sup>18</sup>。またEUやヨーロッパの大国は新型大国関係の本質について「平和共存」と理解しており、まだ具体的な反応を見せていない状況である。

中米関係は今日の世界において最も重要であり、最も複雑な両国関係の一つである。そのため、中米関係の発展方向は将来の世界全般に深遠な影響を与えるだろう。現段階における国際システムの転換期において、中米関係の安定的な位置を模索し、その長期的な方向を企画することは、とても重要な意義を持っているのである。中米間において新型大国関係を構築することは、時代の潮流ひいては中米両国の根本的な利益に符合することである。今後、新型大国関係の内含をより明確にし、また具体的な努力によりそれを漸進的に実行すれば、両国関係の安定的な発展を実現できるだろう。さらに、その過程において、中国の台頭およびその発展の外部環境を改善することは、中国外交の重要な努力の方向である。新型大国関係は中米関係における相互位置の変化をもたらすだろうが、特に東アジア地域秩序にもその影響力はより大きくなるだろう。

16 「人民日報」（海外版）、2013年6月27日。

17 楊潔勉、「新型大国関係：理論、戦略と政策の構築」、『国際問題研究』、2013年第3期、11頁。

18 王樹春、万青松、「新型中ロ関係の未来走向：パートナーシップなのか同盟国なのか?」、『当代亚太』、2013年第4期、4-22頁。

## 報告 3



<台湾の立場>

# 「琉球地位未定論」の再燃で尖閣紛争の解決に役立つのか

—中国と台湾の議論を中心に—

林 泉忠

台湾中央研究院副研究員

理事長をはじめ、皆さま、こんにちは。久しぶりに東京に帰ってきました。1年半ぶりです。台湾に行ってしまうと、なかなか日本語を話す機会がないというか、実はほぼ完全にありません。ですから、言葉がいきなり出てこない場合もあるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

今回のフォーラムは東シナ海の領土問題という趣旨です。ところが、韓国の南先生、中国の李先生は、これまでいずれも竹島問題あるいは尖閣<sup>1</sup>問題を真正面から取り上げていないという印象がありました。相当センシティブなテーマのためか、皆さんあえて避けた方がいいと判断されているのではないかとということでしょうか。確かにけんかしやすいテーマではありますが、私の方はそれほど気にしません。学問に関しては、タブーはないというのが私の認識なので、今日は、あえてストレートで取り上げたいと思います。

私が報告するテーマは、今年5月に中国の『人民日報』で発表された論文による波紋に関するものです。その論文の中で「琉球の地位について再議論する必要がある」というような文脈があって、日中間の外交問題、一時的な摩擦に過ぎませんが、そういう場面がありました。今回、その議論と尖閣問題との関連で、中国と台湾従来の立場も含めて検討したいと思います。

本日の報告の第一のポイントは、なぜ中国においていわゆる「琉球地位未定論」が再燃しているかということです。第二は、尖閣問題と沖縄問題との間にど

1 「尖閣諸島」または「尖閣列島」は日本語の名称で、台湾では「釣魚台列島」、また中国では「釣魚島及びその付属島」と称されているが、中国と台湾の使い方は日本ではあまり知られていないため、本報告では日本語慣用の「尖閣諸島」を使います。ただし、それは報告者の島の領有権に関する立場を意味するものではありません。

うというような接点があるかということです。なぜこのような議論が出ているかということを考えれば、やはり尖閣問題の存在が大きいということで、両者の間をつなげているものは何かを考えてみたいということです。

それから、沖縄の地位の問題に関しては、中国と台湾の従来の主張はかなり異なっています。皆さんは驚かれるかもしれませんが、実は中国は沖縄が日本の領土だということを認めてきました。逆に台湾はいまでも認めていないと認識されています。なぜなのかは、後ほど時代背景の観点から考えたいと思います。

そして、「琉球地位未定論」の再燃が果たして尖閣紛争の解決に役立つかということについて最後に検討したいと思います。

### 1. 『人民日報』の波紋

今年の5月8日の『人民日報』に1本の論文が発表されました。『人民日報』は中国共産党の機関紙で、政府の立場ということで世論を形成してきているものです。その日に掲載された論考は、下関条約と尖閣問題の関係で議論しているものです。論文自体は沖縄と関係のないことばかり書いてあったのですが、最後のところだけ、「1943年のカイロ宣言、1945年のポツダム宣言を経て、尖閣諸島は台湾と共に中国に返すべき」ということで、さらに「琉球の将来の地位を再び議論する 때가 やって来た」と書いてありました<sup>2</sup>。

この論考が発表されてから、中国のマスコミで驚くほど熱い議論が盛り上がり、ほとんどあらゆるメディアが沖縄の地位に関する報道や新しい論考を掲載したりしてきました。



『下関条約』と釣魚島問題を論ずる『人民日報』2013年5月8日

2 張海鵬・李国強「『下関条約』と釣魚島問題を論ずる」『人民日報』、2013年5月8日付。

ちょうど1週間後、いいタイミングかのように、沖縄では独立を主張するある新しい組織が立ち上げられました。「琉球民族独立総合研究学会」です。創設者の松島泰勝氏は沖縄出身で、龍谷大学の島嶼経済専門の先生です。実は私が90年代東京で勉強していたときに一緒にある研究会に入ったりしていた古い友人でもあります<sup>3</sup>。

この話題が、中国でも活発な議論を引き起こしました。主流意見としては、やはり日本の沖縄領有権に問題があるというような論調が多いのですが、そうではないという考え方もあります。例えば、「騰訊」という大手ネット情報会社の有名なブログに特集号として載っているのですが、「沖縄独立」というのは、まぼろしのような存在で実在した問題として扱うべきではないという論調で批判しているものもあります。

## 2. 尖閣紛争と「琉球地位未定論」の再燃

なぜこの議論が出ているのかということを考えたいと思いますが、実は、この議論は今年5月から始まったわけではなく、数年前から既に出はじめていました。

例えば2007年、北京大学歴史学系の徐勇先生が『世界知識』<sup>4</sup>という雑誌の中に「沖縄地位未定論」を発表しました。さらに、2010年、中国商務省の研究員の唐淳風氏が『環球時報』<sup>5</sup>という新聞で既に似たような論調で日本の琉球領有の問題点や、琉球は独立すべきといった趣旨の論考を発表しました。



『沖縄タイムス』も徐勇氏の取材を掲載している（2007年5月10日）



2010年10月16日成都の反日デモの風景（ロイター通信社）

3 90年代には沖縄研究を志している東京周辺の大学院生が中心になって「沖縄関係学研究会」を作り、定期的に研究会を開いたり、学会誌「沖縄関係学研究」を発行してきました。

4 『世界知識』は、中国外務省管轄下の機関誌。

5 『環球時報』は『人民日報』の子会社が運営している、主に国際ニュースを扱う新聞紙。1993年に創刊され、政府の立場が鮮明で中国では最も注目されている新聞紙の一つ。

私が一番驚いたのは、2010年8月18日、ちょうど「中国船衝突事件」が起きた直後に、中国の幾つかの都市で反日デモが起こったことです。それは成都という街でのデモなのですが、一部の若い学生の方が、「沖縄を解放して琉球を回収する」というスローガンを掲げてデモ行進を行いました。私がなぜびっくりしたかということ、中国の若者はいままでほとんど沖縄のことを知らないからです。知らないのに、なぜ「解放」や「回収」という言葉を使えるのでしょうか。いろいろ調べた結果、唐淳風氏の論文による影響だということが明らかになりました。

尖閣をめぐる問題で、去年は日中の激しい応酬があった時期で、中国では大規模なデモ行進がありました。その雰囲気の中で「琉球地位未定論」という議論が急増したわけです。

私の考察としては、それを尖閣問題の解決の糸口として利用するというものではないかと思えます。去年の「911国有化」直後の最初の土曜日、北京にある日本大使館前で小規模のデモがありました。そのときにも、「琉球群島を回収すべき」というスローガンが掲げられました。今年5月の『人民日報』の話は、別に最初に起こったことではなかったのです。

また、去年の9月15日、中国中央テレビの「海峡兩岸」という番組の当日のテーマは、「琉球も日本ではない、当然、尖閣もそうではない」ということがあったのですが、これは日本のマスコミではあまり注目されていませんでした。注目されたのは、やはり今年5月8日の『人民日報』の論文です。

日本政府は初めて今回の『人民日報』の論文について、菅義偉官房長官は「不見識」という表現でその論調を批判しました。この問題が起きてから、私もいきなり忙しくなって、取材やテレビ出演などがあり、著者の一人である張海鵬<sup>6</sup>先生とも討論しました。



中国の日本大使館前のデモ行進（2012年8月18日）



中国中央テレビ「海峡兩岸」（2012年9月15日）

6 張海鵬氏は中国社会科学研究院近代史研究所の研究員で台湾研究の専門家。

### 3. 尖閣と琉球の三つの接点

「琉球地位未定論」の再燃の背景に関して一つ考えられることですが、近年、NHKも含めて日本のマスコミは、ニュースで尖閣問題に触れるときに、必ずわざわざ「沖縄県の尖閣諸島」ということをいちいち言っていることです。そこから、「もし琉球でさえ日本の領土でなかったら、当然、尖閣もそうではない」という論理で、琉球の地位の問題を活発に議論してきているのではないかと私は理解しています。

次に、尖閣問題と琉球問題との接点をどう考えればいいのか。三つの接点があると同時に、それらは二つの問題の共通点でもあると考えられます。尖閣諸島は沖縄本島の西にあり、台湾と石垣島まではほぼ同じ距離で、中国の方はやや遠いのですが、沖縄本島よりも近いです。

接点として一つ言えるのは、尖閣も琉球も、歴史上、中国と密接な関係があることです。まず第一に、琉球と中国との関係ですが、沖縄県が誕生する前のおよそ500年間、中国との間に冊封と朝貢という非常に緊密な関係がありました。言い換えれば、この中国と琉球との関係を結ぶ一つのきっかけは、中国を頂点とした華夷秩序の中に琉球が組み込まれた時代があったということです。

琉球と宗属関係を結ぶために、中国から冊封使がやって来ます。冊封使一行の航路は尖閣を通ります。そのために、中国人が最初に尖閣を発見して、命名して使用したという論理になっているわけです。尖閣と琉球、中国と琉球にはやはり緊密な関係があったのです。

国王が変わるたびに冊封使がやって来ます。冊封使の人々は、帰った後、毎回本を書いて出します。航路に関する書かれています。沖縄トラフ（黒水溝）を越えれば、琉球諸島に入りますが、「中外の界」のような自然の境界があったため、琉球に入る前に尖閣に行ったということがあります。

2番目に、尖閣も琉球も、日本が武力を背景に獲得したと言えます。1879年、日本が一方的に武力で琉球を併合としたという事実は、沖縄の社会でも共通した認識です。尖閣に関しては、戦争の末、勝利が望める時期にやってきた際、それを秘密に編入したというのは、中国や台湾ではよく主張されています。

もう一つの接点は、戦後、琉球も尖閣も同じ運命をたどったということです。一緒にアメリカの支配下になったのです。また、1972年の「沖縄返還」とともに、尖閣も日本の管轄下に置かれることになりました。



魚釣島と琉球の間にある「黒水溝」（沖縄県立博物館所蔵）

## 4. 日本の「沖縄領有」には問題があるのか

中国では、日本の沖縄領有に問題があるという議論があるのですが、それは本当なのでしょうか。二つのポイントが重要だと思います。

第一に、日本が琉球を併合した直後に、日清間で琉球帰属問題に関する外交交渉がありました。交渉の末、いわゆる「分島案」が提起され、「二分案」と「三分案」のうち、日本の二分案で決着がつかしました。つまり、沖縄本島以北は日本の領土にして、尖閣を含めて宮古諸島、八重山諸島を中国の領土にしたのです。しかし、最終的に中国は署名しませんでした。そのために懸案になったわけです。

ただし、中国ではあまり引用されていないのですが、もう一つのポイントが重要です。48カ国が署名した1952年のサンフランシスコ条約の中で、「残存主権」が日本にあるということが認められたのです。「残存主権」というのは、主権と同じと考えていいのかという問題が、今、中国では国際法に関連して議論されています。

## 5. 中国と台湾の主張の相違

次に、沖縄の地位に関する中国と台湾との主張の違いです。一つ重要な出来事があります。第二次世界大戦の末、1943年にカイロ会談が行われました。米英中3カ国の首脳が集まって戦後の処理、特に日本が敗戦した後の領土問題の処理をどう行うべきかが議論されました。その期間中に、ルーズベルト大統領が蒋介石に2回にわたって、戦後、中国が「琉球を回収するか」について打診しました。しかし、蒋介石はその打診に直接に応じず、「米中での共同管理」を提案しました。11月25日の蒋介石の日記にもそれが書かれていて、最近発見されました。

実は、台湾は現在も「琉球は日本の領土ではない」という考えを堅持しているようです。1971年6月11日に台湾の外交部が、アメリカは日本に琉球を渡すことに反対するという声明を発表しました。その根拠となるのが1943年の「カイロ宣言」です。琉球を含める領土、島は、将来、主要同盟国が協議を経て決定すべきで、中華民国と協議せずに一方的に渡すことは不満だという内容でした。最近、台湾の外交部で確認したところ、当時の声明は現在も有効で、立場は変わっていないということでした<sup>7</sup>。

一方、中国では、建国後の外交に関しては、イデオロギーの重視と冷戦の影響

7 中華民国外交部は、2013年6月7日に日本共同通信社の問い合わせに対し書面の回答を行いました。それによると、「1971年6月にアメリカは一方的に琉球列島と共に釣魚台列島の行政権を日本に移行したが、本部は直ちに同年6月11日及翌（1972）年5月9日に二回にわたって声明を発表しました。すなわち、琉球列島の地位問題に関し、中華民国政府は一貫して中華民国を含む二次大戦時の主要同盟国がカイロ会談が掲げた原則に基づき、共同で協議し処理すべきと主張してきました。しかし、アメリカは決められた協議のルールに従わず、片方で琉球列島や釣魚台列島の行政権を日本に交付することに対し、中華民国政府にとって極めて不満と遺憾でした。わが政府の琉球列島の地位問題に関する立場は、今も変わっていません」。(林泉忠「カイロ会談と琉球問題」、中央研究院近代史研究所「国共関係と日中戦争」国際シンポジウム論文集、台北、中央研究院近代史研究所、2013年11月1日、頁2)。

もあり、沖縄の反米革新運動を支持しました。さらに、彼らの日本への復帰の訴えも賛同していました。言い換えれば、日本の沖縄領有を黙認したと理解されています。

中国では、沖縄の地位に関する「三つのノー」がありました。1953年の奄美返還に反対せず、1972年の沖縄返還に反対せず、さらに、国交正常化から42年たっていますが、正式に異議を唱えていないという状況が続いています。

## 6. 「琉球地位未定論」は尖閣紛争の解決に役立つか

最後に、「琉球地位未定論」は尖閣紛争の解決に役立つかを考えてみます。私は中国のマスコミにおいてはその議論について、否定的なコメントを出しましたが、今のままではその役に立ちません。中国政府の立場が変わっていないからです。中国外交部の声明によると、『人民日報』の論文は学者の考え方であって、中国の立場は変わっていないということなので、役に立つことはないと思います。

## 7. 沖縄社会の反応

沖縄社会の『人民日報』の論考に対する反応としては、批判するものと慎重に扱うべきだというものの両論がありました。沖縄が独立するかどうかということと関連があるかもしれませんが、私が琉球大学にいたときに行った調査があります。独立を支持する人は少数で、2割程度に過ぎず、反対する人は6割程度でした。さらに、134年前の琉球が日本の一部になってよかったかどうかという質問に関しては、2007年現在、よかったと考える人が6割います。

### 「沖縄独立」の是非をめぐる沖縄住民の見方

	A. 政府が認めた場合			B. 政府が認めなかった場合		
	2005年 11月	2006年 11月	2007年 11月	2005年 11月	2006年 11月	2007年 11月
独立すべき	24.9%	23.9%	20.6%	20.5%	16.3%	12.3%
独立すべきではない	58.7%	65.4%	64.7%	57.4%	69.5%	69.6%
沖縄住民が決めるべき	2.8%	1.7%	0.8%	4.9%	2.0%	1.0%
その他	2.5%	0.8%	1.3%	4.1%	1.4%	1.6%
分からない/難しい	11.1%	8.3%	12.7%	13.1%	10.7%	15.5%

註：1. Aの質問：もし日本政府が沖縄住民に沖縄の将来を自由に決めることを認めた場合に、沖縄は独立すべきだと思いますか？

2. Bの質問：もし日本政府が沖縄住民に沖縄の将来を自由に決めることを認めなかった場合に、沖縄は独立すべきだと思いますか？

出所：琉球大学・林泉忠主催の調査チーム「沖縄住民のアイデンティティ調査2005～2007」が行った調査の結果に基づく。対象は18歳以上の沖縄住民、有効回答は各1000強。

### 「琉球処分」130年：日本の一部になってよかった？

よかった	63.0%
どちらかというよかった	8.4%
どちらとも言えない	13.5%
どちらかというよくなかった	2.8%
よくなかった	4.8%
その他	0.8%
分からない	6.8%

質問：「琉球処分」つまり琉球王国が解体され日本になってから、もうすぐ130年になりますが、日本の一部になってよかったと思いますか？

出所：琉球大学・林泉忠主催の調査チーム「沖縄住民のアイデンティティ調査2007」が行った調査の結果に基づく。対象は18歳以上の沖縄住民、有効回答は各1201。

## 8. 今後の展望

現在、中国政府の言動は継続していないけれども、民間の関心や学術的な議論も依然としてあると思います。また、沖縄の状況がどのように変化していくのか、特に日本との関係に関しても恐らく注目されると思います。

これに関する学術レベルでの議論は、台湾でもありました。7月26日、ポツダム宣言の記念日に台湾大学で、「琉球の地位と東シナ海の平和」というテーマのシンポジウムが開かれ、私も参加しました。中国に限らず、台湾でもこのことは関心事であるということを最後の言葉として残したいと思います。

## 報告 4



&lt;日本の立場&gt;

# 竹島／独島をめぐる 海の一断面

福原裕二

島根県立大学准教授

## 要旨

竹島／独島（以下、竹島）領有権問題に興味・関心を有し、様々に考えをめぐらせる人びとは多いものの、竹島を生活圏に含む地域・人びとの事柄に興味・関心を有し、考えをめぐらせる人びとは存外少ない。たとえば、竹島及びその周辺海域は、それを活用する地域・人びとにどのような恩恵を与えてきたのか、具体的にはどのような漁場で、誰が出漁をし、どんな漁獲を得てきたのか。また、過去・現在においてどのような問題が潜んでいるのか等々、こうした事柄に対して正確に答えられる人はほぼ皆無であろう。

竹島及びその周辺海域は、日本・朝鮮半島にとって相対的に重要度の低い漁場であるものの、それを活用する地域の人びとにとっては死活的に重要な漁場であり続けている。加えて、「領土問題」をめぐるナショナリスティックな言説によって、竹島を生活圏に含む地域・人びとの事柄は不可視化され続けている。

このシンポジウム報告に基づくフルペーパーは、大旨こうした問題意識に立脚しながら、竹島を生活圏に含む地域・人びとの事柄を正確に把握すべく、日本海／東海西部海域における漁業実態を考察することで、紛争の海から平和の海へと構想していく方途の模索の一環として記述されたものである。

キーワード：竹島／独島、日本海／東海、日韓関係、漁業、領土問題

## はじめに

小論は、竹島／独島（以下、竹島）問題を筆者独自の切り口から考察を施したものである。具体的には、竹島（及びその周辺海域）という実存在を領有権問題としてではなく、それを生活圏に含み利用する地域・人びとの問題として考察を試みるものである。

そのために、第1節では、筆者独自の切り口を提示した上で、国や地域行政がこれまでにどのような竹島の取り扱いや価値付与を行ってきたのかを検討する。その上で、第2節では、利用できる限りの資料を用いて、竹島の実質的（可視化可能）な価値の抽出を行う。これらを踏まえ、第3節では、竹島をめぐる海の実態に考察を及ぼし、竹島問題における領土問題と漁業問題の交錯した危機的状況を浮き彫りにする。

## 1. 「第三の視角」とそこで浮かび上がる課題

まずは、筆者自身の竹島をめぐる研究の状況から論を起すこととしたい。従来、竹島をめぐる一般的な研究状況は、当該島嶼の領有権が日韓のいずれに属するかを問う歴史学・国際法学的なアプローチによるものを中心に展開されてきたと言ってよいであろう。とくに近年では、そうしたアプローチにとどまらない多面的な研究も数多く見受けられ、研究自体は活発である<sup>1</sup>。だが、筆者は、近年以前の研究をも含め、既存の竹島をめぐる論議及び研究動向を俯瞰して、あえて4つの問題を指摘したことがある<sup>2</sup>。さらに、かかる問題は、領土という不可分な対象を研究の焦点に取り上げるあまり、ゼロサムゲーム的な二分法論に陥らざるを得ないことから生じている可能性があることを示唆した<sup>3</sup>。

こうした従来研究における問題認識を踏まえて筆者は、竹島研究における「第三の視角」（新視角）からのアプローチを提示した。「第三の視角」とは、竹島という固有の「存在」に様々な形で影響を受けている地域・人びと、またはこの「存在」に関わり切実な利害関係を有していながら、既存の竹島問題の領域において、なおざりにされてきた地域・人びとの視点に立脚しながら研究を進める接近方法のことである<sup>4</sup>。その上で、第一に日本（韓国）における竹島の取り扱いや価値付与が従来いかなるものであったのか、第二に竹島という「存在」を生活圏に含む地域（島根県や慶尚北道）における竹島の取り扱いや価値付与とはどのようなものだったのか、という考察課題を研究手順として示した<sup>5</sup>。なぜなら、既存の竹島問題の領域において、なおざりにされてきた地域・人びとの視点に立脚するためには、なおざりにしてきた論理、あるいはなおざりにせざるを得なかった事情を明らかにしなければ、その論理を乗り越えられないからである。

このことに基づき、第一の課題では、竹島の価値にまつわる一般的言説に考察を施すことから議論を始めた。竹島をめぐるのは、しばしば漁業の観点から「周辺一帯は……好漁場として知られる」とされる<sup>6</sup>。だが、たとえば日韓国交正常化交渉における竹島問題の討議過程を見る限り、日韓双方ともに漁業的価値の観点からこれを議論した事実はないし、とりわけ漁業委員会の議事録を紐解いて

も、「竹島／独島」という語句を見出すことはできない<sup>7</sup>。また、島根県が「竹島における漁場調査のため」、水産商工部の吏員を現地に赴かせた際の県知事あての復命書（昭和28年6月28日）を見ても、むしろ島根県は竹島の漁場としての価値を大きく減じたものとして認識していたであろうことが推測されるのである<sup>8</sup>。

とはいえ、竹島（及びその周辺海域）が好漁場でなかったり、漁場としての重要性がなかったりするわけではない。『西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計表』によれば、沖合海域の「竹島周辺」と呼ばれる漁場のいか釣りの漁獲量は、1971年現在で漁獲量総計のほぼ半量を占めるほどである<sup>9</sup>。加えて、厳密には竹島の周辺海域とは言えないが、竹島領有権問題の未決に起因し設定された、日本海／東海（以下、日本海）における日韓暫定水域内の大和堆でのベニズワイガニの漁獲量は、1998年の漁期現在（1998年9月～1999年6月）で6004トンにもものぼる<sup>10</sup>。

これらの断片的な事実ないしは推測は、それぞれ時期的な相違はあるものの、竹島の周辺一帯が普遍的な意味で「好漁場として知られる」という含意を持つものではなく、日本国（韓国）全体にとっては相対的に重要度の低い漁場ではあるものの、これを利用する地域や漁業者にとっては好漁場であり、かつ死活的な海域であることを教示する。

それゆえに、日本（韓国）における竹島の取り扱い、外交的交渉を通じて、あくまで領有権問題としての解決を図ることに帰結したようである。具体的には、日韓国交正常化交渉において、日本側は当初、「領土問題が解決されなければ、国交正常化は無意味」とし、その後「解決の展望だけでも」道筋をつけたいとの姿勢で臨んだ。一方韓国側は、「この島は、事実上我々の手中にあるのだから、現在日本が他の手中にある領土に関して、あれこれすることは納得がいかない。政府が（国際司法裁判所に；筆者注）応訴すれば、国民に対して責任を免れることのできない重要な過誤を指摘される」との立場で対応した<sup>11</sup>。結果的には、国交正常化とともに取り結ばれた「紛争の解決に関する交換公文」中の紛争の範疇に「竹島／独島問題」を含めることで将来の外交的課題とし、解決の先送りを行ったとされる<sup>12</sup>。ところが、紛争の範疇に「竹島／独島問題」が含まれるか否かについては日韓で合意されておらず、筆者は単なる解決の先送りではなく、「同床異夢」的な形での先送りではないかと推察している<sup>13</sup>。ともあれ、国家レベルにおける交渉においては、竹島を生活圏に含む地域や漁業者の実状を踏まえた問題の認識・解決は望むべくもなかったことが明らかとなる。

次いで第二の課題では、こうした国家の対応に比して、地域（行政）はいかなる取り扱いを行ってきたのかについて考察を進めた。島根県総務部総務課が所蔵する「竹島関係文書」<sup>14</sup>などに従い地域行政の動きを捉えると、対日平和条約の発効（1952年4月28日）に伴い竹島の完全な領土権の回復をみたと判断した島根県は、地域の漁業者に必要な竹島に対する漁業行政上の措置を着々と行った。それと同時に、地域の漁業を顧慮し、政府に対してその施策に対置する形で、竹島の在日米軍による爆撃演習地区指定の解除を要望するなどした<sup>15</sup>。つまり、竹島領有権問題の発生直後の時期には、島根県は竹島をめぐる地域行政としての独自の役割を全うしたと考えることができる。

ところが、日韓国交樹立以後になると、島根県及び議会は、政府や関係諸機関に対し、ほぼ同内容の陳述書ないしは要望書を定期的に発出するにとどまることとなった。このように検討してみると、竹島を生活圏に含む地域におけるその価値は、漁業者が出漁を要望し、地域を支える好漁場、言い換えれば、標語的にしばしば使用される「かえれ 島と海」であるとまとめられるが、その実態を踏まえた行政的措置が地域行政として独自に展開されているとは言い難い現状となってしまう。

## 2. 竹島／独島の初歩的な価値考察

そうであるとするならば、具体的に竹島の価値はどのように可視化できるであろうか。竹島は、日本政府の認識に基づけば、島根県隠岐郡隠岐の島町に所在する、口座名を「竹島防禦区」とし、区分を「土地」、種目を「原野」とする国有財産である。したがって、竹島は財務省が定める国有財産台帳に記載され、その価格が明記されている（図1）。それによれば、「竹島防禦区」の現在額は、平成22（2010）年1月4日現在で、数量が23万1371.89平方メートル、価格が500万1825円である<sup>16</sup>。

一方、韓国政府の認識に基づけば、竹島は慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑独島里に所在する、天然記念物第336号及び特定島嶼第1号である。この公示価格は、『2008年 公示地価』によれば、鬱陵邑独島里20に所在する「独島西島」（地目：林）が、3344万6840ウォン（面積8万8018.0平方メートルに対し、公示地価が380ウォン／平方メートル）、鬱陵邑独島里27に所在する「独島東島」（地目：雑）が、2億5285万ウォン（面積1945.0平方メートルに対し、公示地価が13万ウォン／平方メートル）であり、これを合計すれば、2億8629万6840ウォン（日本円で約3275万円<sup>17</sup>）である<sup>18</sup>。

以上の価額数字は、日韓双方の国内地価を反映し、定められたものであろう。なお、日本と韓国ではその価格に相当な開きがあるものの、これは出所に性質の違いがあり、また国有財産と天然記念物という土地の位置づけの相異、さらに日本は竹島を韓国に不法占拠されている領土であるとしてその土地の利用が不可能であるのに対して、韓国はこれを実力支配し、灯台、船舶の接岸施設、住民宿所

図1 竹島防禦区に係る国有財産台帳の写し（一部）

出所：「竹島防禦区に係る国有財産台帳」（財務省松江財務事務所）。

などの建設を通じて土地利用を行っているなどの違いにより生じているものと考えられる。したがって、双方の価額の比較はまったく意味をなさないが、竹島の価値を考察することに関する限り、興味深い数字であることは間違いない。

次に、竹島周辺一帯の漁場としての価値はどのようなものであろうか。これに関しては、現状では竹島12海里幅の海域（及びそのごく周辺の海域）に日本漁船は事実上出漁することができないし、この海域を含めた日本海における漁場別の漁業統計も存在しないことから、推測するよりほかはない。この際に参考となるのが、島根県総務部総務課総務予算グループ所蔵の「竹島関係文書」である<sup>19</sup>。

表1は、島根県の漁船が竹島12海里幅の海域から排除される前後の漁獲見込みを比較調査した結果である。これに従えば、1978年5月1日から6月中下旬までの期間、「竹島問題が発生しなかった場合の漁獲見込み」は、沖合いか釣漁業が870トン、5億2200万円で、べにずわいがにかご漁業が180トン、2916万円（合計で1050トン、5億5116万円）であるから、仮に沖合いか釣漁業の漁期を周年、べにずわいがにかご漁業の漁期を11月から6月までだと仮定すれば、総計で5940トン、32億4864万円の漁獲が竹島周辺において見込めることが推定される。しかし、この推定数字は通年で漁獲される数量・金額が同じであることを前提とし、他県の漁船と他の魚種漁業については看過しているという限界がある。

そこで次に取り上げるのが、1975年頃に大日本水産会が推計したと思われる資料である<sup>20</sup>。そこでは、昭和49（1974）年の農林統計、水産物流統計、年報、漁港別水揚量、価格の全国平均価格を基に、「現在、竹島周辺で漁業が行われるとすれば次のような漁業と漁獲が見込まれるものと島根県庁では想定している」とした上で、「竹島周辺漁場で現在行われている漁業」をいか釣漁業、ベニズワイガニ籠漁業とし、それらの現状と漁獲量・金額を加味して、表2に示されるような形にまとめている。

表1 竹島周辺から退去させられたことによる島根県漁船の漁獲減収見込みについて

（単位：数量＝トン、金額＝千円）

			5月1日～5月31日			5月1日～6月中下旬		
			竹島問題が発生しなかった場合の漁獲見込み	竹島問題が発生したことによる漁獲見込み	減収見込み	竹島問題が発生しなかった場合の漁獲見込み	竹島問題が発生したことによる漁獲見込み	減収見込み
沖合いか釣漁業	境港根拠船 (25隻)	数量 375 金額 225,000	225 135,000	150 90,000	見込み 360,000	338 202,800	262 157,200	
	浜田港根拠船 (18隻)	数量 189 金額 113,400	95 57,000	94 56,400	270 162,000	135 81,000	135 81,000	
	計 (43隻)	数量 564 金額 338,400	320 192,000	244 146,400	870 522,000	473 283,800	397 238,200	
べにずわいがにかご漁船 (3隻)	数量 90 金額 14,580	54 8,748	36 5,832	180 29,160	99 16,038	81 13,122		
	総計	数量 654 金額 352,980	374 200,748	280 152,232	1,050 551,160	572 299,838	478 251,322	

原注：1) 沖合いか釣漁業のうち、浜田港根拠地については5月10日まで浜田沖で操業していたので、漁獲見込みから除外した。2) 竹島周辺での沖合いか釣漁業の漁期は6月中旬、べにずわいがにかご漁業の漁は6月下旬までである。

出所：仮番8『竹島問題照会等』(『全員協議会資料』竹島周辺から退去させられたことによる本県漁船の漁獲減収見込みについて)。

表2 竹島/独島の漁業的価値 (1975年頃)

業種	漁獲量	魚種	kg単価	漁獲金額
機船巾着網漁業	39,000トン	イワシ・サバ	41円	1,599,000千円
流網漁業	225トン	イワシ	39円	8,775
延縄漁業	400トン	サバ	44円	17,600
採介藻漁業	20トン	アワビ(殻付)	1,906円	38,120
	40トン	サザエ(殻付)	520円	20,800
	60トン	その他	107円	6,420
	4トン	ワカメ(乾)	858円	3,432
	4トン	テングサ(乾)	290円	1,160
いか釣漁業	18,200トン	イカ類	241円	4,386,200
	62トン	その他	107円	6,634
ハコヅクワガニ籠漁業	9,336トン	ハコヅクワガニ	169円	1,577,784
アシカ漁業	200頭	アシカ	1頭15,000円	3,000
合計	67,351トン 200頭			7,668,925

出所：仮番4『竹島資料(県1)』〔(大日本水産会資料) 経済水域の設定が日本海漁業に与える影響〕。

表3 竹島の漁業的価値 (現在;筆者推定)

業種	漁獲量	魚種	kg単価	漁獲金額
機船巾着網漁業	9,980トン	イワシ・サバ	314円	3,133,720千円
流網漁業	45	イワシ	276円	12,420
延縄漁業	148	サバ	352円	52,096
採介藻漁業	6.4	アワビ(殻付)	5,680円	36,352
	26	サザエ(殻付)	749円	19,474
	27.7	その他	212円	5,872
	0.5	ワカメ(乾)	653円	3,267
	0.05	テングサ(乾)	379円	19
いか釣漁業	4,358	イカ類	660円	2,876,280
	34.9	その他	293円	10,226
ハコヅクワガニ籠漁業	4,013	ハコヅクワガニ	1,312円	5,265,056
合計	18,639.55			11,414,782

出所：以下を参考に筆者が推計して作成。業種・魚種の漁獲量については、『島根水産累年統計(昭和30年～平成6年)』中国四国農政局島根統計情報事務所、1997年、「海面漁業種類別漁獲量累年統計(都道府県別)」「漁業・養殖業生産統計年報」農林水産省漁業生産額長期累年：<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001061497> (2011年21月31日最終アクセス)、「海面漁業魚種別漁獲量累年統計(都道府県別)」「漁業・養殖業生産統計年報」農林水産省漁業生産額長期累年：<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001061497> (2011年21月31日最終アクセス)。魚種のkg単価については「水産5品目別・出荷地別・月別取扱高」「市場年報(中央・東部市場)平成22年」広島市中央卸売市場：<http://www.hiroshima-shijou.jp/nenppo/22nen/suisan/05hinmokubetsus.pdf> (2011年12月31日最終アクセス)、「水産6出荷地別・品目別取扱高」「市場年報(中央・東部市場)平成22年」広島市中央卸売市場：<http://www.hiroshima-shijou.jp/nenppo/22nen/suisan/06sanchibetsuh.pdf> (2011年12月31日最終アクセス)。

それに基づけば、全体で6万7351トン、約76億7000万円の漁獲が竹島周辺の漁場において見込めることになる。しかし、表2もまた、この時期において実際には漁獲不可能なアシカ漁業が含まれていたり、漁業実績のない魚種漁業が算定されていたりするうらみがある。さらに言えば、現在から40年足らず前の推計であり、現状を知るには不十分である。

このことに鑑み、未だ不正確の感は否めないが、表2を基に現在により近い各種統計を参考にしつつ、竹島の漁業的価値について筆者が推計した結果を示したものが表3である。この表に基づくと、全体で約1万8640トン、約114億1478万

円の漁獲が竹島周辺の漁場において見込めることになる。無論、この推計は表2のそれと同様に、この海域において何ら規制なく漁業が遂行できることを前提にしており、現状を厳密に把握できるものとは言い難い。だが、他に推計可能な資料が存在しない以上、ここでは表3の数字を竹島の漁業的価値であると考え、議論を進めていきたい。

一方、韓国における竹島の漁業的価値については、便宜的に韓国の先行研究を利用する<sup>21</sup>。そこでは、「海洋生物資源」が漁業的価値に対応し、「海洋生物資源の価値は、市場で取引されている水産物の生産実績を根拠にして明らかにすることができる」としている。その上で、「慶尚北道鬱陵郡庁によれば、2007年基準で独島の隣近水域の漁業生産量は約9492万ウォン（日本円で約1297万円；筆者注）」であるとして、海洋生物資源の数字を弾き出している<sup>22</sup>。これを韓国における竹島の漁業的価値としておく。また、この先行研究では、海洋生物資源のほかに、「観光価値」についても推計を行っており、それによれば、2008年基準で、約514億8000万ウォン（日本円で約45億1480万円）であるという<sup>23</sup>。

その他に、竹島の価値を数量的に把握する素材としては、燐鉍開発による収益<sup>24</sup>、メタンハイドレートやリン酸塩などの海底鉍物資源が考えられるものの、現状においてはそれらの実在が未把握であるばかりか、その価値の推計を行う手だてがないために、検討対象には含めない。

こうした一方で、竹島の存在またはその領有権問題の未決のために生じている支出（ないしは損失）も実在する。次節においても触れることになるが、そのもっとも大きなものは、新日韓漁業協定（1999年1月22日発効）に基づく暫定水域管理体制が韓国漁船によって遵守されないことから生じている。表4は、その損失状況を価額として試算したものである。

また、日韓双方でしばしば報道されるように、竹島領有権問題の実存のために、両国政府や竹島を主管する自治体が様々な形で負担している支出もある。日本政府によるこの種の支出は明らかでないが、島根県が平成23（2011）年度予算に「竹島領土権確立対策事業」として計上している額は、1451万円である<sup>26</sup>。一方、韓国政府が国会に提出した2012年度予算案のうち、外交通商部が計上した「独島関連予算」は5億4200万ウォン（日本円で約3650万円）で<sup>27</sup>、国土海洋部のそれは440億8700万ウォン（日本円で約30億8,600億円）という莫大なものであるという<sup>28</sup>。

以上の初歩的な概算を整理すれば、日本においては数量的に把握できる年間の竹島（及びその周辺）の潜在的価値が約114億2000万円であると把握される反

表4 韓国漁船の違反・漁場独占による直接・間接的損失の試算（1999-2006年）<sup>25</sup>

損失の内容	年間	累計8年間
取り締まりに要する経費	約19億円	150億円
漁具回収に要する経費	約7億円	55億円
違法漁獲による損失	約31億円	248億円
暫定水域独占による損失	約16億円	125億円
合計	約72億円	578億円

出所：A水産関係事務所が日韓暫定水域の問題を議論するために作成した資料に基づき、筆者が一部修整を行い作成。なお、「年間」の金額は、合計を含め「累計8年間」の金額の平均値である。

面、約73億円の支出（ないしは損失）を要しており、他方竹島を実力支配する韓国においては、年間で約45億2800万円の恩恵を受けている半面、約31億円の支出を余儀なくされていることがわかる。換言すれば、日本は竹島の潜在的価値による恩恵を享受できないままに、その約2/3にあたる損失を毎年出し続けている。他方、韓国は竹島を利用しながらも、実益の2/3にあたる支出を毎年計上し続けている。なお、竹島の漁業的価値についてのみ言えば、日本のそれは島根県の漁獲総量の22%、総生産額の58.1%を占める<sup>29</sup>。竹島とその周辺一帯は、国全体からみると、多くの漁獲が期待できる漁場ではないものの、これを利用する地域や漁業者にとっては、好漁場でありかつ死活的な漁場であることがここでも確認できる。

こうした損失や支出を負担しているのは、地域や国民（税金）であり、とりわけ日本で言えば、享受する見込みがある価値を利用できないことで忸怩たる思いを馳せるのもまた地域である。これが可視化できる価値からみた現行の竹島をめぐる取り扱いの帰結である。

### 3. 竹島／独島をめぐる海の現状

以上の考察より導出される竹島をめぐる現状は、竹島を生活圏に含む地域や人びとの位相、さらに限定すれば、地域の生活に直結する竹島をめぐる海の実態を見えにくくさせている主因でもある。

例えば、竹島12海里及びその直近の海域に日本漁船が出漁できなくなったのはいつからなのか、という質問に対して正確に答えられる人はごく僅かであろう。竹島領有権問題に多くの関心を寄せる人ほど、李承晩ラインが宣布された「1952年」や韓国が竹島を実力支配し始めた「1954年頃」などと答えるのではないだろうか。しかし、実際にはそれから二十数年を経た後のことなのである。

1978年4月30日に韓国が領海12海里を全国的に実施した直後の5月8日、竹島6海里内で操業を行っていた日本のイカ釣り漁船に対して、韓国軍艦が退去命令を下した<sup>30</sup>。それが契機となっている。それまでは、竹島周辺で日本漁船と韓国

漁船は入会地の如くに操業を行っていた。日本海西部海域に出漁した経験を有する漁業者ならば、常識的に知っているこうした事実でさえも、領有権問題と漁業問題の交錯した状況によって、別のイメージが形づくられているようである。それでは、竹島周辺を含む日本海西部海域では、現今においてどのような漁業問題が発生しているのだろうか。

現今の竹島周辺を含む日本海西部海域の漁業秩序は、いわゆる新日韓漁業協定によって維持されることが取り決められている。この漁業協定では、竹島領有権問題が未決の状況であり、両国の排他的経済水域を画定することができないため、ややいびつな形の暫定水域が設定されている（図2）。ちなみに、この水域の

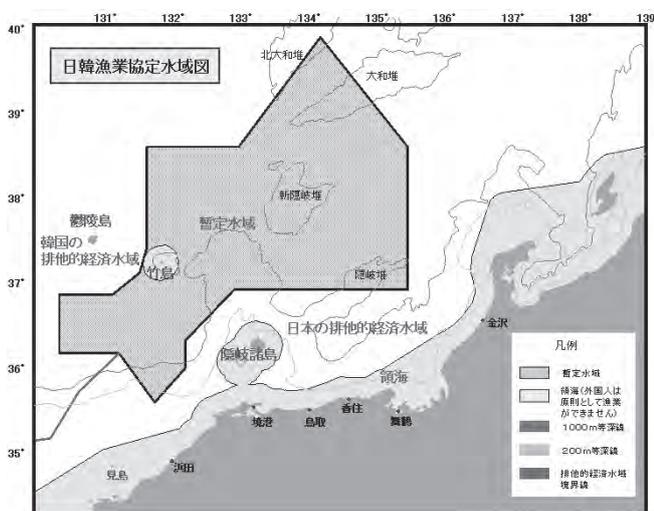


図2 日韓漁業協定水域（暫定水域）図



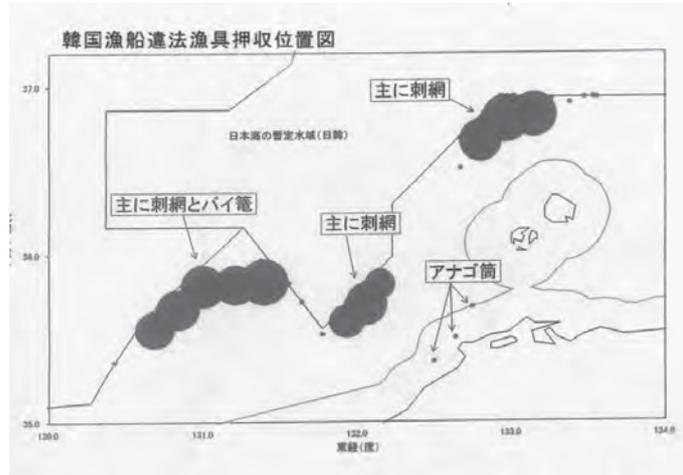


図4 韓国漁船違法漁具押収位置図

出所：「韓国漁船違法漁具押収位置図」境港漁業調整事務所 [http://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/img/kaishu\\_itizu.JPG](http://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/img/kaishu_itizu.JPG) (2011年12月31日最終アクセス)。

を覚悟しても出漁をせざるを得ない実状であるということから)、かえって韓国漁船が出漁を望む漁場が失われることになる可能性があるということである。同じく第三に、現今の漁業問題の発生位置を踏まえるなら、仮に竹島領有権問題がいずれかの領土として解決されたとしても、その周辺海域を含む日本海西部海域の漁業問題は依然として残存する可能性が高いということである。

## おわりに

以上、3節にわたり明らかにしてきた事実・可能性と実態を踏まえるならば、従前の竹島領有権をめぐる議論やアプローチは、竹島にかかわる問題の内実を捉えることができていないどころか、領土問題と漁業問題の交錯した危機的状況を醸成していることが明らかとなる。言い換えれば、竹島をめぐる現状は、その固有の存在に様々な形で影響を受けざるを得ない地域・人びとのニーズに即した問題解決を遠ざけているのである。

## 脚注

- 1 竹島をめぐる研究の状況については、福原裕二「竹島／独島研究における新視角」からみる北東アジアの一断面』『北東アジア研究』第22号、2012年3月、38-41頁。
- 2 4つの問題点とは、研究手順の倒錯、研究上の空白、内向き志向、「研究論文」の杜撰のことであるが、詳しくは次の文献に譲る。福原裕二「竹島の誤解を解く」『レポート21—「21世紀・地球講座から」』島根県立大学、2007年。
- 3 福原裕二「第二次世界大戦後の島根県と竹島」前掲『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』49頁。
- 4 前掲、「竹島／独島研究における第三の視角」157-160頁。
- 5 同上、159-160頁。なお、ここでは第三として、いま一つの課題を提示したが、未だ研究途上のため言及を割愛した。
- 6 「あなたは、竹島をご存じですか—。」『竹島 かえれ島と海』島根県／竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、2006年2月22日、2頁。
- 7 福原裕二「『竹島』関連言説の検討—問題を問題として捉える側の省察という方法論の示唆—」『総合政策論叢』第17号（2009年3月）、70-71頁。
- 8 前掲、「第二次世界大戦後の島根県と竹島」54頁。なお、この復命書は、島根県立図書館郷土資料室において閲覧することができる（「竹島漁場調査報告」請求記号：096.6/125/）。
- 9 同上、57頁。
- 10 「島根県にかご漁業組合西野正人組合長に聞く」前掲『竹島 かえれ島と海』16頁。
- 11 福原裕二「『竹島』関連言説の検討—問題を問題として捉える側の省察という方法論の示唆—」『総合政策論叢』第17号（2009年3月）、66-70頁及び77-79頁。なお、引用の出所は順に、『第6次韓・日会談：第1次政治会談、東京、1962.3.12-17、全2巻 V.2 崔徳新-小坂外相会談、1962.3.12-17』登録番号：732-733、分類番号：723.1JA 1962、ファイル番号03、フレーム番号：401-408。『第7次韓・日会談：本会談及び主席代表会談』登録番号：1459、分類番号：723.1 JA 1964-65、ファイル番号08、フレーム番号：355。前掲、『第6次韓・日会談：第1次政治会談、東京、1962.3.12-17、全2巻 V.2 崔徳新-小坂外相会談、1962.3.12-17』。
- 12 この際の日韓間の条約および諸協定の作成に関わったある外交官は次のように述べている。「いったい、紛争の処理について問題とされる一つの点は、何が『紛争』に当るかということであるが、ある問題について明らかに対立する見解を持つという事態が生じたときは、国際紛争が存在するわけであるから、この交換公文の対象となる『両国間の紛争』の範囲は、客観的な立場から見れば、きわめて明確なものとなる。したがって、たとえば竹島問題が日韓両国間の紛争に該当することは極めて明白であると考えられる」小和田亘「解説・日韓条約（紛争処理の項）」『法律時報』第37巻第10号（1965年10月）、84-85頁。
- 13 前掲、「『竹島』関連言説の検討」70頁。
- 14 前掲、「第二次世界大戦後の島根県と竹島」＜参考資料＞60-68頁を参照。
- 15 同上、53-56頁。
- 16 同文書は、平成22年11月22日付け島根県知事名で中国財務局長あてに、「竹島防衛区に関する国有財産台帳および除外台帳（昭和22年3月31日価格改定の記述のあるもの）」に係る行政文書の開示請求を実施し、同年12月27日に写しの交付を受けた文書を島根県総務部総務課より筆者に提供されたものである。
- 17 2008年1月31日現在の現金売り相場（100ウォン＝11.44円）で計算。下記のサイトを参考にした。「外国為替相場過去履歴」<http://www.yamafield.com/>（2011年12月31日最終アクセス）。
- 18 「2008年 公示地価」国土海洋部、2008年2月29日、861頁。なお、前年の公示地価は、それぞれ28,165,760ウォン、233,400,000ウォン、合計261,565,760ウォン（日本円で約3,777万円—2007年1月31日現在の現金売り相場 [100ウォン＝14.44円] で計算。出所は上に同じ）である。『2007年 公示地価』韓国鑑定評価協会・韓国不動産研究院、2007年2月28日、861頁
- 19 この文書は、第1節のなかで言及した、島根県総務部総務課が所蔵する「竹島関係文書」（注30も参照）とは別の文書群で、島根県総務部総務課内の総務予算グループが所蔵する現用文書である。その概要は、「1）竹島関係文書リスト（古文書簿冊等・総務課所蔵）」『「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』竹島問題研究会、2006年5月、236頁を参照。なお、以下この文書群からの引用の際には、「1）竹島関係文書リスト（古文書簿冊等・総務課所蔵）」の仮番、簿冊標題、文書名を記す。

20 仮番4『(大日本水産会資料) 経済水域の設定が日本海漁業に与える影響』[4. 漁業による竹島の漁業的価値]。この資料は、文書の複写具合から見て、小冊子にまとめられた製本物と思われるが、作成者、発行所、発行年はいずれも不明である。なお、この資料の作成年を1975年頃と推定するのは、そこで用いられている統計資料が昭和49年までのものであるからである。

21 유승훈「독도의 경제적 가치 평가」『독도연구저널』 제8호 (2009년겨울)、2010년 1월 15일、48-52쪽 [ユスンフン「独島の経済的価値評価」『独島研究ジャーナル』第8号 (2009年冬)、2010年1月15日、48-52頁]。

22 同上、49頁。なお、日本円への換算は、2007年12月28日現在の現金売り相場 (100ウォン=13.66円) で計算した。前掲、「外国為替相場過去履歴」(2011年12月31日最終アクセス)。

23 同上、50頁。ここでの推計根拠は、浦項から出発し、鬱陵島を観光する過程で竹島／独島に入島する観光客をモデルとし、その移動費用 (距離費用) と時間的なコスト (時間費用) を「的確に算定」した旅行費用であるという。2008年における竹島／独島への入島者数は136,877名である。なお、日本円への換算は、2008年12月30日現在の現金売り相場 (100ウォン=8.77円) で計算した。前掲、「外国為替相場過去履歴」(2011年12月31日最終アクセス)。

24 竹島／独島の隣鉱開発をめぐる問題については、前掲、『島根県竹島の新研究』107-115頁に詳しい。なお、仮番6『竹島損害賠償請求事件』は、この問題の一次資料を含むものと思われるが、公開されていない。

25 同趣旨を示す現状は、以下のサイトでも参照することができる。「違反漁具回収の状況」境港漁業調整事務所 [http://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/ihan\\_kaishu.html](http://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/ihan_kaishu.html) (2011年12月31日最終アクセス)。

26 「IV その他 NO 116 竹島領土権確立対策事業」『平成23年度当初予算案主要事業の概要』島根県 <http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanh23/tousyo.data/4.pdf> (2011年12月31日最終アクセス)。なお、平成24 (2012) 年度の同事業名による予算要求額は、1,500万円である。 [http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanh24/h24youkyuu\\_gaiyou.data/Taro-sonota.pdf](http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanh24/h24youkyuu_gaiyou.data/Taro-sonota.pdf) (2011年12月31日最終アクセス)。

27 「韓国政府、独島関連外交予算に5億ウォンを投入」中央日報日本語版 <http://japanese.joins.com/article/671/144671.html> (2011年12月31日最終アクセス)。なお、正確には「国際紛争対応国際訴訟力強化」のための支出であり、約5億ウォンのすべてが独島関連に支出されるわけではない。

28 「韓国国土海洋部、2012年の『独島予算』を増額編成」サーチナ [http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2011&d=1026&f=national\\_1026\\_207.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2011&d=1026&f=national_1026_207.shtml) (2011年12月31日最終アクセス)。

29 同様に、前出の大日本水産会資料において、竹島／独島周辺で漁獲した実績があるとされる4県 (兵庫県、鳥取県、島根県、山口県) の漁獲総量の10.4%、総生産額の13.8%を占め、また、全国の漁獲総量の0.007%、総生産額の0.01%を占める。「大海区都道府県支庁別統計 漁業種類別漁獲量」『報告書 (統計表一覧) 漁業・養殖業生産統計年報 平成21年』農林水産省漁業生産額 [http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyo\\_seigaku/index.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyo_seigaku/index.html) (2011年12月31日最終アクセス)、「大海区都道府県別漁種別生産額 海面漁業」『報告書 (統計表一覧) 漁業・養殖業生産統計年報 平成21年』農林水産省漁業生産額 [http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyo\\_seigaku/index.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyo_seigaku/index.html) (2011年12月31日最終アクセス) を参考に筆者が算出。

30 「島根県竹島問題解決促進協議会について」島根県総務部総務予算グループ所蔵「竹島関係文書」簿冊標題『竹島問題照会等』。

31 深町公信「日韓漁業問題」水上千之編『現代の海洋法』有信堂、2003年、203-207頁。

## 報告 5



# 北極海の開放と 韓国・日本・中国の 海洋協力の可能性

朴 栄濬

韓国国防大学校安全保障大学院教授

## 1. はじめに

北極圏は地理学的に北緯66度33分以上の地域を指している。生態学的には樹木限界線以北の地域を北極圏として定義する。その範囲内には、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシア、アメリカ、カナダ、デンマーク自治領のグリーンランド、アイスランドなど、8カ国の領土が、北極海を挟んで広がっている<sup>1</sup>。

北極海はその地理的な要因によって長らく人類にとって閉じられた海であった。しかし地球温暖化によって、これまで利用が制限されてきた北極海が、航行可能な海に生まれ変わる変化が現れはじめ、新しい海洋運送路として注目を集めている。2008年をもって、北極海のロシア沿岸を結ぶ北東航路、すなわち北極海航路（Northern Sea Route）とカナダの北部沿岸がつながる北西航路が開放されることになった。

したがって、従前には9月と10月のみ航行が許されたが、その後は6月から11月まで航行が可能になった。2009年にドイツの海運会社が最初に北極海を航行して以来<sup>2</sup>、2010年に4隻、2011年に34隻、2012年には46隻の船が北極海を航行した<sup>3</sup>。北極海航路は、韓国、日本、中国など、北極海の沿岸国ではない国々にとっても大きな関心の的になった。スエズ運河を利用する場合、横浜からオランダのロッテルダムまで39日を要したのに対して、北極海航路を利用すると19日に短縮することができる。また、北極圏に埋蔵されていた地下資源も開発されるようになった。

1 日本北極海会議、「日本北極海会議報告書」『北極海の持続可能な利用に向け日本がただちに行うべき施策』（海洋政策財団、2012.3）。

2 Andrew E. Kramer, "Polar thaw opens fuel link to Asia" International Herald Tribune, July 26, 2013.

3 大西富士夫・黄洗姫・長尾賢、「北極と非北極圏諸国」『北極海季報』第16号（海洋政策研究財団、2013.3）、54頁。



図1 北極海の範囲

北極圏の範囲：  
北緯 66 度 33 分以北  
北極海の範囲：  
面積 1400 万 k m<sup>2</sup>

※公海は 18%、82%が沿岸国の領海や EEZ(排他的経済水域)

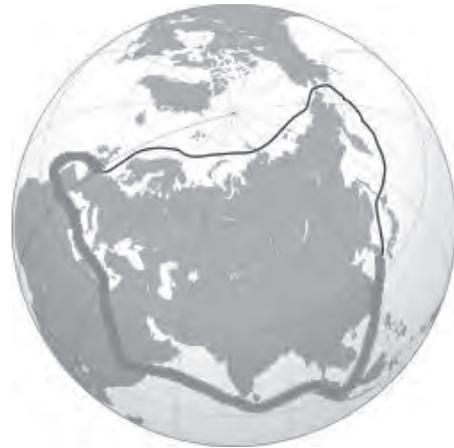


図2 北極海北西航路

2007-2008 年、北極海の北西航路と北東航路を開放  
横浜からロッテルダムまで約 1 万 2000km に短縮(図中の太い線)  
スエズ運河経由(図中の細い線)だと約 40 日 2 万 500km

これらの変化にともなって、ロシア、アメリカ、カナダなど、北極海に面していた国々はもちろん、韓国、日本、中国など非沿岸国も北極海の航路利用と資源開発への参加に強い関心を寄せている。そして 2013 年 5 月には、韓国、日本、中国がともに北極評議会のオブザーバになった。本報告では、これらの情勢を踏まえて、ロシア、アメリカなど北極圏の沿岸国が力を注いできた北極海政策の流れを検討した上で、韓国、日本、中国などの非沿岸国がこれから北極海における航路利用や資源開発の分野において推進してきた政策を概観する。これらの検討を踏まえて、韓国、日本、中国などが、北極海の利用に関して共同利益に向けた協力の可能性が秘められていることを探っていききたい。

## 2. 沿岸国による北極海政策

南極地域は冷戦期であった 1961 年に南極条約が締結され、人類共同の資産として捉えられた。しかし、北極圏は冷戦期にはアメリカとソ連による軍事的な対立の場となった。アメリカとソ連は北極海において競争的に原子力潜水艦を配置しながら、互いに脅威を与えたのである<sup>4</sup>。

北極海地域に関連国家らが共同で参加する協力体制が形成され始めたきっかけは、1980 年代の半ば、ソ連のゴルバチョフ書記長によって、いわゆる改革政策が推し進められた時期であった。1987 年 10 月、ゴルバチョフ書記長はムルマン

4 篠原宏、『ソ連太平洋艦隊』(サンケイ出版、1979)、71-76 頁。

スクで行った演説を通じて、北極圏において冷戦的な対立を緩和する必要性を訴えつつ、北極の非核化構想、海軍活動の制限、資源開発における協力、北極地域における科学調査や環境保護分野での協力、さらに外国の船による北極海航路の開放などを打ち出した<sup>5</sup>。

ゴルバチョフの画期的な提案以後、北極海の沿岸国を中心として、北極海の環境保護、科学調査、共同開発に向けた協力体制構築が模索された。1990年8月には、スウェーデンの提案によって、北極地域の科学調査を目的とする国際北極科学委員会（International Arctic Science Committee）が結成された。同じ年には沿岸国を中心として、北極地域の環境保護を目的とする北極環境保護戦略（Arctic Environment Protection Strategy）が採択された。一方、沿岸国は、1996年にカナダの発案によって、北極圏における関連国間での非軍事的な協力に関する協力を促進する目的で、北極評議会（Arctic Council）を発足した<sup>6</sup>。このような沿岸国の協力体制が構築されるにつれて、ロシアやアメリカなどは、個別的に北極海に関する政策を推進した。以下で、ロシアとアメリカの北極圏関連政策を取り上げてみたい。

図3 北極評議会のメンバー国

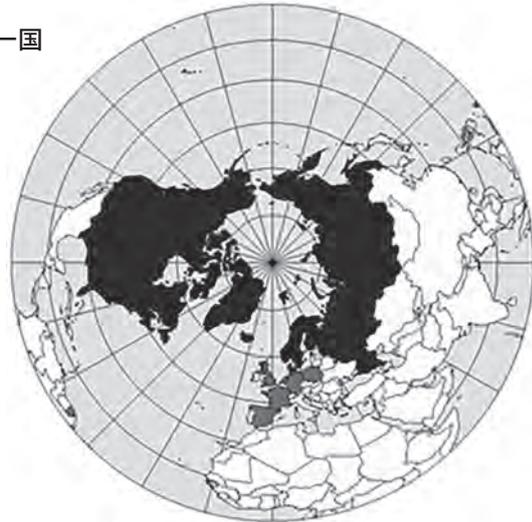


図4 北極海をめぐる国際ガバナンスの構築

- 1987年、ゴルバチョフ書記長による北極海解放の宣言
- 1990年、スウェーデンの発議による「国際北極科学委員会」の設立
- 1990年、フィンランドの提案による「北極環境保護に関する宣言」
- 1996年、「北極評議会」の設立
- 2008年、Ilulissat 宣言採択
- 2011年、「北極における航空および海上救難協力協定」採決

5 大西富士夫、「北極における地域協力」『北極海季報』第16号（海洋政策研究財団、2013.3）、46-47頁。

6 以上は大西の論文参照。

## 1) ロシアの北極海政策

ロシアは北極海に面した最大の国であり、1987年のゴルバチョフ書記長の演説を通じて、北極海の国際開発の道を開いた国でもあった。さらにロシアは1996年に結成された北極評議会の創立メンバーとして、北極海の国際ガバナンスに関する基本的なルール作りに先駆ける役割を果たしてきた。

ゴルバチョフ書記長の演説以来、ロシアはまず北極海の航路航行に関する国内規範作成に力を注いできた。1990年には「北極海航路航行規則」を制定し、1996年には「北極海航路における砕氷船および航路案内規則」を作った。さらに2011年には「北極海航路における砕氷船サービス料の設定に関する命令」を公表した。これらの規則をもとにロシアは外国の船が北極海を運航する際に求められる行政的な許可手続きや料金に関する体制を整備した<sup>7</sup>。

こうした規範の制定と共に、ロシアは北極海に関する天然資源開発を急いでいる。2008年、ロシア議会在北極海に関する資源開発を許可してから、2011年1月、ロシアはイギリスの石油会社BPと北極石油開発のための契約を結んだ<sup>8</sup>。その他、ロシアの国営石油会社とエネルギー会社は、アメリカ、フランス、中国の会社と北極海地域の石油と天然ガス開発を推し進めている<sup>9</sup>。

資源開発と平行して、ロシアは周辺国家との間で、海域をめぐる紛争を片付けたり、大陸棚を拡張しようとする動きもみせている。ロシアは2010年4月、ノルウェーと協定を結び、バレンツ海と北極海をめぐる両国の間で40年にわたって続いた領域紛争を解決した<sup>10</sup>。さらにロシアは、国連の大陸棚限界委員会に北極海の大陸棚を拡張してもらおうとする政策も推進している<sup>11</sup>。こうした動きか

図5 沿岸国の北極海政策：ロシア

北極海航路の航行規則などを制定  
 北極海における大陸棚延長推進や周辺国との管轄権確定  
 —2012年、ノルウェーとのバレンツ海管轄権協定  
 北極海の海域における資源開発  
 2009年、2020年までの北極における国家基本政策  
 —北極海管轄の部隊創設など  
 —2013年9月、海軍艦隊の定期的な巡航実施

7 堀井進吾、「北極海における航路問題：北西航路・北極海航路」『北極海季報』第16号（海洋政策研究財団、2013.3）、21-24頁。

8 Andrew E. Kramer and Clifford Krauss, "Russia shrugs off worries in pursuing arctic oil",

9 Andrew E. Kramer, "Polar thaw opens fuel link to Asia" International Herald Tribune, July 26, 2013.

10 Walter Gibbs, "Russia and Norway Agree To Share an Arctic Seabed", The New York Times, April 28, 2010.

11 大西富士夫、「北極の軍事動向」『北極海季報』第16号（海洋政策研究財団、2013.3）、65頁。

らは、北極海地域における資源開発をより積極化しようとするロシアの本音が伺える。

ロシアは安全保障の面からも、北極海を重んじている。2009年5月に公表された「2020年までのロシア国家安全保障戦略」は、北極海航路がロシアの内水という立場を訴えつつ、北極海航路が国家安全保障に深く関わっていることを確認した。2009年9月に制定された「2020年までのロシア北極戦略」という文書では、北極海に関するロシアの主権と利益を守るため、北極部隊を創設することが示された<sup>12</sup>。この計画に沿って、同年に北極警備隊が創設され、2011年7月にはより拡大されたかたちの2個旅団の編成計画が発表された<sup>13</sup>。2012年2月、当時のプーチン大統領はロシアが北極海地域において艦隊の活動をより活発に活動させる方針を表したこともある<sup>14</sup>。

以上のようにロシアは北極海に対して、規則の制定、経済的な開発の推進、安全保障的な関与政策を推進している。これらの政策は他の北極海沿岸国家にも影響を与えている。

## 2) アメリカの北極海政策

アメリカは北極評議会のメンバー国家であるものの、ロシアと比べると、安全保障に傾いた政策をとってきた。アメリカは地球温暖化が表面化するにつれて、2001年と2007年、各々地球温暖化の変化に伴って北極海地域において海軍作戦にどのような影響が出てくるかを検討した<sup>15</sup>。こうした検討を基にして、アメリカ海軍は2009年10月、「アメリカ海軍北極海ロードマップ(U.S. Navy Arctic Roadmap)」を公表し、北極海における海軍の備えるべき能力と発展方向を提示した。さらに2011年5月には、アメリカ国防省が「北極海作戦と北西航路」という報告書を議会に提出し、北極海に対して、アメリカが整えるべき体制を提案

図6 沿岸国の北極海政策：アメリカ

アメリカ海軍による 2000 年以後の研究や検討  
 —北極海解氷の際、海軍作戦に与える影響  
 2009 年、海軍の北極海ロードマップ  
 2013 年、「北極圏に対する国家戦略」策定  
 2012 年、アラスカの北極海海域に対する石油資源開発、踏み出す  
 国連海洋法の批准がこれからの課題

12 大西富士夫、「北極の軍事動向」『北極海季報』第16号（海洋政策研究財団、2013.3）、65頁。

13 平山茂敏、「安全保障から見た北極海航路」（海上自衛隊幹部学校コラム、2011.12.15）。

14 『朝日新聞』2012年2月21日。

15 日本北極海会議、「日本北極海会議報告書」『北極海の持続可能な利用に向け日本がただちに行うべき施策』（海洋政策財団、2012.3）、13頁。

した。ただこれらの政策報告書や文書には、ロシアとは異なって、新たな部隊創設は棚上げされ、現状維持の方針が表明された<sup>16</sup>。

伝統的にアメリカは、環境団体からの反発もあって北極海地域における石油資源開発などには積極的ではなかった。しかし2012年7月、オバマ政権は従前の方針を変更して、シェル会社にアラスカ北部の北極海地域における石油開発を承認した<sup>17</sup>。こうした決定を受けて、今後アメリカは北極海の資源開発により前向きに臨むことが予測される。

一方、北極海での資源開発や運航が増える現象に反して、アメリカの政策が遅れをとっているとの批判が提起されている。アメリカの言論人は、アメリカが北極海の航行などに前向きではない理由は、1982年成立された国連海洋法条約をまだ批准していないことにあると指摘し、アメリカ上院が素早くこれを承認することを訴えた<sup>18</sup>。

### 3. 北東アジア国々の北極海政策

韓国、日本、中国は北極海の沿岸国家でもないし、北極評議会のメンバーでもない。しかし地球温暖化によって北極海の航路が開かれ、資源開発も可能になるにつれ、北極海に関する関心が高まっていた。また2013年5月には、これら三カ国が北極評議会のオブザーバーになった。本章では、日本、中国、韓国の順番で、各々の国家がとっている北極海政策を概観する。

#### 1) 日本の北極海政策

北極圏に関する日本の関心は科学研究の観点から始まった。1990年代に沿岸国家によって北極に対する科学研究委員会が設立されてから、日本でも1990年に国立極地研究所に北極圏環境研究センターが設置された。翌年にはノルウェーに観測所が設置されており、海洋研究開発機構は北極海で海洋調査に取り組んだ。特に海洋研究開発機構は、1998年から観測船「ミライ」を運用し、北極海に対する実地調査を遂行した<sup>19</sup>。

これらの成果を基にして、日本政府と政治家らがより積極的に北極海の研究や開発に関心を示したのは2000年代の後期になってからである。日本は2007年に総合海洋政策本部を設置し、翌年には「海洋基本計画」を公表した。しかし、この計画には北極海に関してはあまり言及されていなかった。日本で北極海に対する政策的な関心を持つようになったのは、2008年に北極海が航路として開放されてからである。2009年7月に、日本は北極評議会に正式なオブザーバー参加を

16 平山茂敏、「安全保障から見た北極海航路」(海上自衛隊幹部学校コラム、2011.12.15)。

17 John M. Broder and Clifford Krauss, "Arctic Drilling to open new U.S. oil resources", International Herald Tribune, May 25, 2012.

18 Juliette Kayyem, "The Arctic's widening shipping lanes", International Herald Tribune, March 28, 2012.

19 大西富士夫・黄洗姫・長尾賢、「北極と非北極圏諸国」『北極海季報』第16号 (海洋政策研究財団、2013.3、54頁)。

図7 非沿岸国の北極海政策：日本

<p>1990年代から科学・環境調査研究</p> <p>2009年以後、政府、民間、政治家次元の積極的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー2009年、外務省の北極タスクフォース</li> <li>ー2010年、海洋政策財団内の日本北極海会議</li> <li>ー2012年、北極圏安全保障議員連盟（安倍会長）</li> <li>ー2012年、国土交通省の北極海航路検討チーム</li> </ul> <p>北極海の開発戦略を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー2012年、日本北極海の報告書</li> <li>ー2013年、総合海洋政策本部による海洋基本計画</li> </ul> <p>北極海の資源開発や航路利用推進</p> <p>安全保障政策の準備必要性をも強調</p> <p>・安倍政権の対ロシア政策と北極海政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー4月の日露首脳会談</li> <li>ー11月の2+2会談の開催</li> </ul>
---

申し入れ、2010年9月には外務省に北極タスクフォースが設けられた<sup>20</sup>。2012年には国会議員らを中心として、北極圏安全保障議員連盟が結成され、国土交通省には北極海航路に関するタスクフォースが設置された。このような政府次元での政策的な、あるいは制度的な整備のもとで、2013年4月、総合海洋政策が公表した「海洋基本計画」には、2008年のそれとは異なって、衛星などを使ったより積極的な北極圏に関する調査研究や航路の海図作成などが提案された<sup>21</sup>。

政府のみならず、日本の民間団体からも北極海に関する関心が高まった。2010年に、海洋政策研究財団に日本北極海会議が発足した。この会議は2012年4月に「北極海の持続可能な利用に向け日本がただちに行うべき施策」という文書を公表し、内閣の総合海洋政策本部を司令塔として機能させ、北極海に対する環境問題、資源開発、航路開発、科学調査などに、日本が積極的に取り組まなければいけないと提言した<sup>22</sup>。

これらの動きとあいまって、日本政府と企業は、北極海における資源開発や航路利用を模索している。日本のエネルギー企業はすでにサハリンでロシアとの協力を通じて天然ガス開発に取り組んでおり、さらに東シベリア、ノルウェー海域、グリーンランド海域などで、石油と天然ガス開発を準備している。さらに2012年12月、最初に北極海を経由して北九州にLNG船が到着したことをきっかけに、北極海航路利用の可能性に向けても研究が進められている。

20 『朝日新聞』2010年9月3日。

21 日本閣議決定、「海洋基本計画」（2013.4）。

22 日本北極海会議、「北極海の持続可能な利用に向け日本がただちに行うべき施策」（海洋政策財団、2012.3）。

一方、自衛隊からは、日本のみならず、中国や韓国によって北極海航路が利用されることになれば、日本の沿岸監視体制が強化される必要があるという議論が生じている<sup>23</sup>。日本の船が北極海を航行すれば、海上自衛隊のシーレーン保護任務を新たに検討するべきという意見も提起されている。こうした展望から、日本が北極海航路の開放にともなって、ロシアやノルウェーなどの沿岸国のみならず、韓国や中国との協力をも推進する必要があるという意見も提出されている<sup>24</sup>。

## 2) 中国の北極海政策

中国も非沿岸国であり、北極評議会のメンバーでもなかった。しかし経済成長や貿易増大にともなって、中国も北極圏の地下資源開発や北極海航路利用に積極的な関心を持つようになった。

中国の北極海政策も日本と同じく、その地域に対する科学調査から始まった。1994年以後、中国はウクライナから購入した「雲竜」を北極観測に転用しはじめ、90年代後半にはノルウェーに研究施設黄河を設置した。そして2012年8月には、最初にアイスランドから北極を経由、太平洋に至るコースで北極海航路航行に成功した<sup>25</sup>。

科学調査とともに、中国はロシア、アイスランドなどと協力して、北極海地域の資源開発にも積極的に取り組んでいる。2009年以後、中国はグリーンランドと共に鉄鉱石開発を推進している。2013年4月にはアイスランドと貿易自由化協定を締結した。アイスランドとのFTA協定によって、中国は北極海資源開発をより良好な条件で進むことができるだろう。また、中国の国営石油会社はロシアとの協力の下で、シベリア地域の天然ガス開発に参加している。2013年8月には中国の海運企業が最初に北極海を経由し、ヨーロッパに航行する貨物船を就航させた<sup>26</sup>。

北極海に対する積極的な資源開発、航路利用にともなって、中国は安全保障の面からも北極地域に関わってくると予測される。2013年7月、中国はロシアと共

図8 非沿岸国の北極海政策：中国

<p>1990年代から科学調査</p> <p>2009年以後、アイスランド、グリーンランド、ロシアとの協力の下、資源開発</p> <p>2012年、中国砕氷船が北極海航路の航行に成功</p> <p>2013年、日本、韓国と共に北極評議会にオブザーバーとして参加</p>
--

23 平山茂敏、「安全保障から見た北極海航路」(海上自衛隊幹部学校コラム、2011.12.15)。

24 日本北極海会議、「北極海の持続可能な利用に向け日本がただちに行うべき施策」(海洋政策財団、2012.3)。

25 大西富士夫・黄洗姫・長尾賢、「北極と非北極圏諸国」『北極海季報』第16号(海洋政策研究財団、2013.3)。

26 『朝日新聞』2013年8月13日。

に大規模な海軍訓練をオホーツクなどで行った。今後、北極海に対する中国の経済、海洋運送、ひいては安全保障的な関与はもっと増えることが予測されよう。

### 3) 韓国の北極海政策

韓国も遅れをとりながら、北極海に対する政策を推進している。日本や中国と同じく、韓国も北極圏に対する科学調査から北極政策を推し進めた。2002年に韓国海洋科学技術院（KIOST）極地研究所の主導によって、ノルウェーに茶山北極科学基地が設置された。2010年には砕氷船「アラオン」を投入して、本格的な北極海観測ができる体制が整備された。

韓国政府も北極海開発が未来の国富の源泉に関わる課題であるという認識を持つことになった。2011年11月、韓国海洋水産開発院が主催した北極海戦略セミナーで、当時の金国務総理は北極海のエネルギー資源開発が未来の国富につながるというメッセージを発した<sup>27</sup>。

2012年11月には、国土海洋部が関連省庁と共同で、「極地政策先進化方案」を公表し、国際社会で極地政策に影響をもつ国づくりを目指して、政府内に極地政策委員会を設けることを打ち出した<sup>28</sup>。

北極海開発への参加は韓国の大統領が関心をもつ政策的な関心事項になった。2012年9月、当時の李大統領はノルウェー、ロシア、グリーンランドなどを歴訪しながら、北極海航路開拓と資源開発に関して協力方案を議論した。朴大統領が就任してからは、2013年7月には韓国—ロシア経済科学技術共同委員会が開催され、両国の間で北極航路の共同開発問題などが議論の的になった。

図9 非沿岸国の北極海政策：韓国

2000年代以後、北極海に対する科学・環境調査研究実施  
 2012、2013年、政府による「北極総合政策推進計画」策定  
 —地方政府や国会議員らも関心  
 2012、2013年、ロシア、グリーンランド、ノルウェーとの北極海航路利用に関する政策協議

## 4. 北極海における北東アジア国々の協力方案

現在、韓国、日本、中国は東アジアの海洋秩序のなかで、領土問題をめぐって激しく対立している。こうした情勢は、各々経済繁栄と外交的な安定を望んでいてすべての国々にとって望ましくないものである。韓・日・中の三カ国は、現在の葛藤を乗り越えて、互いの信頼を構築し、協力のすそ野を広げるべきである。

27 『国防日報』2011年11月25日。

28 『極地政策先進化方案』（国土海洋部以外、2012.11）。

今のところ地球温暖化によって航路として開かれている北極海は、これらの国々に協力の可能性を与えている。三カ国は北極海の航路利用に共同の利益を公有している。三カ国は北極圏の地下資源開発に共同の利益を公有している。三カ国は北極評議会にオブザーバーとして共に参加している。北極海の航路利用や資源開発をめぐる、三カ国が協力すべき理由はいくらでもある。

推進すべき三カ国の協力方案について以下にまとめてみた。

三カ国の間で、北極海航路の利用に関する、政府同士の共同協議機構を発足する。同時に韓国の海洋科学技術院、日本の海洋政策研究財団、中国の関連機関からなる共同研究機構を発足させる。

韓国、日本、中国首脳が参加する首脳会談を開いて、この問題に関する基本的な原則を打ち出す。

韓・日・中三カ国協力機構（事務所：ソウル）で、北極海協力を新たな協力項目として取り扱う。

より具体的には三カ国の間で、北極海に対する科学研究調査結果の共同情報交流、航路利用に関するロシアやノルウェーとの共同の交渉、共同資源開発の推進などを共同で議論する。

これらの三カ国協力をもとにして、ロシアやノルウェーなど沿岸国と共同論議を広げる。

これらの政策協力が、韓国の朴政権が打ち出す、東北アジア平和協力構想、日本の安倍政権が推進する中国との戦略的互惠関係構築、韓国との成熟したパートナー関係構築にも資する。

# パネルディスカッション

- 司 会：李 恩民（桜美林大学リベラルアーツ学群教授）  
 討論者：村瀬信也（上智大学法学部教授）  
 南 基正（ソウル大学日本研究所副教授）  
 李 成日（中国社会科学院亚太与全球战略研究院助理研究員）  
 林 泉忠（台湾中央研究院副研究員）  
 福原裕二（島根県立大学准教授）  
 朴 榮濬（韓国国防大学校安全保障大学院教授）  
 総 括：明石 康（国際文化会館理事長）



## 総括

明石 康（国際文化会館理事長）

皆さん、こんにちは。大変力のこもった六つの発表が行われました。それぞれ力のこもった発表でしたので、皆さんちょっとお疲れかもしれません。また、総括などというおこがましいことを私がするのも屋上屋を架すことになるので、何を言っているのか自分でも迷っています。

とにかく、今日のいくつかの発表は、東アジアにおける領土問題に正面から取り組んだ発表が多かったわけです。領土の問題というのは、とかくゼロサムゲームです。われわれの目指す経済関係や社会文化関係では、交流することによってお互いに利益になるプラスサムの関係を求めます。また、それが結果的に可能ですが、領土の問題というのは、どちらかのプラスが相手にとってはマイナスになるというゼロサムの関係になりますので、どうしてもぎすぎすした、やや感情的な、ナショナリズムをあおり立てるような傾向が出てくるわけです。

これは非常に残念なことなので、村瀬さんが発表の中で指摘したように、ま



た、最後の北極海に関する発表でも指摘されているように、われわれが冷静にこういう問題を取り上げることによって、両者にとって利益になる結果がもたらされるのではないのでしょうか。そういうことを目指すような研究や議論があればいいなど、私がかねがね思っています。

まず村瀬さんの今日の発表ですが、国際法の見地からきちんと学問的に、紛争というものには国際法の手続きをきちんと踏んでやるならば決して悪いものではなくて、解決という道が開かれるのだという大局的に発表されました。

国際法的な解決というのは、確かに国連憲章第33条でも、相互の交渉から第三者が導入される調停など、いろいろな妥協の道の最も信頼性のある一つの道として、司法的解決というのが一つあるわけです。確かに、国際法学者としての立派な成果を取めてこられた見地から、村瀬さんの発表は納得できる説得的なものでした。

私は1960年代からタイとカンボジアの国境紛争に関連した問題に関係することになって、これは、1962年に国際司法裁判所（ICJ）の判決が出ているのです。判決が出てタイは敗訴したわけですが、判決を承服しないで、国内的にはそれに異を唱えてその後も両国の間でいざこざが続きました。この判決で、少数派にくみした中に非常に有力な日本人の裁判官と中国人の裁判官、そして確かオーストラリア出身だった裁判長の3人が入っていたのです。ですから、タイの側には3人しか裁判官がいなかったのですが、この3人がそれぞれ素晴らしい、どちらかという世界的な、普遍的な論理というよりも、アジア的な文化や霊場の問題を持ち出して、大変面白い少数派としての議論を展開するのです。

そんなことで、ICJの判決は、タイ・カンボジアの場合は必ずしもカンボジアが勝った次元で終わりにならなかったもので、その後もわれわれは国連から派遣されて、両国関係を調整することに努めました。1年半の間、シャトル外交をやって、両者の間に本当に紛争を解決する意図がないという気持ちを持ちました。あ

る意味で紛争の存在が、それぞれの国内を統一するのに都合がよかったのです。したがって、タイの指導者もカンボジアの指導者も、問題を解決する意欲が非常に弱かったということです。そういう司法的解決をめぐるいろいろな政治的な思惑が関係してくるといふ難しさがあるわけです。それをわれわれは頭の中に置かなければいけないと思います。

それから、南基正さんの日韓漁業協定を振り返っての発表も、また非常に興味深く、これを南さんが非常に積極的に評価しているのも興味深いところです。この交渉のプロセスにおいては、日本も韓国もプロの外交官がいろいろなことで歩み寄り、共通の解決策を求め、日韓漁業協定はいろいろな段階で明示的ないしは黙示的な合意が生まれたという指摘は非常に面白かったと思います。

竹島の問題だけではなくて、尖閣の問題についても、日中がもう少しお互いの漁業ないしは海底開発について、両国の利益を確かめつつ、妥協の可能性を探ると、まさに皆さんも記憶しておられるでしょうけれども、日中の排他的経済水域の中間点における海底開発の問題で、ある時期においては日中間で一応の合意ができました。そのようなことを探ることも、大きな意味での領土問題の解決がないにしろ、ある段階的な解決、それがお互いの信頼醸成を生み出して、より難しい問題の解決につながることもあります。そういう可能性を示唆しているのではないかと読みました。

それから、李成日さんの「東アジア国際秩序の現状と展望」は、中国内の議論を踏まえての発表でした。これまた、自信を強め、国力が大きくなった中国が、アメリカとの間に新型大国関係を構築しようということでのいろいろな考えが出ていたという興味深い発表でした。これは中国の新しい自信の生み出すところだと思います。

中国のいろいろな人と東アジアのことを議論していると、日米関係が非常に密接だということに対して、中国の人たちから警戒心が表明されることがあります。私はむしろ日本がアメリカとつながっている方が、中国にとって安心な国になり得るのではないかという可能性を言っても、なかなかわかってもらえないということもあります。日中韓の間でいろいろな形での交流や意見の交換がもっとあっていいと思います。

中国は、大国としての新しい自信に基づいた外交の構築は当然あると思います。それと同時に、中国は開発途上国グループの大きな存在、リーダーとしての面もあります。いろいろな国際関係を調和させることが、大国にとって特に重要なものになっていくので、これから中国の内部において、また、東アジアにおいて、太平洋を越えて、いろいろな建設的な議論が行われることにわれわれは注目すべきで、できれば日本や韓国のような東アジアにおける重要な存在を持つ国々も、そういうものに参画できればいいと思います。

それから、林泉忠さんの琉球の地位未定論の再燃が尖閣問題にどのように影響するかという発表がありました。林さんはいみじくも、琉球の地位に関する議論が「人民日報」などに載るようになったのは、ある意味では尖閣問題解決の手段としてではないかと言っておられたのは、大変意味深いご指摘であったと思います。

沖縄には、米軍基地問題その他で、日本本土に対する不満も表明されているわ

けです。しかし、林さんの発表の中でも指摘されているように、沖縄における世論調査は、沖縄が日本に帰属していくことによりかなり明確に賛成しているというのが現状ですので、そういう意味では、琉球問題が未解決だというような指摘をすることがどれだけ実際にインパクトがあるのか、多少疑いを持つ人が出てきても不思議ではないと思います。

それから、鳥根県立大学の福原さんの「竹島／独島をめぐる海の一断面」。これは、領土問題の領有権をめぐる国と国との議論や交渉が、漁民などのローカルな人たちの利益を無視して、頭越しに行われている傾向を非常に鋭く指摘しておられるので、そういう視点を大事にすることから、こういう問題の多面的で客観的な解決策が浮かび上がってくるという意味で、福原さんの発表には非常に親近感を持たざるを得ません。また、福原さんは、こういう問題を領土問題と捉えることによる排他的ナショナリズムの誕生も指摘しておられますが、そういう趣旨には私も全く賛成します。

それから、最後の北極海の開発をめぐる日中韓の協力の可能性に関する朴栄濬さんの発表も、非常によくまとまったいい発表でした。3ヶ国が、お互いに領土問題をめぐるかっかした頭を冷やして、共通利益に向けた協力の可能性を、北極海に関して、いろいろ手を結びながら考えてみるというのは、大変前向きな態度であろうと思いますし、北極圏に関して、また領有問題が生じないことを心から祈らざるを得ません。

これからご質問などが出てきて討論の時間があると思います。今日のいろいろな発表が「紛争の海から平和の海へ」という、これは恐らく今西さんあたりがお考えになった大変サジェスティブな素晴らしいタイトルだと思います。きちんとした紛争解決の手続きが整っている国際法の見地からすれば、決して紛争を恐れることはないし、むしろ紛争解決という見地から、歓迎していいという村瀬さんの立場に立つならば、「紛争の海から平和の海へ」ではなくて、「紛争の海こそ平和の海である」という見解にもなるのではないかと思います（笑）。

そんなことで、難しい問題を正面から取り上げることを恐れずに、しかも感情的に取り上げるのではなくて、狭いナショナリズムから取り上げるのではなくて、東アジアのわれわれの共通の利益や秩序、平和の観点から取り上げた今日の「第45回SGRAフォーラム」は大変に有意義なものでありましたし、渥美国際交流財団らしい問題の作り方でした。発表されたそれぞれの人も、大変に広範な知識と分析に基づいて、われわれの前に、こういう考え方もある、こういう解決策もあり得るということを示してくれたことで、われわれが領土問題ということで、とかく悲観的に暗い思いに浸ることに対する一つの建設的なアンチテーゼになっているという感じを持ちました。（拍手）

## 質疑応答

司会 では、これからパネルディスカッションの時間に入りたいと思います。今日は、基調講演を村瀬先生にさせていただき、他の先生にはゲストとして来ていただきました。福原先生を除く、南先生、李先生、林先生、朴先生の4名は、実は全員日本の大学で博士号を取られ、渥美国際交流財団の支援を受けて仕事をしてきたわれわれの仲間です。

これからの質問では、なるべく全員に発言の機会を設けたいと思います。もし質問が四〜五つくらいあれば、最初に二つぐらい質問して、その後もう一回挙手して質問をお願いしたいと思います。まずフロアから質問していただきたいと思います。質問がある方は挙手していただいて、最初にお名前とご所属をおっしゃってから発言していただきたいと思います。

高橋 高橋甫と申します。SGRAをプライベートでお手伝いしている立場です。

領土問題、日本と韓国、日本と中国の問題で、最近ある高名な元政治家の方にお会いしたときに、これは外交問題ではなくて国内問題である。韓韓問題であるし、中中間問題であるし、日日問題であるというような説明を受けました。確かにこの問題は今に始まった問題ではありません。40年前、50年前に、日中共同宣言などがあったわけです。それがなぜここにきて外交問題になったかを考えると、真の外交問題ではないというのは当たっていないのではないかと思います。

先ほど明石先生は、カンボジアとタイの国境紛争のときには、政治的な意図が問題を複雑にしていたとおっしゃいましたが、今の日本と隣国の外交問題というのは、むしろ政治的な意図が原因だったのではないかという説があるのです。私はちょっとヨーロッパに関係していたのですが、ヨーロッパを見ますと、やはり戦後のヨーロッパの統合、和解の場には強い政治的な意思があって、それが現在のEUの存在になったのだと思います。

東アジア、北東アジアを見ますと、変な政治的なリーダーシップが現在のような領土問題の原因になっているのではないかと思います。そこで注意しなければならないのは、非常にリスクの高い状態なので、そうした政治的な意図、政治的なものに惑わされないで、国民が感情的にならないで冷静に対応することです。経済関係や文化交流が大変に進んでいるわけですが、政治的な変な思惑によって、交流がそがれているということがあります。

皆さんにお聞きしたいのですが、日本の中で政治的な意図を感じることはあるのですが、では、韓国や中国、日本も含めて、政治的な意図との関連はどうかというのをお聞きしたいと思います。

司会 では、次は王さんですね。

王 東京大学の王雪萍（WANG Xueping）です。私も財団の奨学生でして、本当に感謝しております。今日はお話を伺って大変勉強になりました。

二つ質問があります。村瀬先生に一つと林先生に一つです。先ほど村瀬先生の発表の中で、中国の国際法をかなり高く評価しているところがあったのですが、私の理解では中国よりもむしろ台湾の方が優れています。中国の場合は、1950年代から国際法の学科がほとんど廃止され、その後復活したのは1970年代以降です。しかもかなり発展が遅く、最近になってやっと中国教育部が、国際法のような弱小学科については国が力を入れて増やしましょうという話をしています。そういう意味で、国際法にのっとった解決については、中国政府は非常に自信がないと私は感じます。国際法により、この問題の解決とは言わないまでも、少しでも紛争を和らげて友好の海になればと思います。

私はこの問題の専門ではないのですが、中国政府に裁判所に行ってもらうためにも少し自信をつけてもらわないといけないと思うのです。先ほど先生がおっしゃったような日本側の視点はよくわかります。中国政府がどう考えるかは、私は全くわかりませんが、私から見ると、1895年から1971年までは日本がずっと領有権を平穩に持っていたというお話だったのですが、中国人の私には少し疑問に感じます。

先ほどの林先生の話の中にもあったのですが、1895年から1945年までの間、台湾は植民地下にあったので、中国政府は何も言えないという状況で、台湾と日本との間に海がありました。しかし、1945年から1952年までの間は日本政府が実質的に全く何もできない状況でした。その後、1952年に、琉球に対してサンフランシスコ条約の中で残存主権が認められました。ただ、尖閣に対してはこの言葉は多分使っていないと思います。

結局、尖閣に関しては、1969年の琉球返還の問題のときに日本政府はどうするのか、台湾はどうするのか、中国はどうするのかということで、1972年までは、日本政府には尖閣に関して全く実質的なコントロール権はなかったと私は思います。そういう点に関して、例えば国際法的に中国側に有利に働くことはあるのでしょうか。

あと、日中の漁業協定は1975年と1997年の2回あったのですが、協定の中でも、尖閣の地域を特別に着目しているところもありますので、そういう問題を国際法的にどう解釈するのかというのが私の質問です。

もう一つは林先生に対するご質問です。これも先ほどの質問に少し関連しているのですが、台湾のほうがかつてこの問題に対して昔から国際法的な見地から認めないなどの行動をずっと取ってきたのです。私は中国の1950～60年代の外交を研究しているのですが、当時の中国は外交レベルが結構低いところがあります。国際法に対する理解がほとんどないので、そういう意味で正しい主張がなかなかできないという状況です。最近、むしろ台湾寄りの、台湾がもともと主張していたような方向で主張する学者も出てきました。実際には政府の中でも、昔、台湾がしていたようなことを実行すべきだという意見もあるようです。

馬英九政権は少し弱体化しているのですが、この問題はもともと1970年代までは中華民国のほうが正しいというか、中国を代表する政府だったという点もあったので、やはり中華民国と中華人民共和国はある程度の協力がないとこの問題のテーブルに着くこともできないのではないかと思います。そういう点から林さんの意見を聞きたいと思います。两岸の協力は可能かどうかという点です。

司会 ありがとうございます。では、他の方。

黄 海洋政策研究財団の黄洗姫と申します。今日は部外者でありながら、大変興味深い趣旨のシンポジウムだったので参加しました。皆さんの素晴らしい発表は大変勉強になりました。

朴先生に一つ質問があります。北極海に関する日中韓の協力の可能性に関して大変興味を持っていて、先生のご発表に同感する限りですが、一つだけちょっと気になっていたのは、北極海における海洋協力が主に開発になっている方向性にちょっと懸念があります。日中韓が北極評議会に参加することになって、各国は北極海における今後のプレゼンスの拡大という面でかなり注目していると思います。

しかし、非沿岸国によるプレゼンスの拡大を必ずしも沿岸国の皆さんが喜ぶわけではない気がします。なおかつ、各国がそれぞれ目指している今の北極海でのプレゼンス拡大というのが、どうやら日中韓がお互いを意識するような側面もあったように思われます。ですので、海洋協力として可能性があると同時に、それがむしろ今の東シナ海や南シナ海で広がっているような日中韓のトラブル、ゼロサムゲームになる可能性も否定できず、ちょっと危険ではないかという感じがします。

私はずっと日本で研究していますから、日本側からの視点を正確に捉えているとは言いきれませんが、中国も韓国もこの問題に積極的に取り組んでいるので、日本も負けてはいけないという焦りがどこかにあるように見られます。ただ、実際に韓国側の北極政策を担当されている方々の中では、一種のライバル意識みたいなものがあるのか、それとも純粋な三カ国協力があるだけの話なのかがよくわからなかったもので、その辺を伺いたいと思います。

司会 ありがとうございます。もうひとつ方。

角田 グローバル・ボイスの角田英一と申します。よろしく申し上げます。先ほどの高橋さんのお話では、こういう問題が各国内の政治的意図によって、ということ強調されていました。恐らくそうだろうかと、私も共感しています。

政治的意図によって国民感情が操作されるということが一つの問題だと思いますが、ではなぜ各国のナショナリズムが操作されやすいかということを私は前々からずっと考えています。まさに高橋さんがおっしゃったように、ヨーロッパの場合にはヨーロッパ域内での各国の平和への決意は非常に強いと思います。

それと同時に、ヨーロッパでは域内の平和的決意と同時に、植民地主義に対す

る一定の見識というか、批判的な検証が若いジェネレーションでも結構なされているのです。やはり、過去の植民地主義に対する問題を日本はあまりにも軽視してきたのではないかと、ところが非常に深い国民感情のあつれきの中にいまだに残っていると痛感しています。

その点について、こういう問題では過去にさかのぼらずにと言われますが、もう一度、日本の植民地主義に対する今までの反省への総括を、日中韓共同、あるいはアジア諸国を含めて行うということが非常に重要なポイントになるのではないかと思います。皆さんのご見解をぜひ伺いたいと思います。

司会 ありがとうございます。もうひとつ、質問を。

沼田 実は、私はこの中で北極との関係と、沖縄との関係がありました。北極の方はカナダ大使として見ていて、カナダやロシア、アメリカが、実は机の下で足を蹴っ飛ばし合っているようなところでレジームが決まっていくことについての懸念をアウトサイダーとして持っていました。今回はアークティック・カウンシルに日本がオブザーバーとして参加して、外務省に担当大使もできましたので、それ自体は歓迎しています。

質問ではなくて、一言コメントだけ申し上げます。村瀬先生の専門分野になるかと思いますが、やはりああいうところで、どういうリーガルレジームができていくのか。それに日本や非沿岸国がどうやってそれぞれの利益を反映していくかという意味では、協力の共通の基盤があり得るのではないかという感じがします。

私は沖縄担当大使を務めていましたので、私の質問は沖縄の方です。先ほど沖縄独立運動の方たちが紹介されましたが、その中の沖縄国際大学の元気のいい若い准教授の方が、この前、私のところにみえたのです。私は「琉球独立・沖縄独立」と言われる前に、そのアイデンティティは何なのですかと質問しました。その答えは、「元キングダム（王国）だったということもあるけれども」ということで、本当の答えは何なのでしょう。先生がされた世論調査の結果でも、琉球が独立すべきだという意見に対する沖縄県民のサポートはそれほど強くないのです。

琉球王国のときには、薩摩藩と中国、両方との朝貢関係があったわけです。それは首里城に入ってみればわかることで、薩摩の方を迎える側と、明・清からの冊封使を迎える側で、建物の色も違います。そういう関係をずっと保ってきたので、そういう状況に戻りたいということなのか、あるいは日本とは縁を切って、中国のほうにつきたいということなのかという疑問が生じてきます。独立運動が注目を浴びるのは、日本のプレスなどでも中国に利用されるのではないかという見方もあるからです。その辺をどう見ておられるのでしょうか。

司会 ありがとうございます。質疑応答は1回だけではありません。ここを第1ラウンドにしまして、後でまた第2ラウンドに入りたいと思います。

第1ラウンドでは、5人の方から質問、あるいはコメントをしていただきました。順番どおりにやっていきたいと思いますので、村瀬先生、南先生、李先生、

林先生、福原先生、最後に朴先生に答えていただきたいと思います。時間の都合上、答えはできるだけ短くお願いします。

村瀬 では、最初に王さんの第一のポイントで、中国の国際法学はそんなにレベルが高くないのではないかというお話です。実は、私も2年前に中国に行くまではそのように思っていました。

去年の2月に、「国際法模擬裁判大会」という国際司法裁判所の模擬裁判が北京の中国人民大学で開かれて、その裁判官に招かれました。中国の40のロースクールからチームが来ていて、そのレベルの高さに圧倒されました。ここ数年のことなのかもしれないのですが、中国政府は国際法教育に相当な投資をしています。外国からの教授もたくさん雇って、そういう人をコーチにしているのです。この国際法模擬裁判競技会は日本でもやっているのですが、日本などは全く太刀打ちできないレベルなのです。中国の学者で国際的に活躍している人は、今はもう何人もいます。私はその人たちと非常に仲が良くて、彼らのレベルを見ても驚異的な高さです。私は模擬裁判の裁判官をしていて、こういう学生たちが中国の外務省に数年後に入ったら、日本の外務省はちょっと太刀打ちできないのではないかと、その晩は本当に寝られませんでした。しかし、後で聞いてみると、そういう人たちは大体みんなアメリカに留学して、中国には戻ってこない、中国の外務省はそういう留学組の人は採用しないということだったので、ひとまず安心しています（笑）。

ただ、非常に優秀な人たちなので、私はまもなく上智大学で定年を迎えるのですが、その後は、中国に行って国際法を教えることになりました。私の『国際立法』という700ページの本が中国語に翻訳されていますので、そういう面で何とか協力できればと思っています。

先ほど申し上げましたフィリピン、中国の海洋法裁判所のケースでも、それに参加すれば、中国にも勝訴の可能性はあると思います。10年前に「みなみまぐろ事件」という紛争があって、日本はオーストラリアに訴えられましたが、日本は、この裁判所には管轄権がないと主張して、4対1で勝訴したのです。フィリピン・中国の案件もケースとしてはよく似ているので、私は中国の友人に、中国側の訴訟チームに入って協力しようかと言ったのですが、いや、それは要らないとか言われました（笑）。ただ、そういう面で、いろいろ協力できることはあると思います。

角田さんが言われたナショナリズムの操作は、非常に政治的な問題もあるというのはそのとおりなのですが、国際裁判ではそういう問題について、これを「非政治化」という点で非常に意味があるだろうと思っています。私は北方領土について前に何回か新聞に書いたことがあるのですが、北方領土については、紛争であるということはお互いに認めているわけです。ではこれからどうするかというときに、南極条約の第4条に「領有権主張の凍結」という条項があります。それによると、（南極について）領有権を主張してもいいのだけれども、それを国際紛争にしないということを南極条約第4条では規定しているわけです。ですから、北方領土についても、お互いに領有権主張は持っていないのだけれど

も、それを「凍結」する。そういうことに合意できれば共同管理に進めるのではないかと考えているのです。

バヌアツという小さな国が南太平洋にあります。あそこは昔ニューヘブリデズといって、フランスとイギリスが共同で統治していたのです。ニューヘブリデズに着くと、観光客はイギリスの旗の下での入管を選んでもいいし、フランス側の入管でもよかったのです。島内は二つの制度がパリティで行われていて、イギリスとフランスの法律が両方、並行的に適用されており、裁判所も二つ、牢獄も二つ、学校も二つあるわけです。

北方領土についても、例えばそういう形で共同管理を行うことができれば望ましいと思います。あそこに平和大学か何かをつくって、学長も2人にしてやっってはどうかなどと提案しました。そういう形で進んでいけば、ゼロサムゲームではなく、プラスサムゲームに転換できるかもしれない。竹島についても、あるいは尖閣についても、これから紛争ということになれば、今は紛争にならない感じですが、そういうポジティブな可能性が開けてくることもあり得るのではないかと思います。

南 私には直接質問はなかったようです。その代わりに、高橋先生と角田先生からコメントがありまして、それに対する私なりの考えを述べたいと思います。

まさにおっしゃるとおりで、この問題は今、外交問題ではなくて国内問題化しているという分析は確かに合っていると思います。結論から言いますと、だからこそ外交の復権が必要であって、外交がこれまでやってきた成果を確認する必要があります。ですから、政治家または、必ずしも軍人ではありませんが、愛国者が出てきて、それをマスコミがあおるという状況を避けるためには、やはり外交官がこれから何ができるかを議論し合えるような場をつくるのが切実に望まれています。この問題は結局は外交で解決すべきものなので、その可能性を高める必要があります。

もう一つは、外交官はお互いの国を相手にすることだけではなくて、それこそ国内外交が必要な状況で、パットナムの2レベルゲームではありませんが、国内においてもこの問題を解決したいということであれば、政治家は国民相手にもう少し積極的に主張を述べて、語っていく必要があります。そのためには、これまでやってきたことが屈辱的なことばかりではなくて、これまでいかに難しい状況で、問題を水際で止めておいたのかということを行う必要があります。それを外交官が自らの口で言えないということであれば、学者が言わなければなりません。そういうことをこれから外交の資料から読み取る必要があると思います。福原さんもおっしゃったように、ローカルな視点における本来の意味の利益を国がすくい上げるためにも、そういう努力が必要ではないかということが一点です。

もう一点は、植民地主義の話です。日本が植民地主義を克服する努力を軽視したところに問題があるということは、部分的には当たっていると思います。韓国の人は反発するかもしれませんが、日本は足りないながらも植民地主義に努力してきたのだということの評価する必要があります。

ヨーロッパの事情とアジアの事情は違います。だから私は東アジア型という言

葉を前にくっつけたのです。ヨーロッパにおいては、植民地と本国が距離的に離れていたということがあります。ヨーロッパとアフリカの問題です。ヨーロッパにおいては植民地主義と侵略の歴史というものを分けています。ドイツはポーランドやフランスなどに対してきちんとやっていますが、植民地主義の問題にはいまだに取り組んでいないところもあるのです。EUの成立はアフリカの混乱とコインの裏表なのです。そういうことを考えると、アジア地域においては、侵略して植民地にしたところがすぐに隣にあるということが現状です。それを何とか乗り越えなければならないのが日本外交の課題でした。

限界はあるにもかかわらず、日本の意図が良かったというよりは、問題を解決するためにはそれに臨まないといけないところがありましたので、それなりにやってきたところがこれまでであったということ、日本も認めるべきであって、隣の国々もある程度はそれがあつたことを認める必要があるのではないのでしょうか。東アジアにはそれなりに違う論理があり、それを解決するための努力がこれまでであったのです。国際的な、普遍的なレベルから見ると少し異常なもの、異様なものに見えるかもしれませんが、それこそが創意的な、オリジナルな、アジア的な解決の道だったと思います。これまでやってきて、これから可能性がまた開かれているというのが、開かれた未来に適した話の仕方ではないかと思っています。

司会 ありがとうございます。では、李さん。

李 先ほどの政治的意図についての話です。僕もちろん中国政府、あるいは外務省など、外国の関係者ではないのでそれは知らないのですが、領土問題について1972年あるいは1978年、最近では2010年、2012年の動きから見ると、多分、この問題を解決するというよりも、うまく管理するという狙いがあったのです。ですから、「擱置争議、共同開発」というものがあるので、争議というものを認めて、それで管理する。国際裁判所や、武力でそれを解決するのは今の世代ではなかなか難しい。あと10年か20年、あるいは数十年かかります。その間に中国が強くなり、そのときには日本が弱くなっているから武力で解決するという意味ではなく、今の人たちの知恵では解決できないから、今の問題を抑えて、管理するような形にするというのが、今、中国が考えていることだと思います。

もう一つは日米関係のことです。日米同盟が最近執拗に強化され、中国が警戒していると思います。中米の間で今、「新型大国関係」というものを構築しているなかで、アメリカは中国に対して安保の面では今ある程度抑制の戦略を取っていて、経済戦略をかみ合わせて、それプラス、ヘッジという政策です。ただ、今、日本の動きを見ると、最近、安保の面でアメリカの前を走っているように見えるので、中国が警戒しています。例えば、最近話題になっている日米同盟の中で、ガイドラインの再構築とか、そのようなことになれば、米韓関係にも大きな影響を与えたいと思います。米国と韓国の戦時作戦指揮権、その辺もまだ延ばすかもしれません。日本にはもちろん国内の問題、集団的自衛権等の問題がありますが、それより今、アメリカよりも前の方を走っているのではないかという気がして、中国からも懸念の声が出ているのだと思います。

それから、領土の問題は、みんな入り口のところで、歴史認識などで問題になっていて、解決法としては歴史認識、あるいは領土の主権、あるいは経済利益の問題で、やはり出口のほうでどのように開発して利用するかを考えなければなりません。特にはなかなか難しい。今の段階ではそれを解決するよりも、ちょっと両国から、あるいは多くの関係者から知恵を集めて情勢を悪化させないように調整する方向で努力しなければならないと思います。

林 王先生、沼田大使からコメントとご質問を頂きました。先ほどは時間の関係もあって十分に説明できなかった部分があるかもしれませんが、少し補足します。

まず大使からのコメントです。中国政府の意図について、琉球が王国時代の隷属関係、つまり、中国に朝貢しながら薩摩にも服属したという状況に戻ることはないと思います。そのことは一度も聞いたことがありません。しかも、現実的には不可能です。前近代の秩序の話であって、今の時代は主権在民という理念がかなり徹底していますので、当然そういう発想はないと思います。

ただし、中国の意図は何かということに関しては、「人民日報」の議論が発表された後、私は2回北京に行きまして、中国外務省の方、政府の関係者とも意見交換をしました。その意図を率直に聞いたところ、中国の言い分からすると、尖閣問題に関して、日本側は挑発的なことをしている、島を買ったりする動きがあって、それを受けて日本を刺激したいというようなことにすぎません。実際、中国政府は今まで沖縄の主権に関する立場は変えていないということをはっきり言っています。それ以上のコメントは正式にはなかったのです。

私の判断としては、現時点では、中国政府は本気で沖縄の領有権問題にどんどん出てくることはないと思います。ただし、尖閣問題と絡んだこともあり、学者も含めて中国社会が非常に大きな関心を持つことは確かです。しかも、尖閣問題、あるいは琉球の歴史をテーマにした研究計画があれば、研究経費が安くなるという話も聞きました（笑）。ただ、確かにこれから民間レベルの議論が続くとは思いますが、それ以上の政治的な動きは当面考えられません。また、個人的にも、民間の議論は別として、沖縄に関しては慎重に対応すべきという個人的な意見を率直に中国政府各部にも伝えまして、それを受け入れてくれました。ですから、この問題はこれ以上はないと思います。

ただ、一つ補足しますと、台湾の立場もそうで、中国の民間の議論とも似ているかもしれませんが、たとえ日本の沖縄に対する主権、領有権に問題があるというような認識があっても、中国や台湾は沖縄が自国の領土であるとは言っていません。

王先生のご質問にもあるのですが、つまり、ある意味では国外の問題ということですね。そういう意味では、協力体制は当面あり得ないと思います。というのは、尖閣問題に関しても、馬英九政権は中国と協力しないと明言しているからです。尖閣問題では中国側も台湾側も領有権を主張していますが、琉球に関しては主張していませんので、政府間の協力はあり得ないと思います。しかも、中国の議論が出てきた後、台湾政府は何もコメントしていません。民間の議論はあります。先ほどシンポジウムがあったという話もありました。ただ、台湾の民間の議

論は思慮があって一貫しているということもあって、これに対して大陸側の研究者は非常に注目しています。ですから、研究レベルの協力はあると思いますが、それ以上の政治的な動きはないと思います。

司会 ありがとうございます。福原先生、お願いします。

福原 明石先生、コメントをありがとうございました。「親近感を持った」というお墨付きを頂きましたので、意を強くいたしました（笑）。

私に対しては、個別に質問があったわけではありませんので、報告者全員として質問がなされた政治的意図に関して、また植民地主義に関して簡単なコメントをいたします。

私は朝鮮半島を研究対象に勉強をしておりますので、日本の政治的意図はどういうものなのか、その中身はよく分かりません。ただ、日本や韓国、北朝鮮の政治的意図を特に議論しなければならないような、そういう状況や問題が浮上しているのは事実であり、朝鮮半島を研究している立場から、その土壌・背景については言うべきことがあるのではないかと思います。

もう15年ほど前のことになりますが、ヴィクター・D・チャさんという人が、冷戦期の日米韓関係について分析した研究書を刊行されて、その中で、日韓関係の紐帯の強弱を決めている要因は何かということを実証的に論じ、明らかにされました。そこでは、例えば歴史問題や日韓の二国間でのトラブルの有無がその要因として作用しているのではなくて、アメリカのアジア関与が決定的な要因だということが浮き彫りにされています。つまり、アメリカがアジアへの関与を深めれば深めるほど、日本も韓国も安心しきって仲が悪くなると（笑）。しかし、アメリカのアジア関与が薄まれば、安全保障に危機感を覚えて、日韓は反目を超えて協力する。言い換えれば、冷戦の論理は歴史問題などの日韓固有の問題を封じ込めてきた側面があるということです。そうした関係が冷戦期にはずっと続いてきたのですが、冷戦後はそうした関係に基づく紐帯がかなり剥落してしまった状況なわけです。それを踏まえると、特に日韓の間においては、平和ボケと固有の問題にどう対処するかというアクション・リアクションが両国の政治的意図の背景として指摘できるのではないかと考えます。それはともあれ、現時点において重要なのは、冷戦期のような安全保障上の危機が去った後、日本と韓国が新たな紐帯を保つための可視的な意義を喪失したままの関係であり続けているということだろうと思います。日韓は同じ体制になったとか、あるいは価値を共有しているとかいった抽象的なこと、それは確かにそうなのですが、そこからさらに踏み込んで、どういう日韓の紐帯の意義を見いだせるか、それを明らかにすることが喫緊の課題だと考えます。これは日韓関係を勉強している南先生や私の責任かもしれないませんが、そういうものをより積極的に突き出していく努力をしないと、研究者として思います。

それから、植民地主義の再検討についてです。もちろん、こうしたことはアジアを巻き込んで日本が主導して行うべきだと思います。しかし、重要なことはその際の方法論だと思います。最近すごく気になるのは、大阪市長や東京都知事の

発言です。彼らは歴史の問題をとかく普遍化する傾向にあります。私は何事も普遍と特殊という概念で捉えることが多いのですが、例えば慰安婦の問題について話をするときにもそうです。ドイツ軍にもあったとか、ヨーロッパ諸国にもあったとかいうように普遍化する議論がある一方で、いや、しかし問われているのはそういうことではなく、日本はどうするのですかと、日本の主体性が問われているのではないですかと常に思うのです。

結局、アジアから見ると、普遍化することは議論から逃げていようにしか見えないということです。確かにドイツ軍にも、どこそこの軍隊にも慰安婦はあったかもしれない。それはそうとして、日本としては、その責任をどう取るのかということが問われているのです。その特殊な部分、日本の主体性というものをもどく発揮するかという観点がないと、植民地主義の再検討、歴史の問題をいくら議論してもあまり意味がないのではないかという気がしています。

司会 ありがとうございます。では、朴先生、お願いします。

朴 私に向けられた質問は黄さんからだったと思います。私があえて北極海をめぐって韓日中が協力の可能性を探るべきだということを訴えたのは、実は現状から見ると、北極海においても、韓国、日本、中国が競争する可能性が高いからです。日本の海上自衛隊から、韓国や中国の船が日本海を航行する場合に備えて、海上監視体制を整えるべきだという議論も出ています。今の東シナ海域における対立が解決できない、緩和できない状況では、対立や紛争が世界的に広がる可能性もあるのではないかという懸念があったのです。ですから、今の段階から協力の可能性と協力による利益を強く訴えることが、未来の潜在的な紛争の可能性を低くするのではないかと思います。

もう一点申し上げます。私は領土問題に対して本格的に議論するつもりはなかったのですが、国際法による解決の可能性についてのいろいろな議論が出たと思います。国際政治学の中には、現状維持の国と現状変更の国、現状維持の外交と現状変更の外交があります。今の東アジアの領土に関しては、国際法的な判断のみならず、実効的な支配の現実が依然として残っています。実効的な支配の現状を変更することは、実効的な支配の根拠を新たに解明できる新しい資料が出ていたり、あるいは実効的な支配によって多大な被害が多くの人々に与えられることがあるからこそ、一つの国によって、あるいは複数の国によってできると思います。

ただ、今の東アジア領土紛争によって多大な被害が果たしてどこの国に生じているかを問わなければいけないと思います。ですから、現状維持によって大きな被害がない場合、私は現状を維持してもいいのではないかと思います。あるいは中国や日本が抗議した棚上げの精神も奏功するのではないかと思います。

司会 ありがとうございます。時計を見ると、定刻になってしまっていますが、45分まで延長させていただきます。早速ですが、第2ラウンドに入ります。その前にちょっと確認ですが、NHKの加藤（青延）先生から質問あるいはコメントは

ありませんか。もしありましたらお願いします。

**加藤** 感想だけ述べさせていただきます。今日は大変勉強になりました。特に国際法という非常に高い大局的なレベルから、それこそ漁民の方の実情、現場からの見方と、いろいろな見方をこの問題を通じて知ることができました。また、今回は日本だけではなく、中国、台湾、韓国の皆さんの話を日本語で聞けます。これは私にとっては驚くべきことで、大変勉強になりました。こういう機会にここに参加できたことを大変うれしく思っています。本当にお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

**司会** ありがとうございます。では、質問がある方は手を挙げてください。王先生から。

**王** 先ほど、李先生が中国政府の正当論を話されたので、先ほどの質問に関連して、私も中国国内の政治的な動きに心配する点があります。2010年の問題と2012年の問題に関して、中国の中で一番喜んだのは海監海軍です。2012年の国有化までに、中国の海監関連の船が尖閣に行くために毎回外務省に了承をもらわなければいけなかったのです。ほとんどの場合、中国の外務省は了承しなかったのですが、2012年の国有化の後に海軍の力が非常に強くなりました。彼らがなぜそれほど尖閣に行きたいかという、これも実は日本と関連があって、「日本で国際法を勉強した人が中国の海軍に入って、尖閣にしょっちゅう行かないと、実効支配を主張できません」と（笑）。それで「行かせてくれ」と何度も外務省にお願いしたのに、「駄目だ」ということでずっときたのに、2012年の国有化の後に、彼らは「やったぞ」と思ったらしいのです。これでもう中国政府は何も批判できなくなって、最近では、この件について外務省にはもう何の発言権もなくなってしまっているのです。

私はこれを相当危惧していて、日本国内のこういう動きに対して、日本が一番怖がっている中国の人たちがどんどん有利になっていくのです。これは日本の戦前の状況と似ているところがありますので、そういう面も考慮して、少し日本の行動も考えて……。棚上げについては、日本側は約束がないという話をよくするのですが、昔の日本の外交官が何人も証言していて、そういう約束があったという話もあります。むしろ今の時点で棚上げに戻ったほうが日本に有利ではないかと思いますが、そういう点もぜひ考えていただきたいと思います。

**司会** ありがとうございます。恐らくもうひとつぐらいは質問を受けられると思います。ではフィリピンからの声です。

**マキト** フィリピンのマキトです。先ほどフィリピンの領土問題について、中国を国際裁判で提訴したという話を聞いたのですが、個人的には非常に残念に思っています。元渥美奨学生としては、中国の友だちが多いので、そこまで時代が進んだのは非常に残念だと思います（笑）。国際的な感覚としては、裁判で紛争を裁くの

は当たり前なのですが、やはり東アジアの感覚では、裁判を起こしたこと自体が非常に深刻です。そういう意味で、南先生がおっしゃっている東アジア型の解決方法は、もう少し研究すべきではないかと思っています。

質問としては、東アジア型の解決策を東南アジアにも適用できる可能性はありますか。あるいは、もしそういう研究があれば、教えていただきたいと思います。

南 そこまでは考えていなかったのですが、ここで急に考えないといけないのですが(笑)。先ほど私がお話したことから論理的に考えると、東南アジアにも適用できると思います。領土問題というのは、細かいところは論証すべきだと思いますが、大きな流れから見ると、近代的な、地政学的な知識が東アジアに入ってきて、それによって日本が地政学をこの地域に適用しながらつくられたものをいかに克服するかの問題だと思うのです。

日本の地政学の展開は、まず山縣有朋の利益線の問題から始まります。線の内部のアジアを日本の色で塗りつぶしていき、線を面にした。その次に、これは大東亜共栄圏という圏になっていきます。線、面、圏となっていくのが、日本の敗戦後にビッグバンを迎えて点になったのです。この散在する点をどうするかということが、領土問題の解決だと思うのです。東アジア一帯に散らばっているこの問題をどうするかという観点で考えるならば、私の考えた日韓関係の問題は、日本と東南アジアのいろいろな関係にも適用することができます。それはこれからいろいろな専門家と一緒に考えて、広げていくべき研究テーマだと思います。

私は日韓関係でやりましたが、東アジア型国際社会論というものを定義するためには、実は日中関係や東南アジアとの関係も入れないといけませんので、これからもう少し広げていこうと思っています。

最初にこのフォーラムを企画するときに、実はそういうところを考えて、ベトナム、フィリピンも入れて、東南アジアも全部入れようと考えていたのですが、先ほどお話ししたとおり、集中的に問題を取り出すためには難しい課題がいろいろあります。ロシアも入っていないということも問題になりますが、次回またこのフォーラムができれば、ロシアも入れ、また東南アジアも含む東アジアを舞台にこの問題を考えていきたいと思っています(笑)。

司会 村瀬先生から少し補足があります。

村瀬 フィリピンの方から、友だちが中国にたくさんいるから裁判は避けるべきだと(笑)。私は、対立すべき問題があるとするならば、それを対立させ、その上で解決を求めるということをしないと本当の友だちにはなれないのではないかと考えています。そう言う風に対応できない点は東アジアのわれわれの弱いところですよ。

ちょっと飛躍しますが、南先生の東アジア型や李先生の東アジア国際秩序という、国際秩序を語る場合に、地域主義というのは非常に危険な発想の仕方だと私は思っています。戦前の日本は、大東亜国際法秩序ということをはげしく伝えたことがありますが、私は地域主義と言うと、すぐにそういう覇権主義を想像するわけですよ。やはり国際秩序というのは、特に今のようにグローバル化している時代に

は、まずは普遍的な秩序として考えなくてはいけないと思っています。

司会 ありがとうございます。先ほどの二つの質問に対して、明石先生がお答えできると思いますので、よろしくお願いします。

明石 ありがとうございます。領土問題、その他の背後に政治的な意図が往々にして存在するという点について、フロアから発言がありましたが、私もそのとおりでと思います。既に何人かの日本の地方政治家の問題のある発言に言及されましたが、大阪市長や名古屋市長の発言の他に、われわれが最も重要視すべきなのは、石原前東京都知事の尖閣に関する大変残念な発言です。これは日本でなされたのではなくて、国際的な注意を引くために、わざわざニューヨークに行ってなされたものです。あれは大変残念なことでした。今の猪瀬知事の回教徒諸国に対する発言も問題がありましたが、オリンピックが東京に決まる前には、彼の発言を心配した日本人も多かったと思います。とにかく、そういう地方政治家の発言をあまり諸外国が注目してほしくないと思うのです。この人たちはどうせ外交問題には責任がないわけですから、勝手なことを言っているわけです。

大阪市長の発言に関連して、実は国会議員が何人か私のところを訪ねてきて、大阪の橋下市長はアメリカに行って釈明することを希望しているのだけれども、どうしたらいいだろうかということ私に聞いてきましたので、アメリカに行って釈明すれば事態をますます悪くするから、ぜひとも行かないでほしいというアドバイスをして、幸いにして彼は行きませんでした（笑）。

しかしながら、石原前都知事の発言は、いろいろな意味で火に油を注いだような結果になって、民主党政権の最後に、野田前総理が尖閣を国有化することを提案したのも、これは村瀬さんの領域ですが、国際法的には何ら意味のないことだったはずですが。国有化というのは、中国などには、どぎつい新しい政策ではないか、日本政府がより強固な姿勢に変わったのではないかと誤解されたわけです。こういう政治家の発言が、時々意図そのものから離れた形で一人歩きをしていくということは、グローバル化した国際関係の中ではやむを得ないことですが、われわれはできるだけそういう変な方向に事柄がエスカレートしないように気を付けていく必要があると思います。

それから、角田さんから歴史問題についての発言がありました。私も全く同感です。反植民地主義も歴史理解の上で大事ですから。必ずしも右翼的な感情ではないのですが、最近日本に生まれつつある歴史に対するリビジョニズムのようなものが、戦後、日本があまりにも素直に平和感情に行ったのに対して、ちょっとブレーキをかけようとする感情が生まれてきていることは事実だと思うのです。リビジョニズムは確かに危険な要素を持っているので、われわれが中道的な良識派であろうとするならば、そういう行き過ぎに対して必要に応じてブレーキをかける。その基本的な路線は、1995年の村山談話や1993年の河野談話で、そういう線を直そうとするような発言が現れることに対して相当気を付けるべきだと思います。そういう発言をすることによって、他のアジア諸国にいろいろな誤解を与えるということは、日本人として自戒しなくてはいけないことです。

歴史に対する反省では、確かにヨーロッパの例が参考になります。あのプライドの高いドイツ人が、ポーランドに対しても、フランスに対しても、チェコに対しても三拝九拝して、何度も反省し、謝罪しているということを、誇りの高い日本人ですが、われわれはぜひとも参考にしなくてはならないと思います。

司会 ありがとうございました。

## 講師略歴

## ■ 村瀬信也 【むらせ・しんや】 MURASE Shinya

1943年生まれ。1967年国際基督教大学卒業、1972年東京大学大学院修了(法学博士)、同年立教大学法学部専任講師、その後、助教授、教授。1993年以降、上智大学法学部教授。この間、Harvard Law School 客員研究員、国連法務部(UN Office of Legal Affairs)法務担当官、Columbia Law School 客員教授、アジア開発銀行(ADB)行政裁判所裁判官、ハーグ国際法アカデミー(Hague Academy of International Law)理事、万国国際法学会(Institut de droit international)準会員、気候変動政府間パネル(IPCC)第4次報告書主要著者などを務める。2009年より国連国際法委員会(UN International Law Commission)委員。2014年4月から上智大学名誉教授、9月からは中国青年政治学院客員教授。著書として、『国際立法』(東信堂、2002年、中国語訳2012年)、『国際法論集』(信山社、2012年)、S. Murase, International Law: An Integrative Perspective on Transboundary Issues, Sophia U.P., 2011. など。領土問題に関する最近の論文として、「領土をめぐる視角と国際司法裁判所」『外交』16号2012年11月、S. Murase, “The Senkaku Islands and International Law,” CSIS Japan Chair Platform, 22 May 2013: WWW.CSIS.ORG/JAPAN

## ■ 南基正 【ナム・キジョン】 NAM Kijeong

1988年(韓国)ソウル大学外交学科卒業、1991年同修士卒業。1997年東京大学大学院・総合文化研究科博士課程修了、2000年博士学位取得。学位論文は「朝鮮戦争と日本—『基地国家』の戦争と平和」。1999年(韓国)、高麗大学平和研究所責任研究員。2001-2005年、(日本)東北大学大学院法学研究科助教授。2005-2009年、(韓国)国民大学国際学部副教授。2009年-現在、ソウル大学日本研究所副教授。SGRA「世界平和と安全保障」研究チームチーフ。最近の主な業績に『戦後日本、そして不慣れな東アジア』(共著、韓国、2011年)、『朴正熙時代、韓日関係の再照明』(共著、韓国、2011年)、「日中国交正常化と韓日関係—遅延された葛藤」(韓国、2011年)、「東アジア休戦システムの中の朝鮮半島と日本」(2011年)、『歴史としての日韓外交正常化(2)』(共著、法政大学出版局、2011年)、「日本の社会学者たちと戦後社会科学の形成」(韓国、2013年)など。

## ■ 李成日 【リ・チェンリ】 LI Chengri

1995年北京大學政治学・行政管理学部(現政府管理学院)卒業、2000年北京大學国際関係学院修士号取得。2008年慶應義塾大学大学院法学研究科法学博士学位取得。慶應義塾大学法学部訪問研究員、韓国東西大学国際学部招聘講師、専任講師、助教授などを経て、2013年から中国社会科学院アジア太平洋・グローバル(全球)戦略研究院助理研究員。主要業績に『中国の朝鮮半島政策—独立自主外交と中韓外交正常化』(慶應義塾大学出版会、2010年10月)、「中国の朝鮮半島政策と中韓関係—中韓の『戦略的協力パートナーシップ』の意味を中心に」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』、第83巻12号、2010年12月)、「脱冷戦期における中国の対北朝鮮影響力変化への考察」(小此木政夫編著『朝鮮半島の秩序変革』、慶應義塾大学出版会、2013年3月)。

■ 林泉忠 【リム・チュアンティオン (通称:リン・センチュウ)】 LIM John Chuan-Tiong

国際政治学専攻。中国で初等教育、香港で中等教育、そして日本で高等教育を受け、2002年東京大学より博士号(法学)を取得。2004年より琉球大学法文学部助(准)教授、またハーバード大学フェアバンク・センターや台湾大学人文社会高等研究院客員研究員などを歴任。2012年-現在、台湾中央研究院近代史研究所副研究員。著作に『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス：沖縄・台湾・香港』(明石書店、2005年)、『現代アジア研究 第2巻：市民社会』(共著、慶應義塾大学出版会、2008年)、『コンタクトゾーンとしての島嶼における文化現象：沖縄と東アジア・太平洋島嶼地域』(共著、彩流社、2010年)、『グローバル・ディアスポラ 第1巻：東アジア』(共著、明石書店、2011年)、論文に『「辺境東アジア」：新たな地域概念の構築』(『国際政治』第135号)など。

■ 福原裕二 【ふくはら・ゆうじ】 FUKUHARA Yuji

島根県立大学総合政策学部／大学院北東アジア開発研究科准教授。同北東アジア地域研究センター副センター長。岡山県生まれ。広島大学大学院国際協力研究科修了(学術博士)。韓国啓明大学国際学部講師、島根県立大学助手、助教授を経て現職。専門は、北東アジア国際関係史、朝鮮半島地域研究。主要著書に、『たけしまに暮らした日本人たち』(風響社、2013年)、『交渉する東アジア』(共著、風響社、2010年)、『核拡散問題とアジア』(共著、国際書院、2009年)、『日本・中国からみた朝鮮半島問題』(編著、国際書院、2007年)ほか。

■ 朴 榮濬 【パク・ヨンジュン】 PARK Young-June

1986年延世大学で政治学士を取得、1988年ソウル大学の大学院で修士号を取得、2002年東京大学で博士号を取得。2004-2008年韓国国家安全保障会議や東北アジア時代委員会の政策諮問委員、2009年-現在、韓日新時代共同研究委員会の韓国側一員、2009、2011年韓国国際政治学会の安全保障・国防研究委員会の委員長、2010-2011年アメリカのHarvard University, US-Japan Program の招聘研究員、2012年韓国政治学会の韓日学術交流委員会の委員長。『第3の日本』(2008年)、『東アジアの戦争と平和』(共著、2006年)、『安全保障の国際政治学』(共著、2010年)、『21世紀における国際安全保障の挑戦と課題』(共著、2011年)など、日本政治外交、国際安全保障、東アジアの国際関係などに関する著書と論文多数。

## SGRA レポート バックナンバーのご案内

---

- SGRA レポート01 設立記念講演録 「21世紀の日本とアジア」 船橋洋一 2001. 1. 30 発行
- SGRA レポート02 CISV 国際シンポジウム講演録 「グローバル化への挑戦：多様性の中に調和を求めて」  
今西淳子、高 偉俊、F.マキト、金 雄熙、李 來賛 2001. 1. 15 発行
- SGRA レポート03 渥美奨学生の集い講演録 「技術の創造」 畑村洋太郎 2001. 3. 15 発行
- SGRA レポート04 第1回フォーラム講演録 「地球市民の皆さんへ」 関 啓子、L.ビッヒラー、高 熙卓 2001. 5. 10 発行
- SGRA レポート05 第2回フォーラム講演録 「グローバル化のなかの新しい東アジア：経済協力をどう考えるべきか」  
平川 均、F.マキト、李 鋼哲 2001. 5. 10 発行
- SGRA レポート06 投稿 「今日の留学」「はじめの一歩」 工藤正司 今西淳子 2001. 8. 30 発行
- SGRA レポート07 第3回フォーラム講演録 「共生時代のエネルギーを考える：ライフスタイルからの工夫」  
木村建一、D.バート、高 偉俊 2001. 10. 10 発行
- SGRA レポート08 第4回フォーラム講演録 「IT教育革命：ITは教育をどう変えるか」  
白井建彦、西野篤夫、V.コストブ、F.マキト、J.スリスマンティオ、蔣 恵玲、楊 接期、李 來賛、  
斎藤信男 2002. 1. 20 発行
- SGRA レポート09 第5回フォーラム講演録 「グローバル化と民族主義：対話と共生をキーワードに」  
ペマ・ギャルポ、林 泉忠 2002. 2. 28 発行
- SGRA レポート10 第6回フォーラム講演録 「日本とイスラーム：文明間の対話のために」  
S.ギュレチ、板垣雄三 2002. 6. 15 発行
- SGRA レポート11 投稿 「中国はなぜWTOに加盟したのか」 金香海 2002. 7. 8 発行
- SGRA レポート12 第7回フォーラム講演録 「地球環境診断：地球の砂漠化を考える」  
建石隆太郎、B.プレンスイン 2002. 10. 25 発行
- SGRA レポート13 投稿 「経済特区：フィリピンの視点から」 F.マキト 2002. 12. 12 発行
- SGRA レポート14 第8回フォーラム講演録 「グローバル化の中の新しい東アジア」  
+宮澤喜一元総理大臣をお迎えしてフリーディスカッション  
平川 均、李 鎮奎、ガト・アルヤ・プートゥラ、孟 健軍、B.ヴィリエガス  
日本語版2003. 1. 31 発行、韓国語版2003. 3. 31 発行、中国語版2003. 5. 30 発行、英語版2003. 3. 6 発行
- SGRA レポート15 投稿 「中国における行政訴訟—請求と処理状況に対する考察—」 呉東鎬 2003. 1. 31 発行
- SGRA レポート16 第9回フォーラム講演録 「情報化と教育」 苑 復傑、遊間和子 2003. 5. 30 発行
- SGRA レポート17 第10回フォーラム講演録 「21世紀の世界安全保障と東アジア」  
白石 隆、南 基正、李 恩民、村田晃嗣 日本語版2003. 3. 30 発行、英語版2003. 6. 6 発行
- SGRA レポート18 第11回フォーラム講演録 「地球市民研究：国境を越える取り組み」  
高橋 甫、貫戸朋子 2003.8.30 発行
- SGRA レポート19 投稿 「海軍の誕生と近代日本—幕末期海軍建設の再検討と『海軍革命』の仮説」  
朴 榮濬 2003.12.4 発行

- SGRAレポート20 第12回フォーラム講演録 「環境問題と国際協力：C O P 3の目標は実現可能か」  
外岡豊、李海峰、鄭成春、高偉俊 2004. 3. 10 発行
- SGRAレポート21 日韓アジア未来フォーラム 「アジア共同体構築に向けての日本及び韓国の役割について」 2004. 6. 30 発行
- SGRAレポート22 渥美奨学生の集い講演録 「民族紛争－どうして起こるのか どう解決するか」 明石康 2004. 4. 20 発行
- SGRAレポート23 第13回フォーラム講演録 「日本は外国人をどう受け入れるべきか」  
宮島喬、イコ・プラムティオノ 2004.2.25 発行
- SGRAレポート24 投稿 「1945年のモンゴル人民共和国の中国に対する援助：その評価の歴史」 フスレ 2004. 10. 25 発行
- SGRAレポート25 第14回フォーラム講演録 「国境を越えるE-Learning」  
斎藤信男、福田収一、渡辺吉裕、F.マキト、金 雄熙 2005. 3. 31 発行
- SGRAレポート26 第15回フォーラム講演録 「この夏、東京の電気は大丈夫？」 中上英俊、高 偉俊 2005.1.24 発行
- SGRAレポート27 第16回フォーラム講演録 「東アジア軍事同盟の過去・現在・未来」  
竹田いさみ、R.エルドリッヂ、朴 榮濬、渡辺 剛、伊藤裕子 2005. 7. 30 発行
- SGRAレポート28 第17回フォーラム講演録 「日本は外国人をどう受け入れるべきか-地球市民の義務教育-」  
宮島 喬、ヤマグチ・アナ・エリーザ、朴 校熙、小林宏美 2005. 7. 30 発行
- SGRAレポート29 第18回フォーラム・第4回日韓アジア未来フォーラム講演録 「韓流・日流：東アジア地域協力におけるソフトパワー」 李 鎮奎、林 夏生、金 智龍、道上尚史、木宮正史、李 元徳、金 雄熙 2005. 5. 20 発行
- SGRAレポート30 第19回フォーラム講演録 「東アジア文化再考－自由と市民社会をキーワードに－」  
宮崎法子、東島 誠 2005. 12. 20 発行
- SGRAレポート31 第20回フォーラム講演録 「東アジアの経済統合：雁はまだ飛んでいるか」  
平川 均、渡辺利夫、トラン・ヴァン・トウ、範 建亭、白 寅秀、エンクバヤル・シャグダル、F.マキト  
2006. 2. 20 発行
- SGRAレポート32 第21回フォーラム講演録 「日本人は外国人をどう受け入れるべきか－留学生－」  
横田雅弘、白石勝己、鄭仁豪、カンピラパーブ・スネート、王雪萍、黒田一雄、大塚晶、徐向東、角田英一  
2006. 4. 10 発行
- SGRAレポート33 第22回フォーラム講演録 「戦後和解プロセスの研究」 小菅信子、李 恩民 2006. 7. 10 発行
- SGRAレポート34 第23回フォーラム講演録 「日本人と宗教：宗教って何なの？」  
島蘭 進、ノルマン・ヘイヴンズ、ランジャナ・ムコパディヤヤー、ミラ・ゾンターク、セリム・ユジェル・ギュレチ  
2006. 11. 10 発行
- SGRAレポート35 第24回フォーラム講演録 「ごみ処理と国境を越える資源循環～私が分別したごみはどこへ行くの？～」  
鈴木進一、間宮 尚、李 海峰、中西 徹、外岡 豊 2007. 3. 20 発行
- SGRAレポート36 第25回フォーラム講演録 「ITは教育を強化できるか」  
高橋富士信、藤谷哲、楊接期、江蘇蘇 2007. 4. 20 発行
- SGRAレポート37 第1回チャイナ・フォーラム in 北京 「パネルディスカッション『若者の未来と日本語』」  
池崎美代子、武田春仁、張 潤北、徐 向東、孫 建軍、朴 貞姫 2007. 6. 10 発行
- SGRAレポート38 第6回日韓フォーラム in 葉山講演録 「親日・反日・克日：多様化する韓国の対日観」  
金 範洙、趙 寛子、玄 大松、小針 進、南 基正 2007. 8. 31 発行
- SGRAレポート39 第26回フォーラム講演録 「東アジアにおける日本思想史～私たちの出会いと将来～」  
黒住 真、韓 東育、趙 寛子、林 少陽、孫 軍悦 2007. 11. 30 発行

- SGRA レポート 40 第27回フォーラム講演録 「アジアにおける外来種問題～ひとの生活との関わりを考える～」  
多紀保彦、加納光樹、プラチヤー・ムシカシントン、今西淳子 2008. 5. 30 発行
- SGRA レポート 41 第28回フォーラム講演録 「いのちの尊厳と宗教の役割」  
島蘭進、秋葉悦子、井上ウイマラ、大谷いづみ、ランジャンナ・ムコパディヤーヤ 2008. 3. 15 発行
- SGRA レポート 42 第2回チャイナ・フォーラム in 北京&新疆講演録 「黄土高原緑化協力の15年—無理解と失敗から相互理解と信頼へ—」 高見邦雄 日本語版、中国語版2008. 1. 30 発行
- SGRA レポート 43 渥美奨学生の集い講演録 「鹿島守之助とパン・アジア主義」 平川均 2008. 3. 1 発行
- SGRA レポート 44 第29回フォーラム講演録 「広告と社会の複雑な関係」  
関沢 英彦、徐 向東、オリガ・ホメンコ 2008. 6. 25 発行
- SGRA レポート 45 第30回フォーラム講演録 「教育における『負け組』をどう考えるか～日本、中国、シンガポール～」  
佐藤香、山口真美、シム・チュン・キャット 2008. 9. 20 発行
- SGRA レポート 46 第31回フォーラム講演録 「水田から油田へ：日本のエネルギー供給、食糧安全と地域の活性化」  
東城清秀、田村啓二、外岡 豊 2009. 1. 10 発行
- SGRA レポート 47 第32回フォーラム講演録 「オリンピックと東アジアの平和繁栄」  
清水 諭、池田慎太郎、朴 榮濬、劉傑、南 基正 2008. 8. 8 発行
- SGRA レポート 48 第3回チャイナ・フォーラム in 延辺&北京講演録 「一燈やがて万燈となる如く—アジアの留学生と生活を共にした協会の50年」 工藤正司 日本語版、中国語版2009. 4. 15 発行
- SGRA レポート 49 第33回フォーラム講演録 「東アジアの経済統合が格差を縮めるか」  
東 茂樹、平川 均、ド・マン・ホーン、フェルディナンド・C・マキト 2009. 6. 30 発行
- SGRA レポート 50 第8回日韓アジア未来フォーラム講演録 「日韓の東アジア地域構想と中国観」  
平川 均、孫 洌、川島 真、金 湘培、李 鋼哲 日本語版、韓国語 Web 版 2009. 9. 25 発行
- SGRA レポート 51 第35回フォーラム講演録 「テレビゲームが子どもの成長に与える影響を考える」  
大多和直樹、佐々木 敏、渋谷明子、ユ・ティ・ルイン、江 蘇蘇 2009. 11. 15 発行
- SGRA レポート 52 第36回フォーラム講演録 「東アジアの市民社会と21世紀の課題」  
宮島 喬、都築 勉、高 熙卓、中西 徹、林 泉忠、ブ・ティ・ミン・チイ、劉 傑、孫 軍悦 2010. 3. 25 発行
- SGRA レポート 53 第4回チャイナ・フォーラム in 北京&上海講演録 「世界的課題に向けていま若者ができること～  
TABLE FOR TWO～」 近藤正晃ジェームス 2010. 4. 30 発行
- SGRA レポート 54 第37回フォーラム講演録 「エリート教育は国に『希望』をもたらすか：東アジアのエリート高校教育の  
現状と課題」 玄田有史 シム チュン キャット 金 範洙 張 健 2010. 5. 10 発行
- SGRA レポート 55 第38回フォーラム講演録 「Better City, Better Life ～東アジアにおける都市・建築のエネルギー事情とラ  
イフスタイル～」 木村建一、高 偉俊、Mochamad Donny Koerniawan、Max Maquito、Pham Van Quan、  
葉 文昌、Supreede Rittironk、郭 榮珠、王 劍宏、福田展淳 2010. 12. 15 発行
- SGRA レポート 56 第5回チャイナ・フォーラム in 北京&フフホト講演録 「中国の環境問題と日中民間協力」  
第一部（北京）：「北京の水問題を中心に」 高見邦雄、汪 敏、張 昌玉  
第二部（フフホト）：「地下資源開発を中心に」 高見邦雄、オンドロナ、ブレンサイン 2011. 5. 10 発行
- SGRA レポート 57 第39回フォーラム講演録 「ポスト社会主義時代における宗教の復興」  
井上まどか、ティムール・ダダバエフ、ゾンターク・ミラ、エリック・シッケタンツ、  
島蘭進、陳 継東 2011. 12. 30 発行
- SGRA レポート 58 投稿 「鹿島守之助とパン・アジア論への一試論」 平川 均 2011. 2. 15 発行

- SGRAレポート59 第10回日韓アジア未来フォーラム講演録「1300年前の東アジア地域交流」朴亨國、金尚泰、胡潔、李成制、陸載和、清水重敦、林慶澤 2012. 1. 10発行
- SGRAレポート60 第40回フォーラム講演録「東アジアの少子高齢化問題と福祉」田多英範、李蓮花、羅仁淑、平川均、シムチャンキョット、F・マキト 2011. 11. 30発行
- SGRAレポート61 第41回SGRAフォーラム講演録「東アジア共同体の現状と展望」恒川恵市、黒柳米司、朴榮濬、劉傑、林泉忠、ブレンサイン、李成日、南基正、平川均 2012. 6. 18発行
- SGRAレポート62 第6回チャイナ・フォーラム in 北京&フフホト講演録「Sound Economy ～私がミナマタから学んだこと～」柳田耕一  
「内モンゴル草原の生態系：鉱山採掘がもたらしている生態系破壊と環境汚染問題」郭偉 2012. 6. 15発行
- SGRAレポート64 第43回フォーラム講演録 in 蓼科「東アジア軍事同盟の課題と展望」朴榮濬、渡辺剛、伊藤裕子、南基正、林泉忠、竹田いさみ 2012. 11. 20発行
- SGRAレポート65 第44回フォーラム講演録 in 蓼科「21世紀型学力を育むフューチャースクールの戦略と課題」赤堀侃司、影戸誠、曹圭福、シム・チュン・キョット、石澤紀雄 2013. 2. 1発行
- SGRAレポート66 渥美奨学生の集い講演録「日英戦後和解（1994-1998年）」（日本語・英語・中国語）沼田貞昭 2013. 10. 20発行
- SGRAレポート67 第12回日韓アジア未来フォーラム講演録「アジア太平洋時代における東アジア新秩序の模索」平川均、加茂具樹、金雄熙、木宮正史、李元徳、金敬黙 2014. 2. 25発行
- SGRAレポート68 第7回SGRAチャイナ・フォーラム in 北京講演録「ボランティア・志願者論」（日本語・中国語・英語）宮崎幸雄 2014. 5. 15発行

■ レポートご希望の方は、SGRA事務局（Tel：03-3943-7612 Email：sgra.office@aisf.or.jp）へご連絡ください。

SGRAレポート No. 0069

---

第45回 SGRAフォーラム

紛争の海から平和の海へ  
－東アジア海洋秩序の現状と展望－

編集・発行 (公財) 渥美国際交流財団関口グローバル研究会 (SGRA)  
〒112-0014 東京都文京区関口3-5-8  
Tel: 03-3943-7612 Fax: 03-3943-1512  
SGRA ホームページ: <http://www.aisf.or.jp/sgra/>  
電子メール: [sgra-office@aisf.or.jp](mailto:sgra-office@aisf.or.jp)

発行日 2014年10月20日  
発行責任者 今西淳子  
印刷 (株)平河工業社

©関口グローバル研究会 禁無断転載 本誌記事のお尋ねならびに引用の場合はご連絡ください。